

古代東アジア国際秩序の再編と日韓関係

—7～9世紀—

坂上康俊

森公章(第1章)

第1章 7世紀の日韓関係

第1節 隋・唐の成立と東アジア諸国の動向

- (1) 倭国の対隋外交と朝鮮半島諸国との関係
- (2) 『隋書』の「大国」の評言について
- (3) 唐の興起と国際均衡の時期

第2節 白村江戦と東アジア地域の再編

- (1) 百済王子豊璋の来倭と東アジアにおける642年
- (2) 白村江戦に至る東アジアの国際関係
- (3) 白村江戦と唐・新羅・百済・高句麗・倭
- (4) 新羅の対唐戦争遂行と倭・新羅関係

第2章 日本律令国家の成立

第1節 日本律令制の成立過程における新羅の影響

- (1) 新羅の「律令制」と日本の律令法典
- (2) 日本律令国家成立過程における新羅の影響

第2節 日本律令国家の国際秩序構想

- (1) 「隣国」「蕃国」論
- (2) 唐からみた世界秩序

第3節 外交機構と迎接儀礼

第4節 新羅・渤海との間の外交文書

第3章 日本・新羅関係の推移

第1節 8世紀の日本・新羅関係

- (1) 新羅・倭(日本)蜜月期

- (2) 日本・新羅関係の軋轢
- (3) 藤原仲麻呂の新羅征討計画
- (4) 日本・新羅外交関係の断絶

第2節 奈良時代仏教と新羅

第3節 正倉院宝物の中の新羅文物

- (1) 物品
- (2) 文書

第4節 平安時代の日本・新羅関係

- (1) 新羅商人の来航
- (2) 張宝高と入唐僧
- (3) 貞観年間の新羅海賊船の襲撃と王土王臣思想
- (4) 高麗建国・新羅滅亡と日本

第4章 日本・渤海関係の推移

第1節 奈良時代の日・渤海—両国の地位の相互認識を中心に—

第2節 平安時代の日・渤海

- (1) 年期制の成立とその運用
- (2) 渤海使迎接儀礼と文人官僚
- (3) 日本・渤海の交易
- (4) 渤海使・遣渤海使の航路と交通路

(要旨)

7世紀の東アジアは、隋・唐の成立と朝鮮半島情勢への介入により激動の時代を迎える。642年を1つの画期として、朝鮮三国の対立は最終段階に入り、倭国も等距離外交から百済支持への転換を余儀なくされ、660年百済滅亡後、663年百済復興運動を支援して唐・新羅と白村江戦で対戦、大敗北を喫する。これにより倭国が有史以来築いてきた朝鮮半島諸国との関係は一時途絶する。しかし、半島統一を目指して唐と戦争を始めた新羅は、倭国に連年遣使し、「朝貢」姿勢で関係維持を求めた。しかし、新羅が唐との関係を回復すると、亢礼関係を求めるようになり、8世紀には対外観の相違が日羅関係においてさまざまな問題を惹起することになる。

この間、7世紀末葉に成立した渤海が、唐・新羅に対抗して自らを存立させることを目的として日本に使者を派遣し、ここに以後二百年弱に及ぶ日本・渤海の外交関係が成立する。初めは軍事的な意味を持っていたこの関係は、唐に安史の乱が起こることによって東アジアの緊張関係が緩むことが大きく作用して、交易を中心とする経済的関係へと移行していった。

8世紀末には日本と新羅との間の外交関係が途絶するが、それまでの間に日本には、新羅からさまざまな文物がもたらされた。9世紀に入ると、新羅国内の状況が悪化したこともあって日本に新羅人が来着するようになり、その中には東シナ海を舞台として日・唐・新羅三国間の交易に従事する海商とも称すべ

き存在が目立つようになった。その代表とも言える張宝高は、9世紀中葉に反乱を起こして滅ぼされるが、彼が維持していた海上ネットワークは、日本ではもっぱら「唐商」として現れる存在によって引き継がれることになる。日本では、こうした商人への対応をめぐる、さまざまな試行錯誤がおこなわれた。一方渤海との間では、9世紀には年期制が取られるようになり、渤海が日本に朝貢する形を維持しながら、かなり頻繁・活発な交流が行われた。しかし、中国で唐が滅びて五代の時代を迎えると時を同じくして、新羅末期の反乱の中から高麗が建国されて新羅が滅び、またやや遅れて渤海も契丹に降伏する。これによって7世紀後半に成立した東アジアの国際関係は崩壊した。

(キーワード)

隋・唐と東アジア諸国、「大国」、白村江戦、律令体制、「調」、朝貢、蕃国、賓礼、迎接、正倉院、華嚴宗、安置供給、新羅海商、年期制、張宝高、海賊、唐商

第1章 7世紀の日韓関係

第1節 隋・唐の成立と東アジア諸国の動向

中国では4世紀初頭以来、長らく南北朝時代の分裂が続いていたが、589年に北朝の隋が南朝の陳を討滅し、約300年ぶりに中国統一を実現した。隋は3度に亘る高句麗征討などにより事実上2代煬帝で壊滅してしまうが、隋(581～618年)、そして次の唐(618～907年)は、前近代東アジアにおいて普遍的な国制のモデルとされた律令法を完成した、強大な中央集権国家であった。この隋・唐の登場により、この間独自に国家形成を進めてきた倭国、朝鮮半島諸国は新たな国際情勢への対応を余儀なくされる。朝鮮半島では高句麗・百済・新羅の三国が対立する状態にあり、隋・唐の介入という新たな事態を受けて、これまでとは異なった形で紛争が展開されることになる。

1. 倭国の対隋外交と朝鮮半島諸国との関係

隋が中国を統一した際、朝鮮半島諸国では百済が589年、高句麗が591年、新羅は594年に隋に遣使している。隋に対する朝鮮半島諸国の対応は、隋と対立して征討を受け、これを撃退した高句麗、隋の高句麗征討に依存しながらも、それに乗じて新羅を攻撃し、あくまで自国の利益確保を図る百済、そして隋に臣従することで高句麗・百済の攻勢を抑えようとする新羅という具合に整理することができ、この三国それぞれの対応は次の唐に対しても基本的構図となる。

倭国が第1回遣隋使を派遣したのは600年のことであり、東アジア諸国の中では最後の使者派遣になった。600年の遣隋使は自国の政治のやり方などを得々と述べたが、隋の初代皇帝文帝に「此太無義理」と一蹴され、中国流の方式に改めるように指導がなされたという(『隋書』倭国伝)。倭国は603年冠位十二階制定、604年憲法十七条作成、小墾田宮の礼式改訂などの国制改革を進め、607年の第2回遣隋使小野妹子派遣に至る。

冠位十二階は倭国で最初の冠位制度で、朝鮮三国、特に百済の制度に範を求めている【黛弘道1959、1979】。その後に隋・唐との通交を重ねる中でも、隋・唐制の全面的採用への転換には時間が必要であり、倭国はまず社会の発展段階が相似する朝鮮半島諸国の制度を参照するという方法をとったことには留意しておきたい【森公章2008a】。

607年の倭国の国書「日出処天子、致書日没処天子、無恙云云」（『隋書』倭国伝）については、かつては「日出処」と「日没処」に格差を見出し、倭国は対等外交を主張したとする意見が優勢であった【森克己1962】。しかし、現在ではこの語句は仏典『大智度論』に典拠があり、方角の「東」・「西」を示すだけであって、むしろ「菩薩天子」と称された隋の皇帝に配慮したものと解する説が有力である【東野治之1992、河上麻由子2008】。「致書」や「天子」の語も必ずしも対等関係を強調するものではないという理解【森公章1988】、またたとえ対等関係構築を意図するものとしても、中国王朝との君臣関係を回避するためには、その前提として中国王朝に匹敵する国際的地位や影響力などが必要であると考えられるので、明らかにこれを欠いている倭国は、隋との君臣関係を回避できなかったという意見もある【廣瀬憲雄2008】。

ちなみに、倭国を「日出処」とする発想は倭国の朝廷から生まれたものではなく、この国書起草や対隋外交の方針決定については、595年に来朝し、当時の倭国の有力王族であった厩戸王（聖徳太子）の仏教の師となった高句麗僧慧慈の影響が大きかったとする見解も呈されている（「日出処」・「日没処」は高句麗から見た倭国・唐を指すと説明されている）【李成市1990】。慧慈は隋の高句麗征討が山場を越えた615年に帰国しており、確かに倭国を全面的に中国側につかせないという「使命」を果たしたことになる。この時期、高句麗は僧侶派遣や仏教・文化面での貢献を示し、倭国の希求に応じ得る国であることを明示しており（「古代王権の成長と日韓関係」第3章の表4を参照）、次の唐代にも該当することであるが、こうした高句麗、また百済や新羅の国際活動が倭国の対中国外交に与えた影響にも注意したい。

1-01『日本書紀』推古16年（608）6月丙辰条

客等泊于難波津。是日、以飭船卅艘迎客等于江口、安置新館。於是、以中臣宮地連摩呂・大河内直糠手船史王平爲掌客。爰妹子臣奏之曰、臣參還之時、唐帝以書授臣。然經過百濟國之日、百濟人探以掠取。是以不得上。於是、羣臣議之曰、夫使人雖死之不失旨。是使矣、何怠之失大國之書哉。則坐流刑。時天皇勅之曰、妹子雖有失書之罪、輒不可罪。其大國客等聞之亦不良。乃赦之不坐也。

なお、隋使裴世清は百済経由で倭国に到来した（『隋書』倭国伝）が、ここに1つの事件が起きる。帰朝した小野妹子の言によると、帰国の際に百済で百済人に隋皇帝からの文書を奪われたというのである。この「唐帝以書授臣」という文書については、これを国書とする見解が有力であったが、国書は裴世清が持参しており、『日本書紀』推古16年（608）8月壬子条で捧呈されたことが見えている（皇帝が臣下に下す慰勞制書の形式で、倭国の遣使を「朝貢」とする文言も存する）。百済は隋が倭国に何を告げるか関心があったのかもしれないが、国書強奪は大きな国際問題になる筈で、百済人による奪取の事実には疑問が残る。この問題に関しては、この「書」は倭国の「無礼」を教諭した文書の謂であって、小野妹

子はこれが倭国の朝廷に披露されると、自分の使命達成に齟齬が生じるので、強奪を口実に報告しなかったのではないか、また朝廷もそれを是としたのではないかとする見解が呈されている【川本芳昭2004】。この件についてはこの理解を支持したい。

2. 『隋書』の「大国」の評言について

『隋書』倭国伝には「新羅・百濟、皆以倭為大国、多珍物、竝敬仰之、恒通使往来」という記述が存する。当該期の日韓関係の実相を知るために、倭国と朝鮮半島諸国との関係を検討してみたい。崇峻朝から推古朝にかけて、倭国は①591～595年、②602～603年の2度に亘る筑紫への駐兵を行い、「任那復興」の姿勢を示している【森公章2002a】。①は594年の新羅の入隋とその後の動静を見極めた上で、撤退、②は百濟・高句麗の新羅侵攻（「古代王権の成長と日韓関係」第3章の表3を参照）に応答したものであったが、600年の遣隋使の不首尾により国政改革や東アジア外交再構築の必要性を認識したことが要因となって中止されたようであり、倭国の行動が東アジアの国際情勢と密接に関連していたことがわかる。

1-02『日本書紀』推古18年(610)7月条

新羅使人沙喙部奈末竹世士、與任那使人喙部大舍首智買、到于筑紫。

1-03『日本書紀』推古19年(611)8月条

新羅遣沙喙部奈末北叱智、任那遣習部大舍親智周智、共朝貢。

1-04『日本書紀』推古29年(621)是歳条

新羅遣奈末伊彌買朝貢。仍以表書奏使旨。凡新羅上表、蓋始起于此時歟。

倭国が上述の隋との通交を経た610、611年には、倭国に新羅使と「任那」使の来朝があった。敏達朝以来の「任那復興」の努力、2度に亘る興兵を以てしても実現できなかった「任那」使の来朝と「任那調」送付が達成されたのである。その理由として、倭国の遣隋使派遣、隋との通交という国際情勢の変化が想定される。新羅は608年に高句麗の攻撃を受け、北部国境地帯で8000人もの人々が捕囚になるという被害を被り、隋に高句麗征討の発動を要請している（『三国史記』新羅本紀真平王30年条）。こうした情勢の下、新羅は倭国にも救援を求めようとしたと考えられ、「任那調」送付による関係修復・強化に努めたのであろう。その新羅との対抗上、百濟の来朝と文物の供与、さらに隋と対立する高句麗からの接触を得ることができたことも重要である（「古代王権の成長と日韓関係」第3章の表4を参照）。

『隋書』の「大国」の用例によると、「大国」とは内に礼節を整え保持するとともに、礼的秩序社会を形成し得る国と定義されるようであるが【黒田裕一1998】、倭国が朝鮮三国の均衡の上に等距離外交を展開することが可能になったことも、「大国」の評言につながる重要な要素であったと考えられる。但し、今回の「任那調」獲得は倭国の主体的な「任那復興」策発動によって達成されたものではなかった。「大国」の評価も本当の意味での倭国の国力充実に由来するのではなく、国際情勢という外的要因に左右される側面が大きいものであった点を忘れてはならない。

3. 唐の興起と国際均衡の時期

618年、高句麗征討の失敗などにより隋が滅亡し、唐が成立する。高句麗は619年、百済と新羅は621年に唐と通交するが、各国の通交姿勢は基本的に隋代と同様であった。

1-05『旧唐書』倭国伝(貞観5年=631)

貞観五年、遣使献方物。太宗、矜其道遠、勅所司、無令歳貢。又遣新州刺史高表仁、持節往撫之。表仁無綏遠之才、與王子争礼、不宣朝命而還。

倭国が第1回遣唐使を派遣したのは630年で、『旧唐書』倭国伝(史料05)によると、631年倭国が入貢した時、唐・太宗は歳貢免除を指示したといい、これは唐が倭国を冊封し、倭国が毎年朝貢することを前提とした措置であったと理解される【西嶋定生1962・1981、金鉉球1983】。しかし、倭国に派遣された唐使高表仁が「與王争礼」つたとあるように(『旧唐書』は「王子」となっているが、『新唐書』日本伝、『善隣国宝記』舒明3年条所引「唐録」などによって改めた【池田温1971】)、倭国は冊封を拒否したようである。倭国は隋の冊封も受けていないようであり、対等外交云々とは別に、倭国が中国の冊封を受けないのは隋代から一貫した方針であったらしい。この時期、唐は北方・西方に問題を抱えており、630年突厥の頡利可汗撃破、635年吐谷渾討伐、640年高昌国の平定、641年吐蕃に公主を降嫁と、641年までは東方政策に専念できない状況であった(唐が高句麗に陳大徳を派遣して様子を探らせるのは641年8月であり、この頃から東方への目配りが始まる)。したがって倭国と高表仁のトラブルも大きな問題にならず、事なきを得たのであろう。

なお、倭国が第1回遣唐使を派遣する直前の630年3月に高句麗・百済使が揃って来朝していることが知られる(「古代王権の成長と日韓関係」第3章の表4を参照)。この使節は倭国の対唐外交に何らかの牽制を試みたものと推定され、高句麗と百済が倭国を自陣に引き入れようとしていたことが窺われる。白村江戦に至る国際情勢の推移については次節で述べたいが、倭国が結局のところ百済・高句麗側につくのは、この頃からの工作の影響も考慮すべきことを示唆していよう。

第2節 白村江戦と東アジア地域の再編

642年は、660年唐・新羅による百済討滅、663年白村江戦における百済遺民・倭国の大敗北と百済の完全滅亡、668年高句麗滅亡へと展開し、その後朝鮮半島全体の領有を図る唐と新羅の間に戦争が始まり、676年新羅による半島統一(統一新羅の成立)に帰着する東アジアの大変動の過程において、画期となる年であった。

1. 百済王子豊璋の来倭と東アジアにおける642年

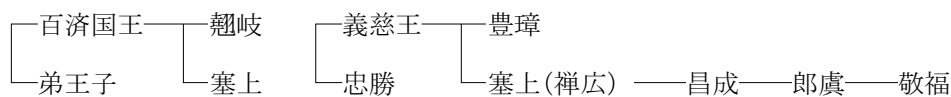
642年、前年に即位した百済の義慈王(在位641～660年)は自ら兵を率いて新羅に侵攻し、40余城を下し、悲願であった旧加耶地域の奪回を達成した。百済はさらに高句麗と和親し、643年11月には党項城(京畿道華城郡西新面尚安里)を取り、旧都漢城の故地周辺を奪回しようとしたため、新羅の善徳女王(在位632～647年)が唐に救援を請い、攻撃は中止されたが、百済は東部・北部の失地回復を企て、

新羅への侵攻を激化する(『三国史記』新羅本紀・百濟本紀)。

義慈王はまた、642・3年頃に王子豊璋を倭国に「質」として派遣している。この百濟王子豊璋の到来時期には631年説もあるが(『日本書紀』舒明3年(631)3月庚申朔条)、この年は義慈王の前の武王(在位600～641年)の時代であり、疑問が残る。義慈王即位後の642年ないし643年に^{*1}来朝した百濟の王子に翹岐という人物がおり(『日本書紀』皇極元年2月戊子条、同2年4月庚子条)、この翹岐が豊璋と同一人物であり、豊璋＝翹岐の来朝も642・3年頃と見るのがよいという説が有力であると思われる【西本昌弘1985】。今、翹岐と豊璋の関係系図を作成すると、両者をめぐる人々は酷似しているし、豊璋の別名が紇解であること(『日本書紀』斉明7年(661)4月条、天智2年(663)5月癸丑朔条)に着目すると、紇解(キウケ)と翹岐(ケウキ)の音(『釈日本紀』卷19・20の秘訓による)は近似しており、豊璋＝紇解＝翹岐と解することができる^{*2}。

(皇極紀)

(孝徳・斉明紀、百濟王敬福薨伝)



なお、彼は単なる「質」として滞在した訳ではなく、倭国の朝廷と交流し、いわば高級外交官として倭国を親百濟に導く役割を果たしたことが指摘されており【羅幸柱1996】、こうした「質」の意味合いにも留意せねばならない。

東アジア諸国の642年の様相に戻ると、高句麗で国王の弑殺と泉蓋蘇文(淵蓋蘇文)^{*3}による専制政治が確立するのが、642年10月のことである。それは一面では高句麗の国家体制強化を実現したと見ることができる【鬼頭清明1981】。唐の高句麗征討は蓋蘇文の生存中は成功せず、彼の死後、子息の兄弟争いという内部分裂を待って、668年に漸く高句麗滅亡に至るという四半世紀に及ぶ唐との戦争が可能になったのは、蓋蘇文の手腕によるところが大きい。百濟・高句麗で専制権力の確立・戦争遂行可能

¹ 皇極紀の記事に年次的混乱があることに関しては、【鈴木靖民1970、西本昌弘1985】などを参照。

² 643年の記事では豊璋(余豊)が「百濟太子」とあることに注目したい。『三国史記』百濟本紀義慈王4年(644)条によると、この年に扶余隆を立太子したとあり、倭国に派遣された太子豊璋の代わりに扶余隆が太子に立ったものと理解すれば、豊璋は644年より少し前に来朝したと推定される。なお、【宋浣範2005】は、豊璋と翹岐を別人とし、豊璋は武王の子として631年に来朝した人物(倭国の第1回遣唐使派遣により唐・新羅と倭国の連合が促される可能性に対処したものと見る)、翹岐は義慈王即位による百濟大乱の影響で643年に来朝した人物と見ているが、【西本昌弘1985】の論拠をすべて検討した上での結論ではなく、『旧唐書』百濟伝、『三国史記』百濟本紀義慈王20年(660)条の「故(古)王子」を「故(古)王の子」と読み、当世代では王子と呼ぶのに相応しくない王子の意とする点、当該期の倭国の外交政策を親新羅から反新羅、そして親百濟へと転換すると見る点などいくつかの論点には従い難いところがあり、やはり【西本昌弘1985】を支持したいと思う。

³ 泉蓋蘇文は中国の史書や『三国史記』(卷49伝に「姓泉氏」)に「泉蓋蘇文」とあるが、蓋蘇文の弟浄土を『三国史記』新羅本紀文武王6年12月条などでは淵浄土としている。『旧唐書』高句麗伝に「蘇文姓錢氏」とあるのは、泉と錢の音通である。『東史綱目』附録卷上によると、泉はもと淵と称したものであるが、唐・高祖の諱を避けて淵を泉と改めたのであろうという。日本側の史料を見ると、『日本書紀』皇極元年2月丁未条に「伊梨柯須弥」とあり、伊梨はこの淵の字音に近く、柯須弥は蓋蘇文の音訳と考えられ、原音はIr-kasumであったことになる。したがって淵蓋蘇文が原音表記に近いものと考えられ、韓国の学界・読書界ではこの表記が一般的である。『日本書紀』天智3年10月条には蓋蘇文のことを蓋金、同6年10月条に蓋蘇文の子を太兄男生と記しており、日本側史料には「泉蓋蘇文」という表記はなく、この一族の姓が泉であるか否かも不明である。一方、『三国史記』高句麗本紀では「蓋蘇文」という名をみの表記になっており、宝蔵王26年9月条では彼の子息を泉男建・泉男生と記している。後者の泉姓の記事は『新唐書』を典拠にしたという事情もあるようである。

な国家体制が整備される中、6世紀代に大発展を遂げた新羅だけは、この時期、停滞期に陥っていた。642年当時の新羅王は善徳女王で、次いで真徳女王(在位647～654年)の治世が続く。女王だから国が治まらないという訳ではないが、男王を立てることができなかった背景には、王権弱体化の問題があったと考えられる。新羅は643年9月唐に遣使して、百済・高句麗の領土侵犯を訴え、救援を求めた。北方・西方の安定を遂げた唐には東方に目を向ける余裕ができており、唐の半島情勢への介入が可能になったという点でも、642年は画期となる。

倭国では642年に舒明天皇の皇后宝皇女が皇極天皇として即位し、新羅と同様に、女王による統治が出現する。この皇極朝では蘇我蝦夷・入鹿父子、蘇我本宗家を軸とする権力集中が図られ、東アジア情勢に対応し得る体制構築が目指された。しかし、その専制政治への恐怖と嫌悪が強くなり、倭国では645年6月、皇極天皇の子中大兄皇子(天智天皇)や中臣鎌足らを実働部隊として、蘇我本宗家を討滅、敏達系王族の孝徳天皇(皇極の弟)を中心とする権力集中を目指す乙巳の変が起きた。645年は唐・太宗の高句麗征討が始まった年で、乙巳の変は国内政治の主導権をめぐる争い、かつ東アジアの国際情勢に対応する国家体制構築の方向をも論点とするものであったと言える。但し、孝徳朝の改革(「大化改新」)には限界があり、この段階では倭国はまだ完全には中央集権的国家の建設に踏み出すことができなかった【森公章2002b、2005b】。

2. 白村江戦に至る東アジアの国際関係

乙巳の変と外交方策との関係や白村江戦への道程については、A親百済派であった蘇我本宗家に対して、中大兄皇子一派は親新羅・唐方式をとろうとし、その後親百済政策に転換する【山尾幸久1967、金鉉球1985、八木充1986】、B642年の百済の旧加耶地域奪回に伴い、「任那調」確保を追求する蘇我本宗家と、「任那調」を放棄してでも、百済・新羅2国との関係維持を企図する中大兄皇子一派との対立があり、中大兄皇子一派は朝鮮半島諸国の抗争に不介入の立場をとっていたが、百済に引きずられて受動的に白村江戦への道を進んだ【鬼頭清明1970】、C倭は642年以来一貫して親百済策であり、この方針に反する行為(内容不明)を取った蘇我本宗家を討滅した【西本昌弘1987】、などの見解が呈されている。

1-06『日本書紀』大化元年(645)7月丙子条

高麗・百済・新羅、並遣使進調。百済調使兼領調任那使、進任那調。唯百済大使佐平縁福遇病、留津館而不入於京。巨勢徳大臣、詔於高麗使曰、明神御宇日本天皇詔旨、天皇所遣之使、與高麗神子奉遣之使、既往短而將來長。是故可以温和之心相繼往來而已。又詔於百済使曰、明神御宇日本天皇詔旨、始我遠皇祖之世、以百済國爲内官家、譬如三絞之綱。中間以任那國屬賜百済、後遣三輪栗隈君東人觀察任那國堺。是故百済王隨勅悉示其堺、而調有闕、由是却還其調。任那所出物者、天皇之所明覽、夫自今以後、可具題國與所出調。汝佐平等、不易面來、早須明報。今重遣三輪君東入・馬飼造(闕名)。又可送遣鬼部達率意斯妻子等。

1-07『日本書紀』大化2年(646)9月条

遣小徳高向博士黒麻呂於新羅而使貢質、遂罷任那之調(黒麻呂更名玄理)。

1-08『日本書紀』大化3年(647)是歳条

新羅遣上臣大阿飡金春秋等、送博士小德高向黒麻呂・小山中中臣連押熊、來獻孔雀一隻・鸚鵡一隻。仍以春秋爲質。春秋美姿顔善談笑。

1-09『日本書紀』大化5年(649)是歳条

新羅王遣沙喙部沙飡金多遂爲質。從者卅七人(僧一人、侍郎二人、丞一人、達官郎一人、中客五人、才伎十人、譯語一人、雜僊人十六人、并卅七人也)。

1-10『日本書紀』白雉2年(651)是歳条

新羅貢調使知万沙飡等、著唐國服泊于筑紫。朝廷惡恣移俗、訶責追還。于時巨勢大臣奏請之曰、方今不伐新羅、於後必當有悔。其伐之狀不須舉力、自難波津至于筑紫海裏、相接浮盈鱸舳、召新羅問其罪者、可易得焉。

1-11『日本書紀』齊明元年(655)是歳条

高麗・百濟・新羅、並遣使進調(百濟大使西部達率余宜受・副使東部恩率調信仁、凡一百餘人)。蝦夷・隼人率衆内屬、詣闕朝獻。新羅別以及飡彌武爲質、以十二人爲才伎者。彌武遇疾而死。

乙巳の変直後の645年7月、来朝した高句麗と百濟の使者に対して、倭国は高句麗とは今後の通交を期待する言辞を交わすとともに、百濟に対しては「質」と目される鬼部達率意斯の妻子らを返上し、旧加耶地域奪回に伴う「任那調」送付を求め、その送付の際の細則を示している(史料06)。そして、翌646年9月、倭国は新羅に遣使して、「任那調」送付停止と「質」派遣を指示した(史料07)。したがって旧加耶地域を領有する国からは「任那調」送付、そうでない国からは「質」の派遣を得るという点では、従来の東アジア等距離外交が堅持されていると言える。しかし、実際には百濟は自力を好み、倭国にあまり遣使せず、新羅の方が頻繁な遣使、後に太宗武烈王として即位する金春秋も647年には一時的に「質」として来朝する(史料08)など、倭国との関係維持を求めているという構図になった⁴。

金春秋は648年には入唐しており、『旧唐書』倭国伝には第1回遣唐使をめぐる紛擾に続いて、「又附新羅奉表、以通起居」とある。新羅はこの年に3回遣唐使を派遣しているので(『三国史記』新羅本紀真徳王2年条)、正確にはどの使者に付託したのか不明であるが、A説の立場からは金春秋に付託して新羅支持の方策を告げたとする意見も呈されている。しかし、その伝達内容は不明であり、また倭国の第2回遣唐使派遣は653年になるので、等距離外交維持説の立場からは、倭国と唐との通交に対する直接的な関係は不詳と見ることもできる。なお、651年には来朝した新羅使の唐国服着用問題が起きる(史料10)。強硬意見も呈されたが、やはり倭国の具体的対応は不明であり、むしろ等距離外交維持のために積極的な反応をとらなかったのではないかと解される。

⁴ 金春秋の来倭は『三国史記』には見えない。但し、【石井正敏2007】は、延喜22年(922)に後百濟王甄萱が派遣した使者を追却した際の『本朝文粹』巻12「大宰答新羅牒」に引用された甄萱の牒状の中に「而自質子逃遁、隣言矯誣、一千年之盟約斯渝、三百歳之生疎到此」の句があり、「一千年」は紀元前18年の百濟建国、「三百歳」は660年あるいは663年の百濟滅亡からの概数、「質子」は金春秋のことであって、金春秋が倭国との提携を断念して入唐、唐との連携を強化したことが百濟滅亡につながったことを述べたものと解している。とすると、朝鮮側の史料にも金春秋が「質子」として来倭したという事実が知られていたことになり、それは『旧三国史』に記載されていたのではないかと推定されるという。但し、【渡邊誠2009】は、「一千年」は長い時間を漠然と指す「千年にも及ぶ永遠」の意であり(「三百歳」も同様)、日本からの「質」が逃亡したというのは、『日本書紀』神功5年3月条の微叱己知波珍干岐(末斯欣)の話を指したものであるとして、石井氏の理解を批判している。

642年以降、660年唐・新羅による百済滅亡までの国際情勢の変化を整理すると、次のような時期区分が可能であろう【森公章1992・1998】。

I《642～647年：唐の三国和親の説諭と朝鮮半島諸国の対応》高句麗は唐に敵対、百済は表面上は謝罪するが、新羅侵攻を続け、新羅では唐の軍事援助の条件＝唐の皇子を国王に擁立することをめぐって、親唐依存派と親唐自立派の対立が潜行する。

II《648～654年：新羅の唐風化政策と唐への接近》新羅は647年毗曇の乱を経て【武田幸男1985】、親唐自立派を中心に王権強化に乗り出すが、唐の高句麗征討失敗、647年百済の侵攻を受けて危地に立たされる。そこで、金春秋を入唐させて唐との結合を深め、一連の唐風化策をとり、唐と同様の国家組織構築、同質の文化形成により唐の信頼を得ようとし、また新羅の王権強化、強力な軍国体制構築に努めた。百済は651年入唐するが、653年8月倭国と通好して以後、遣唐使を派遣しなくなり、唐との対立の道を選ぶ。

III《655～660年：唐の高句麗征討再開と百済滅亡への過程》655年2月唐の高句麗征討が再開され、以後668年高句麗滅亡まで戦闘が続く。新羅は高句麗・百済の侵攻に対して唐に救援を求め、唐は高句麗に加担する百済の成敗を決意する。なお、656年以後には新羅使の倭国来朝はなく、この点にも新羅の外交方針の推移を読み取ることができる。

なお、この間の倭国と高句麗の通交、特に上述の655年以降、第Ⅲ期の様相にも触れておきたい。前節で触れた645年の来朝記事以降、『日本書紀』孝徳紀には毎年朝鮮三国からの使者が到来したことが記されているが、それらはやや類型的記述で、また孝徳紀には潤色も存するので、倭国と高句麗との通交の実態は不明とせねばならない。确实なところでは、656年の高句麗使来朝に応じて倭国からも遣高句麗使膳臣葉積・坂合部連磐鉏らが派遣されたことが知られる（『日本書紀』斉明2年8月庚子条・是歳条、9月条）。同時に遣百済使も派遣されている（斉明2年是歳条）ので、倭国は高句麗・百済の情勢把握に努めようとしていたことが窺われる。高句麗は660年にも倭国に遣使しており、ちょうど百済が滅亡する7月に帰国している（斉明6年正月壬辰朔条・5月戊寅条・7月乙卯条）。高句麗使はあるいはこうした変動を予告しようとしたのかもしれないが、たとえ倭国が高句麗と提携を図ろうとしても、もはやどうしようもなかったと考えられる。それどころか百済を討滅した唐・新羅連合軍は高句麗征討に全力を注ぐことが可能になり、高句麗には厳しい日々が続き、倭国に遣使することも困難になっていく。

3. 白村江戦と唐・新羅・百済・高句麗・倭

660年7月、唐・新羅の攻撃により百済が滅亡する。その後、唐は若干の駐留軍を残し、旧百済領の統治を行わせ、唐・新羅軍の主力は高句麗戦線に向かった。こうした中で早くも8月には百済遺民が蜂起し、百済復興運動が展開することになる。百済遺民は9月に倭国に使者を派遣して援助を求めており、倭国はこの段階で初めて百済滅亡と百済復興運動の興起を知る。百済遺民の要望は、倭国の援軍派遣とともに、「質」として倭国に滞在する王子豊璋を百済王に迎え、百済復興を完遂することであった（表1-A・B）。

倭国は早速に百済復興運動支援を決定したようである（表1-B）。その理由として、4世紀後半以来の百済との関係、百済滅亡による文物輸入ルートの途絶や朝鮮半島諸国に対する等距離外交の破綻

など、倭国に有利な国際情勢が激変を余儀なくされること、そして、「質」王子豊璋の存在などが想定される。豊璋を百済王として帰還させる際に、倭国は彼に織冠(大化五年冠位制の最上位)を受け、多臣蔣敷の妹を妻として娶らせており(表1-C)、倭国は百済王を臣下とし、百済に対して優位な関係を築こうとしたのかもしれない【寛敏生1989】。そうした企図とともに、倭国の戦略構想には新羅と戦うという意識が強く、唐と戦うという厳しい現実認識が希薄だった点にも留意しておきたい。

今、表1と関係史料検討の成果をもとに【坂本太郎1955、池内宏1961、八木充1970、鬼頭清明1981など参照】、倭国の派兵と百済復興運動の戦況を整理すると、次のようになろう【森公章1998b】。

①《661年9月：百済王子豊璋の帰国と衛送軍5000人(第1次派遣軍)の派遣》筑紫大宰帥阿倍比羅夫を中心に、筑紫の豪族を中心とする兵力が渡海した(表1-D・E・K)。この派遣軍は百済人とともに戦い、661～2年の百済優勢の状況を支えた。しかし、662年12月百済遺民が山陰で防御に有利な周留城(州柔、疏留城とも。錦江河口付近説、扶余邑より江景邑への錦江河畔説、忠清南道舒川郡韓山面の乾芝山城説など錦江沿岸と見る説と、全羅北道扶安郡の禹金岩山城説がある。前者では白村江は錦江、後者では東津江あるいは萬頃江になる)から豊穡な土地を有する僻城(全羅北道金堤)への遷居を提案し、倭国の将士の強硬な反対を退けて移動したところ、唐・新羅軍の攻撃を受け、663年2月には再び周留城に戻るようになった。

②《663年3月：27000人の第2次派遣軍の渡海》新羅方面を攻撃する軍勢で、新羅本国を脅かすことで、662年末以来の百済不利の戦況を転換しようとする方策だったようである(表1-Q・S)。しかし、百済では豊璋と鬼室福信の対立が起こり、663年6月、豊璋が福信を殺害して復興運動の実質的な中心人物を失うことになる。一方、唐・新羅は5月頃から兵力を増強し、百済復興運動の中心周留城攻撃を計画していた(『三国史記』百済本紀龍朔2年条、『旧唐書』劉仁軌伝)。

③《663年8月：万余の第3次派遣軍の出兵》周留城に迫る唐・新羅軍との決戦のために、白村江に向かった軍勢(表1-T)。②の一部が迂回したとする説もあるが、別部隊と見ておく。

1-12『日本書紀』天智2年八月甲午・戊戌・己酉・癸卯条(T・U・V・W)

甲午、新羅以百済王斬己良將、謀直入國先取州柔。於是、百済知賊所計、謂諸將曰、今聞、大日本國之救將廬原君臣率健兒萬餘、正當越海而至。願諸將軍等應預圖之。我欲自往待饗白村。戊戌、賊將至於州柔繞其王城。大唐軍將率戰船一百七十艘、陣烈於白村江。戊申、日本船師初至者、與大唐船師合戰。日本不利而退、大唐堅陣而守。己酉、日本諸將與百済王不觀氣象、而相謂之曰、我等爭先彼應自退。更率日本亂伍中軍之卒進打大唐堅陣之軍、大唐便自左右夾船繞戰。須臾之際、官軍敗績、赴水溺死者衆。艫舳不得廻旋。朴市田來津仰天而誓、切齒而嗔殺數十人、於焉戰死。是時百済王豊璋與數人乘船逃去高麗。

1-13『旧唐書』劉仁軌伝

(上略)仁軌遇倭兵於白江之口、四戰捷、焚其舟四百艘。煙焰漲天、海水皆赤。賊衆大潰、餘豊脱身而走、獲其寶劍。偽王子扶餘忠勝・忠志等率士女及倭衆并耽羅国使、一時竝降。百済諸城皆復歸順。(下略)

1-14『三国史記』新羅本紀文武王11年(671)7月26日条(大王報書)

(上略)至龍朔三年(663)惣管孫仁師領兵来救府城、新羅兵馬亦發、同征行至周留城下。此時倭国船兵来助百濟、倭船千艘停在白沙、百濟精騎岸上守船。新羅驍騎為漢前鋒、先破岸陣、周留失膽遂即下。(下略)

白村江戦の詳細は省略するが、当該期の高句麗の動向、倭国・百濟と高句麗との関係に触れておきたい(表1-G・J・R・W)。『日本書紀』斉明7年(661)是歳条(表1-G)には「日本救高麗軍将等」という表現があり、倭国と高句麗が同盟関係にあったとする意見も呈されているが⁵、直接的な連絡が取り交わされていたと見るのは難しいと思われる。百濟復興運動の援軍として派遣された倭国の軍将が高句麗と連絡を取ることにはあったと考える(表1-R)が、これは倭本国の指示というよりは、むしろ百濟復興運動を主導する百濟王豊璋や鬼室福信の戦略によるものと解される。表1-G・Jは高麗沙門道頭の「日本世記」に依拠した記事で、高句麗人である道頭の期待を込めた表現であったと見なされる。百濟復興運動の隆盛が唐・新羅軍を百濟方面に分散させ、結果として高句麗戦線が手薄になり、高句麗にとって「救援」になるという意味はあったと考えるが、倭国と高句麗が緊密な連絡を交わした上での作戦であったと位置づけるのは難しい【森公章2005a】。

4. 新羅の対唐戦争遂行と倭・新羅関係

663年8月の白村江戦後、唐・新羅は668年に高句麗を討滅し、東アジアで唐に敵対して残っているのは倭国だけになった。倭国には唐・新羅軍侵攻の脅威があり、防衛体制の整備が急務であった。664年5月に旧百濟領に駐留する唐の鎮将劉仁願が使者を派遣して倭国の情勢を観察させると、倭国の警戒は強まり、山城建造を中心に対馬から大宰府・瀬戸内海を経て畿内に及ぶ一大防衛網が構築された。これらの城郭建設を担当したのは、いずれも亡命百濟人であり、彼らは軍事技術の専門家であった。防衛計画だけでなく、亡命百濟人、あるいは高句麗滅亡後の亡命高句麗人が倭国に与えた影響は多方面に及んでいる。

668年9月には唐・新羅が高句麗を討滅しており、またこの9月には白村江戦後初めての新羅使が到来している(表2)。倭国は丁寧に応接し、帰国する新羅使を送って遣新羅使を派遣した。倭国は670年には高句麗平定を慶賀する遣唐使を送っており(『唐会要』卷99倭国条、『新唐書』日本伝)、新羅からの国際情勢伝達を得て、東アジアの中で唐に敵対して唯一残っている倭国は、慎重に外交活動を進めたのである。事実、この670年頃には唐の倭国征伐の風聞があったらしい(『三国史記』新羅本紀文武王11年(671)7月26日条大王報書、『日本書紀』持統4年(690)10月乙丑条)。

⁵ 【鄭孝雲1990】は、655年百濟・高句麗による新羅の30余城奪取により、倭国は高句麗に遣使し(『日本書紀』斉明2年(656)9月条)、高句麗と同盟を結んだと見る。また660年11月・661年5月高句麗による新羅攻撃(『三国史記』新羅本紀太宗武烈王7年11月条、8年5月条)は、同盟国である百濟を滅亡させた新羅に対する高句麗の報復行為であったという。その他、【鈴木英夫1980、韓昇2005】も斉明2年条について同様の可能性を認めている。しかしながら、やはり白村江戦で倭国と高句麗が戦略面で提携していたとする明証は得難いのではないかと考える。

1-15『日本書紀』天智10年(671)11月癸卯条

對馬國司遣使於筑紫大宰府言、月生二日、沙門道文・筑紫君薩野馬・韓嶋勝娑婆・布師首磐四人從唐來曰、唐國使人郭務悰等六百人、送使沙宅孫登等一千四百人、合二千人、乘船卅七隻俱泊於比智嶋。相謂之曰、今吾輩人船數衆、忽然到彼恐彼防人驚駭射戰。乃遣道文等豫稍披陳來朝之意。

しかし、東アジアの国際情勢は大きく変動し、今度は朝鮮半島全体の領有をめぐって新羅が唐と戦争を始め、唐が倭国に侵攻する危険は回避されることになる。新羅には旧百済領との国境画定に不満があった(大王報書)ので、669年末に高句麗遺民の反乱が起こると、新羅はこれを支援し、唐軍を半島から追い出して、新羅による半島統一事業に乗り出す。670年7月に旧百済領に侵攻し、8月には傀儡の報徳国を建国すると、唐との全面戦争に入り、676年頃には新羅が半島全体を領有することになる(統一新羅の成立、表3)。倭国には半島に駐留する唐軍(史料15など)や新羅に服属を迫られた耽羅などからも遣使があったが【森公章1998b】、倭国は朝鮮半島情勢に極力不介入の立場をとっている。

対唐戦争遂行中の新羅は「請政」という形で国際情勢や国王の死去などの国内事情を倭国に伝え、連年遣使して「朝貢」姿勢を示し、倭国が唐側につかないように努めた。倭国にはまた、報徳国(『日本書紀』ではこれもまた「高麗」(高句麗)と表記される)からの使人も来航したが、これには新羅人が「送使」として随行しており、決して自由な外交の意図に基づくものではなかった。新羅は自国からの使者だけでなく、報徳国使の送使という形でも、倭国との通交維持を図ったのである【田村圓澄1979】。倭国としては新羅優勢の方向を見極め、概ね新羅との通交維持の方策を選択したようであり、以後は半島のことは新羅に任せ、その新羅から「朝貢」を得ることや唐文化の継受を行うことが外交課題となる。670年の遣唐使の後、倭国の次の遣唐使任命は701年であり、この30年の間隔の中で倭国は東アジア情勢に直接関与することなく、中央集権的律令国家建設に邁進するのであるが、その時間を得るためにも、新羅との一国中心主義的外交を取り結び、外交面での紛糾を回避しようとしたものと考えられる。また唐風化の手本、東アジア情勢の伝達者としても、倭国が新羅に期待するところは大きく、この時期には新羅への留学生派遣も重要になる【関晃1955、鈴木靖民1974、1982b、2007】。

1-16『日本書紀』持統3年(689)5月甲戌条

命土師宿禰根麻呂、詔新羅弔使級食金道那等曰、太政官卿等奉勅奉宣、二年遣田中朝臣法麿等、相告大行天皇喪。時新羅言、新羅奉勅人者元來用蘇判位、今將復爾。由是法麻呂等不得奉宣赴告之詔。若言前事者、在昔難波宮治天下天皇崩時、遣巨勢稻持等告喪之日、翳食金春秋奉勅。而言用蘇判奉勅、即違前事也。又於近江宮治天下天皇崩時、遣一吉食金薩儒等奉弔。而今以級食奉弔、亦遣前事。又新羅元來奏云、我國自日本遠皇祖代並舳不干楫奉仕之國。而今一艘亦乖故典也。又奏云、自日本遠皇祖代、以清白心仕奉、而不惟竭忠宣揚本職、而傷清白詐求幸媚、是故調賦與別獻並封以還之。然自我國家遠皇祖代、廣慈汝等之德不可絶之。故彌勤彌謹、戰々兢兢。修其職任、奉遵法度者、天朝復益廣慈耳。汝道那等奉斯所勅、奉宣汝王。

但し、新羅が最大の懸案である対唐関係改善を進めると(表3)、対倭外交の姿勢にも変化が生じることになる。689年5月、持統天皇は来朝した新羅使に送付物を返却し、新羅は「我國自日本遠皇祖代並触不干楫奉仕之國」と称しているのだから、今後はきちんと礼を尽くすようにと詔している(史料16)。問題の発端は天武天皇死去を伝える遣新羅使に対する新羅側の応接者の位階低下にあり、今回の使者も従来より相当位が低くなっていた。新羅は683年に報徳国を併合し、686・7年には高句麗・百済の残民を誓幢軍団に編入し、統一新羅の統治体制が完成している。そして、686年には唐に遣使し、「吉凶要礼」を下賜されており、この頃から対唐関係の修復も大いに前進する【古畑徹1983】。つまり対唐関係修復の目途が立った新羅は、倭国に対する「朝貢」姿勢を見直し、亢礼への変更を図り、今回の紛擾が起きたのであり、倭国はあくまで「朝貢」姿勢の維持を求めているのである。こうした対外方策・意識の差異は8世紀の日羅関係において大きな問題になっていくのであるが、その様相や以後の日韓関係の展開については次章以下の考察に委ねることにしたい。

《表1 百済救援の略年表》 ※出典は『日本書紀』

660年

9月…百済、達率・沙弥覺従らを派遣し、百済滅亡と復興運動興起を伝える

(斉明6年9月癸卯条[A])

10月…佐平鬼室福信、佐平貴智らを派遣し、唐俘100余人を献上。救援軍の派兵と王子豊璋の帰還を乞う(斉明6年10月条[B])

《この間、斉明大王は百済救援を決定し、筑紫に遷居する》

661年

4月…福信、王子紆解(豊璋)の帰還を乞う上表文を呈する(斉明7年4月条[C])

《7月、斉明大王が死去》

8月…前將軍大華下阿曇比羅夫連・小華下河邊百枝臣、後將軍大華下阿倍引田比羅夫臣・大山上物部連熊・大山上守君大石ら、「救於百済遣、仍送兵杖五穀」し、別に大山下狹井連檳榔・小山下秦造田来津を遣して、「守護百済」(天智称制前紀8月条[D])

9月…中大兄皇子、王子豊璋に織冠を授け、多臣蔣敷の妹を妻となし、大山下狹井連檳榔・小山下秦造田来津に5000餘の軍を率いさせ、「衛送於本郷」(天智称制前紀九月条[E])

11月…『日本世記』には福信が捕獲した唐人績守言が筑紫に至るとある(斉明7年11月戊戌条[F])

是歳…「日本救高麗軍將等」が百済の加巴利濱(皆火＝全羅北道扶安カ)に泊る

(天智称制前紀斉明七年是歳([G]))

662年

正月27日…福信に矢・絲・綿・布・韋・稻種を贈る(天智元年正月丁巳条[H])

3月4日…百済王に布を賜う(天智元年3月癸巳条[I])

3月是月…唐・新羅の征討を受けた高句麗が倭国に救援を求めたので、軍將を疏留城(周留城)に派遣(天智元年3月是月条[J])

5月…大將軍大錦中阿曇比羅夫連ら、船師170艘を率いて豊璋を百済に送る(天智元年5月条〔K〕)

6月28日…百済、達率萬智らを派遣し、献物(天智元年6月丙戌条〔L〕)

12月1日…百済王豊璋・福信ら、狭井連・朴市田来津に州柔(周留城)から避城(全羅北道金堤)への遷居を提案し、田来津の強硬な反対を退け移動(天智元年12月丙戌朔条〔M〕)

是歳…百済救援のために兵甲・船舶・軍糧を備える(天智元年是歳条〔N〕)

663年

2月2日…新羅、百済の南畔4州を焼き、安德(徳安カ)等の要地を取る。百済、州柔(周留城)に戻る(天智2年2月丙戌条〔O〕)

是月…福信、唐俘續守言らを送る(天智2年2月是月条〔P〕)

3月…前將軍上毛野君稚子・間人連大盖、中將軍巨勢神前臣譯語・三輪君根麻呂、後將軍阿倍引田臣比羅夫・大宅臣鎌柄に27000人を率いさせ、「打新羅」(天智2年3月条〔Q〕)

5月1日…犬上君、高句麗に兵事を告げて還る途中、糺解と石城(忠清南道扶余の東南の石城里)に会い、福信の罪を訴えられる(天智2年5月癸丑朔条〔R〕)

6月…前將軍上毛野君稚子ら、新羅の「沙鼻岐奴江」2城を取る。百済王豊璋、福信を誅殺(天智2年6月条〔S〕)

8月13日…新羅、州柔(周留城)攻撃を謀る。百済王豊璋、「大日本國之救將廬原君臣率健兒萬餘、正當越海而至」と聞き、白村に待饗に出かける(天智2年8月甲午条〔T〕)

8月17日…新羅、州柔(周留城)を囲む。唐軍、戦艦170艘を率い、白村江に陣列
(天智2年8月戊戌条〔U〕)

8月27日…倭、唐の船師と戦い苦戦、退却(天智2年8月戊申条〔V〕)

8月28日…倭、白村江で唐軍に大敗。豊璋は高句麗に逃走(天智2年8月己酉条〔W〕)

9月7日…州柔(周留城)、唐に降伏。百済人ら、倭への亡命を決定(天智2年9月丁巳条〔X〕)

9月11日…牟弓(弥弓=全羅南道羅州軍平面)に出発(天智2年9月辛酉条〔Y〕)

9月13日…弓礼(全羅南道宝城郡鳥城面)に至る(天智2年9月癸亥条〔Z1〕)

9月24日…倭の船師と亡命百済人ら、弓礼城に至り、25日に出帆(天智2年9月甲戌条〔Z2〕)

《表2 白村江戦後の新羅・高句麗(報徳国)との通交略年表》

668年(天智7、文武王8):9月新羅級飡金東嚴が「進調」。11月新羅王・金庾信に船を賜与、王に賜物。遣新羅使小山下道守臣麻呂・吉士小鮪を派遣。

669年:9月新羅沙飡督儒が「進調」。

670年:9月阿曇連頼垂を新羅に派遣。

671年:6月新羅が遣使して「進調」。別に水牛1頭・山鶏1隻を送付。8月高麗上部大相可婁が「進調」。10月新羅沙飡金萬物が「進調」。11月新羅王に賜物。

672年(天武1、文武王12年):5月高麗前部富加朴が「進調」。11月新羅客金押實らを筑紫にて饗し、賜祿。12月新羅客に船1隻を賜与。

- 673年：閏6月新羅「賀騰極」使韓阿湊金承元・阿湊金祗山・大舍霜雪ら、「弔先皇喪」使（一説には「調使」）一吉湊金薩儒・韓奈末金池山ら到来。送使貴干寶眞毛送承元・薩儒は筑紫に留まり、筑紫で饗・賜禄し帰国させる。8月賀騰極使ら27人は上京。
高麗上部位頭大兄邯子・前部大兄碩千が「朝貢」。新羅の送高麗使人韓奈末金利益、筑紫に到来。
- 675年：2月新羅王子忠元、大監級湊金比蘇・大監奈末金天冲・弟監大麻朴武麻・弟監大舍金洛水が「進調」。送使奈末金風那・奈末金孝福が筑紫に到着。3月高麗大兄富于・大兄多武が「朝貢」、新羅級湊朴勤脩・大奈末金美賀が「進調」。7月小錦上大伴連國麻呂を大使、小錦下三宅吉士入石を副使とし新羅に派遣。
- 676年：2月大伴連國麻呂らが帰国。10月大乙上物部連麻呂を大使、大乙中山背直百足を小使とし、新羅に派遣。11月新羅沙湊金清平が「請政」、汲湊金好儒・弟監大舍金欽吉が「進調」。送使奈末被珍那・副使奈末好福が筑紫に到着。高麗大使後部主博阿于・副使前部大兄徳富が「朝貢」。新羅の送高麗使人大奈末金楊原、筑紫に到来。「肅慎」7人が清平とともに到来。
- 677年：2月物部連麻呂らが帰国。3月新羅使人清平ら13人が入京。5月新羅人阿湊朴刺破らが血鹿嶋に漂着。8月金清平が帰国。朴刺破ら帰国。
- 678年：新羅送使奈末加良井山・奈末金紅世が筑紫に到着。「當年之調」を送付する使級湊金消勿・大奈末金世々らは途中で漂没し行方不明になる。
- 679年：正月新羅送使加良井山・金紅世ら向京。2月高麗上部大相桓欠・下部大相師需婁が「朝貢」。新羅の送使奈末甘勿那が筑紫に到来。9月遣新羅使人、遣高麗使人が拜朝（※派遣記事不明）。10月新羅阿湊金項那・沙湊薩藁生が「朝貢」。「調物」は金・銀・鐵鼎、錦・絹・布、皮、馬・狗・騾・駱駝。天皇・皇后・太子への別献物は金・銀・刀・旗。
- 680年：5月高麗南部大使卯問・西部大兄俊徳が「朝貢」。新羅の送使大奈末考那が筑紫に到来。11月新羅沙湊金若弼・大奈末金原升が「進調」。習言者3人も到来。
- 681年（天武10年、神文王1）：7月小錦下采女臣竹羅を大使、當麻公楯を小使とし、新羅に、小錦下佐伯連廣足を大使、小墾田臣麻呂を小使とし、高麗に派遣。9月遣高麗・新羅使人ら拜朝。10月新羅沙喙一吉湊金忠平・大奈末金壹世が「貢調」（金・銀・銅・鐵、錦・絹、鹿皮・細布）。天皇・皇后・太子への別献物は金・銀、錦、霞幡、皮。新羅使者が国王の薨去を告げる。
- 682年：5月遣高麗大使佐伯連廣足ら使旨を御所に奉じる。6月高麗王が下部助有卦婁毛切・大古昂加を派遣し、「方物」を貢上。新羅の送使大奈末金釋起が筑紫に到来。
- 683年：11月新羅沙湊金主山・大奈末金長志が「進調」。
- 684年：4月小錦下高向臣麻呂を大使、小山下都努臣牛甘を小使とし、新羅に派遣。5月三輪引田君難波麻呂を大使、桑原連人足を小使とし、高麗に派遣。12月大唐学生土師宿禰甥・白猪史寶然、「百濟役時沒大唐者」猪使連子首・筑紫三宅連得許らが新羅經由で帰国。新羅の送使大奈末金儒が筑紫に到来。
- 685年：5月高向朝臣麻呂ら帰国。学問僧觀常・雲觀も帰朝。新羅王が馬2疋・犬3頭・鸚鵡2隻・鵲2隻・種々宝物を送付。9月遣高麗国使人ら帰国。11月新羅波珍湊金智祥・大阿湊金健勳が

「請政」し「進調」。

686年：4月筑紫より新羅の「進調」を進上（細馬1疋・騾1頭・犬2狗、鏤金器、金・銀、霞錦・綾羅、虎豹皮、藥物など100余種）。金智祥らの別献物は金・銀、霞錦・綾羅、金器、屏風、鞍皮、絹・布、藥物など60余種。皇后・皇太子・親王にも貢物あり。5月金智祥らは筑紫より帰国。

687年（持統1、神文王7）：正月直廣肆田中朝臣法麻呂・追大貳守君苾田を新羅に派遣し、天武天皇の喪を告げる。9月新羅王子金霜林、級飡金薩舉、級飡金仁述、大舍蘇陽信が「奏請國政」し「調賦」を進上。学問僧智隆が帰朝。筑紫大宰が天皇の崩を霜林らに告げる。霜林らは発哭。

688年：正月天皇の崩を金霜林らに奉宣。金霜林らは発哭。2月大宰が新羅の「調賦」を進上（金・銀、絹・布。皮・銅鐵など10余種、別献物の佛像、種々彩絹、鳥馬など10余種）。霜林の別献物は金・銀、彩色、種々珍異之物など80余物。筑紫より帰国。

689年：正月遣新羅使人田中朝臣法麻呂が帰国。4月新羅級飡金道那らが「奉弔」。学問僧明聡・觀智らを送る。別に金銅阿彌陀像・金銅觀世音菩薩像・大勢至菩薩像各1軀、綵帛・錦綾を送付。5月新羅使を問責。6月学問僧明聡・觀智らが新羅師友に送る縣各140斤を筑紫大宰が供給。7月弔使金道那ら筑紫より帰国。

690年：9月大唐学問僧智宗・義徳・淨願、軍丁筑紫國上陽咩郡大伴部博麻が、新羅送使大奈末金高訓らとともに筑紫に還着。12月送使金高訓ら、筑紫より帰国。

692年（持統6、孝昭王1）：11月新羅級飡朴億徳・金深薩が「進調」。朴億徳らを難波館で饗す。12月「新羅調」を伊勢・住吉・紀伊・大倭・菟名足の5社に奉納。

693年：2月新羅沙飡金江南・韓奈麻金陽元が王喪を告げる。

695年：3月新羅王子金良琳、薩飡朴強國、韓奈麻金周漢・金忠仙が「奏請國政」し、「進調献物」。9月遣新羅使直廣肆小野朝臣毛野・務大貳伊吉連博徳らが発向。

※出典は『日本書紀』。日本の天皇、新羅王代は交替のある年のみ注記した。

《表3 白村江戦後の朝鮮半島情勢略年表》

665年8月…熊津にて新羅・百済の盟誓。

668年9月…高句麗滅亡

○ …新羅、百済へ侵攻

669年5月…新羅、唐へ謝罪使派遣

末 …鉗牟岑、唐に叛す。

670年7月…新羅、百済へ侵攻。

8月 …金馬渚に報徳国成立。

671年7月…新羅、所夫里州設置。

○ …新羅、湯井州設置。

○ …新羅、所夫里州総管設置。百済遺民を白衿誓幢に編成。

672年7月…新羅の阿飡大吐が唐について叛乱を謀るが、誅殺される。

8月 …新羅、西海を鎮守。

- 673年 ○ …新羅、来投百済人に内外官を授ける。
674年正月 …唐、文武王の官爵を奪う。
675年2月…唐、新羅の謝罪により官爵を復す。
○ …新羅、百済の地を取る。
676年11月 …新羅、所夫里州伎伐浦で唐軍と戦う。
677年3月…新羅、所夫里州より白鷹献上。
678年4月…新羅、武珍州都督を任命。
683年10月 …報徳国滅亡。
684年11月 …報徳国遺民の叛乱平定。
686年 ○ …新羅、唐に遣使し、「吉凶要礼」を下賜される。

第2章 日本律令国家の成立

第1節 日本律令制の成立過程における新羅の影響

1. 新羅の「律令制」と日本の律令法典

東アジア世界の緊張関係の中で、7世紀後半から8世紀初頭にかけて、日本は唐の律令法典にならって自らの律令法典を編纂しながら、律令を国制の基本とする国家を作り上げていく。その国家体制を日本では律令体制と呼び慣わしており、7世紀末からおおよそ9世紀ころまでを、更にはそれ以後中世国家が成立するまでを律令国家の時代と呼ぶこともある。

7世紀後半以降の日本古代国家の国制を定めた律令法典は、存否に議論のある近江令(『藤氏家伝』、『弘仁格式』序に見える。670年の庚午年籍は、その施行を示すか)の後、飛鳥浄御原令の諸司への班賜(持統9年、689年。翌年の庚寅年籍の作成は、このうちの戸令に基づく)を経て、大宝元年(701)施行の大宝令、翌年施行の大宝律で一応の完成に達し、それが養老年間(及びその後。養老2年は718年)に修訂されたものが天平宝字元年(757)に施行される(養老律令)という経過をたどる。こうして編纂された日本律令に、新羅の律令ないし法制度の影響が認められるかどうかという議論がある。この議論は、新羅を含む三国の史料に見える「律令」「格」「式」という字句をどう捉えるかによって大きく左右される。

かつて【田鳳徳1971】は、『三国史記』高句麗本紀小獸林王3年(373)の記事「頒示律令」を史実と見、その母法を晋の泰始律令(268年)に求めた。しかしこれに対しては、【林紀昭1968、武田幸男1971、井上秀雄1971、1972-71～2、鈴木靖民1974-55】らによる批判があり、武田幸男は中国風の法体系とは見なしがたいとし、鈴木靖民も中国法としての律令ではなく、固有法を整備したものではないかとする。高句麗においては、これ以後「律令」等の用語は見られない。

次に『三国史記』(以下、新羅本紀)法興王7年(520)正月条に見える「頒示律令、始制百官公服・朱紫之秩」という記述については、【武田幸男1974】がここで制定された律令の具体的内容は、新羅独自

の百官の公服制度であり、「律令」も「規定」といった一般的意義で用いられているにすぎないと指摘して以来、日本ではこれが通説化している。ただしその後に発見された法興王11年(524)の蔚珍鳳坪碑に「奴人法」「杖六十」とあることと考え合わせ、ここでいう「律令」を新羅王権下の法制の中国的表現と解釈する考え方【鈴木靖民2008b-243】が出されており、少なくとも法興王7年の記事は新羅固有法の整備を示すものとする見方【李成市1989-165】は、ますます支持を得つつあると言って良い。

続いて武烈王元年(654)5月条の「命理方府令良首等、詳酌律令、修定理方府格六十余条」については、【武田幸男1967】が、この律令は、年代的に見て永徽の律令格式(651年)の影響を受けたものとするが、その内容には踏み込んでいない。これに対して【井上秀雄1971】は、真徳王元年(647)の毗曇の乱を契機に律令制化が進められ、同5年以降に律令官制が成立し、文武王12年(672)から神文王10年(690)までに律令的軍制が成立、同5年からは地方行政組織も改革されたと、新羅の律令体制の成立過程を描いている。

しかし本史料そのものに関して【北村秀人1982a-183~4】は、高麗の御史台格と同様の禁令集であり、詳酌した対象は唐の永徽律令格式という考えを示している。もっとも、高麗の御史台格は、御史台の格だから禁令集という要素が大きいと見ることも可能で、果たして理方府の格も禁令集という色合いが濃いと言えるのか、北村秀人の見解に疑問無しとしない。

更に文武王21年(681)7月1日条の「律令格式有不便者、即改張、布告遠近、令知此意。主者施行」について【鈴木靖民1974-14~15】は、これ以前に新羅独自の律令格式が形式上は完備していたことを示すものと評価する一方で、後述する村落文書から見て、村落構造には自然村落的な特有の制が展開するなど、新羅律令の独自性があったと見ている。一方【石上英一1979】のように、唐の律令と王の教令からなる格式を指すとする説もあり、また【北村秀人1982a-184~5】のように制度や規則一般を指す抽象的な用語とする見方もある。

哀莊王6年(805)8月の「公式二十余条」の頒示記事が、新羅の律令制を示す最後の記事である。【武田幸男1971-68】は「公式」を公式令と見るが、これについても【北村秀人1982a-185】は、高麗の「公式」(『高麗史』卷84刑法志)を参照して、官吏に関する各種の規定と説いている。

以上の研究史の流れを大まかにまとめると、初めは新羅においても、唐や日本のような体系的な律令法典が編纂されたと見られていたが、次第にその見方に疑問が出され、【北村秀人1982a-185~6】の言うように、新羅では体系的な律令法典が編纂されなかったと考える方が、日本では有力になってきていると言えよう【鈴木靖民2008b-245】⁶。唐の律令を参酌しつつ、時宜に即して個別的に各編目が整理されたという理解も出されている【濱田耕策1980-104】。

律令法には統治手段としての普遍性があり、東アジアの「世界法」と呼ばれることがあるが【石母田正1973-399】、一方で唐律令には帝国法、すなわち天子として天下を統治する者のみが編纂・施行できる条文も盛り込まれており(年号や、詔・勅、皇帝・天子、外蕃などの用語と、それらが形づくる思考体系)、礼制における唐の規制【濱田耕策1984-66~71】を参照すれば、新羅が唐と同様の、少なくとも日本ほどに唐に相似した律令法典を自ら編纂施行した可能性は小さく【大町健1992、坂上康俊1997】、【堀敏

⁶ 韓国では【梁正錫1999】のように、積極的に新羅律令の復原を試みる研究も見られる。なお、「新羅村落文書」に関連して、兼若逸之の一連の研究は、これを均田制の施行を示すものと位置づけたが、濱中昇によって否定されている(後述参照)

一1994-104～105】のように、新羅では形式的には唐の律令が奉じられたが、実際には格式によって運営されたのではないかとする見解もある。従って「冊封体制論」を提唱した【西嶋定生1962-399】は、「東アジア世界」の共通の要素として、初めは漢字文化・儒教・仏教とともに律令制を挙げていたが、【西嶋定生1981-32】ではこの中から律令を削ろうとしており、体系的な法典としての律令を隋唐と同時代に編纂したのが周辺諸国では日本だけであることは、【堀敏一1993-252】など、日本の東洋史学界では通説化している。

2. 日本律令国家成立過程における新羅の影響

朝鮮諸国、特に新羅の律令についてのこのような評価の変化、即ち律令国家群の一つとして日本より先行して律令国家を形成していたという考え方から、法典として体系立った律令は朝鮮諸国では編纂・施行されなかったという考え方への変化は、日本律令成立過程における新羅の影響についての議論に影響した。日本と新羅の制度に共通するものを認めて、これを新羅からの影響とするものには以下のようなものがある^{*7}。

①学令については、『三国史記』卷38職官志上国学条に見える新羅の教科書科目と日本の大宝・養老令11経周易尚書条のそれが、唐の開元七年令(719)学令復元3条に比して、ともに『春秋』の公羊・穀梁の両伝を欠くこと、また大宝令では新羅同様に『文選』が入っていることが共通しているとされている【利光三津夫1966、高島正人1971、高明士1977】。ただし、開元七年令・大宝令・養老令には規定があるのに、『三国史記』職官志にのみ『周礼』『儀礼』が無く、また『爾雅』は大宝令にのみ見えるなどの差異の方に着目し、背景を探る研究もある【久木幸男1968、濱田耕策1980-104～110】。

②喪葬令に関しては、『日本書紀』持統5年(691)10月8日詔の規定(「詔曰。凡先皇陵戸者置五戸以上。自余王等有功者置三戸。若陵戸不足、以百姓充、免其徭役、三年一替」。これは、養老喪葬令1先皇陵条「凡先皇陵、置陵戸令守。非陵戸令守者、十年一替。兆域内、不得葬埋及耕牧樵採」の式的規定と言える)が、武烈王代の規定を整備した『三国史記』文武王4年(664)2月条の記述(「命有司徒民於諸王陵園各二十戸」)と似ているなど、浄御原令制下の規定と新羅の制度とが似ているとされている【林紀昭1970-124～9】。

③四等官制も唐には無く、日本のそれは、新羅の真徳王5年(651)～神文王5年(686)の令・卿・大舍・史制を継受したのではないかとされている【井上秀雄1972-220～221】。ただし近年の研究では、日本では四等官制の成立以前に三等官制があったこと【東野治之1971】、また決裁の過程等で唐と日本の官司の内部構造はかなり異質であったことが判明しており【吉川真司1988、佐藤全敏2007】、新羅の四等官制の内実の検討が求められる段階にある。

④大宝元年の外位制が、文武王15年(675)まで新羅の在地首長層たる村主に与えたものに類似しているとされている【三池賢一1973】。なお日本の位階制は、朝鮮三国同様に人のランク付けであり、隋唐の品階のような官のランク付けではないこと、しかしながら外貌的には数字表記を用いる点で隋唐の散官ではなく品階に似ていることは、早い時期に明らかにされている【宮崎市定1959ab、井上光貞1963】。

⁷ 1980年代半ばまでの見解については、【鈴木靖民1974-17～18】を参照している。

⑤天智朝末年の内外位階制(「内小七位」という例が知られている)は、百済の内官・外官制にならったかもしれない、とされている【鈴木靖民1982b-72～77】。

⑥日本における編戸制の源流に、百済で施行された唐の熊津都督府の編戸を推定する説がある【明石一紀1975b】。ただし編戸については、より大局的にみて渡来人の編成のあり方を出発点とするという見方【岸俊男1969】が有力であり、また果たして熊津都督府で人為的な編戸が行われたかも疑問である【立花大輔2009】。

⑦7世紀の兵政官は、新羅の兵部をもとにしていて、8世紀の兵部省は唐風化するとする説がある【請田正幸1978】。

⑧日本戸令の年令区分は、特に次丁(老男と残疾からなる)を設けた点が唐と異なり、これは古い中国の制度が朝鮮半島経由で伝わったとする説がある【虎尾俊哉1974a】。

⑨天武朝以降の神祇信仰と仏教に対する政策の画期性が、新羅からの影響によるものではないかとする説がある【鈴木靖民2008a】。

⑩更に【李成市2004】は、新羅における骨品制(真骨＝王族身分、六～四頭品＝貴族身分、一～三頭品＝平民(庶民)身分)の成立を神文王代と推定しなおし、天武13年(684)年10月に制定された八色姓(真人・朝臣・宿祢・忌寸)が、骨品制の影響を受けて作られたものではないかと考え、当該期の新羅では条坊制の施行などの王京の整備、九州・五京制を中心とする地方制度や軍事制度の整備、五等官制の採用や禄邑の廃止と月俸支給などの官人給与制の整備、寺院の建立と寺院関係官司の整備、宗廟や大中小祀制といった中国的な祭祀の整備といった多方面での集権化政策が実施されていることから、日本が律令国家を形成しつつある過程において、唯一の参照系としての新羅での唐律令参照の状況を学んだことを重視するべきであるという見解を示している。

こうした諸見解と対応して、白村江以後の遣新羅使が新羅から律令を摂取するのに大きな役割を果たしたとする説がある【関晃1955】。また、唐永徽令の日本将来も、天智7年(668)来日の新羅使を想定し(これが『藤氏家伝』に見える鎌足の事業に影響すると想定する)、天武13(684)に白猪骨(宝然)が新羅経由で帰国したのを浄御原令編纂着手の契機と想定する見解もある【森公章2008a】。

しかし、以上のような断片的な類似性に比して、天聖令【天一閣博物館・中国社会科学院歴史研究所天聖令整理課題組2006】の発見によって確認された唐と日本の令文の相似性から見て、少なくとも大宝令以降については、新羅の影響を大きく見積もらないのが大勢であろう。そもそも日本と新羅ないし朝鮮三国の制度との間に見られる上に挙げたような類似点は、いわゆる新羅律令に由来するのか、それとも高句麗・百済を含めた朝鮮半島諸国と日本との社会・習俗のある面での共通性に由来するのか、また特に七世紀前半までについては百済からの文化・制度の導入に由来すると見た方が良いのか、その点も検証されているとはいえない。

以上の研究動向を踏まえるならば、日本律令法典への新羅の影響という問題に限って言えば、かつて【野村忠夫1970-494～495、鈴木靖民1974-17～18】が唱えたように、浄御原令と大宝令との間に大きな断絶を認め、浄御原令段階までは新羅の法制の影響を大きく見るべきであるとする説が、日本の太政官の成立過程において、新羅で上大等を頂点に置き執事部を中枢にして、下に府・部・典・署を置く

仕方が参照されたのではないかとする【鈴木靖民1994、2008b】⁸や、あるいは七世紀までの日本の国制は、中国南北朝期の国制の強い影響下にあり、浄御原令段階での唐令の継受は、新羅と同様に個々の条文ごとに個別に行われ、唐令を逐条的に検討しつつ日本令を作っていく体系的継受は大宝令に始まるとする【大隅清陽2008-227～231】のように、有力になりつつある状況と言えるだろう。

ただし、これらの説の多くは官僚制に関係する方面の史料によって組み立てられたものであり、五十戸一里制や班田収授制など人民支配の面では、大宝令の浄御原令からの、更に遡っては孝徳朝からの連続性を強調する【吉川真司2004】とは、鋭く対立せざるを得ず、議論は継続中である。従って、新羅を含む朝鮮三国の国制と律令国家日本との間の影響関係については現在も研究が深められつつあると言いきらる。今後は、出土文字資料の比較研究や、皇南洞123遺跡の朝堂様遺構と日本の朝堂・官衙の平面プランの類似性(中国の宮殿・朝堂・官衙の平面プランとの異質性)も、検討の俎上にのぼってくるのが予想され、前者については既に【平川南1999、李成市2005、2009、鈴木靖民2007、三上喜孝2006、2007、2009】などの成果を生み出しつつあり、角材への論語テキストの書写、付札木簡の下端両側に切り込みを入れるなどといった形状や、蔵・倉の意味での「棕」、鍵の意味での「鎰」、升の意味での「刀」、部の略体の「ア」など字義・字体において、朝鮮三国の資料と日本古代のそれとの類似性が指摘され、流入の時期や源流の推測が行われつつある。学芸・思想面でも新羅への留学僧等による医学・儒学・陰陽道の受容や【関晃1955、鈴木靖民2007-60】、新羅を通じた陰陽道・儒学のテキストの将来も指摘されている【水口幹記2005】。

日本律令制への影響という面から言えば、内官佐平や兵官佐平、あるいは法部や外掾部等の二十二部制を含めた百済の官制が日本の天智朝末年から天武朝の六官制にまで影響したのではないかとする【鬼頭清明1978】を除けば、従来等閑視されてきた観のある百済からの影響についても考えていかなければならない⁹。というのは、百済の古都扶余の双北里遺跡において、「戊寅年六月中／佐官貸食記」と題された木簡が出土し、これが【李鎔賢2008】が解説するように5割の利息を付けて秋に返却させる出挙に関するものであるとするならば、日本の律令国家の地方財政を支えた公出挙は百済において先行して実施されていたことになり、日本の公出挙は百済の制度を手本にして始められた可能性が大きくなるだろうからである。

ただし問題の木簡の記載は全文一筆と見られ、果たして五月に貸し出したものについての返却状況が同一の筆致で記されたかどうか疑問もある。出土地点も官衙区域であって、日本の公出挙のように耕作者に貸し出したものかどうか疑問もある。利息を課す形での貸与は月借錢などもありうるので【相田二郎1923、鬼頭清明1968、中村順昭1992】、問題の木簡が、日本の公出挙に相当するものが確実に百済に存在したことを疑問の余地無く立証しているか、なお検討の余地が残されていると言えよう。

⁸ なお、【倉本一宏1993、朴昔順2001-9～11】も、日本の律令制の成立に際して新羅律令国家に学んだ点を強調している。

⁹ 【鈴木靖民2008b-248～249】は、推古朝における百済の国制の継受の可能性を指摘しており、こうした源流研究の早い例として、【井上光貞1965】がある。

第2節 日本律令国家の国際秩序構想

1. 「隣国」「蕃国」論

大宝令の施行は、たとえ人民支配の上では浄御令制下との連続性が強かったとしても、やはり『続日本紀』の編者が大宝元年(701)正月の朝賀を「文物の儀、ここに備われり」と述べたように、国家体制として大きな画期と認められる。では、この大宝令では日本と周辺諸国との関係をどのように定めていたであろうか。この点を検討する前に、大宝元年に任命され、実際には2年に渡航した大宝の遣唐使の目的ないし意義について触れよう。

かつては、この遣唐使は大宝令を唐朝に示し、日本が周辺諸国を蕃国として従える帝国であったことを唐朝に示すことを大きな目的としたとする説が有力であった【石母田正1963、鈴木靖民1974】。しかし、大宝令が唐王朝に示された証拠は存在せず、律令の帝国法的性格は、唐朝との対等性を主張することにつながるもので、これはあり得ないとする説が現在では有力かと思う【河内春人1996、坂上康俊1997】。大宝元年に30年ぶりの遣唐使が任命(出航は翌年)された理由については、朝鮮半島の旧百済・高句麗領を巡って対立関係にあった唐と新羅が、やがて680年代から修復し始め【古畑徹1983】、これと反比例して新羅が日本を軽視するという状況があり(後述参照)、この状況を打開するために日本が唐との直接の交渉を復活させたのではないかとの説がある【新蔵正道1995】。

大宝律令に規定された国際関係について、かつては天平10年(738)に成立した古記の説明をそのままに、唐＝隣国、新羅＝蕃国と理解し、日本律令国家が帝国構造を持つとするのが有力であったが【石母田正1963】、大宝律令の条文では異国はすべて蕃国とされていたと考えるのが妥当であり【平野邦雄1980】、この意味では唐の帝国構造をそのまま自らのものとしたといえることができる。また、賦役令16外蕃還条の「其唐国者、免三年課役」という一節は、大宝令には無かったことが明らかにされた結果【森公章1988a】、大宝令の法意としては唐も蕃に入るが、養老令では、蕃ではあっても他の外蕃と同列には扱えないことが意識されたことも分かった。ただ「蕃国」には「トナリノクニ」という訓がふられているところもあり、強い上下関係が意識されていたか疑問とする見解もある【成沢光1975、朴昔順2001-7～8、大津透2004-31】。

古代日本の帝国構造の一つの象徴として取り上げられるものに、百済王・肖奈王・高麗王といった、渡来系氏族への「王」というカバネ【早川庄八1981、長瀬一平1985、寛敏生1989、田中史生1994-40】を付した姓の賜与があり、これらと密接に関わるものとしての「大刀契」がある。

このうち「百済王」は、百済の義慈王の子余豊璋の弟の善光(禅広)が、持統朝に賜与された姓である(『続日本紀』天平神護2年(766)6月28日条(百済王敬福薨伝))。【利光三津夫1962】は、「百済王」姓の初見である「以百済王善光王等居于難波」(『日本書紀』天智天皇3年(664)3月条)を難波への封地賜与と考え、ここに百済の亡命政権を成立させたが、『日本書紀』持統7年(693)正月15日条に「以正広参贈百済王善光、并賜賻物」とあることから、持統朝には百済王氏に官位を与え亡命政権は解消されたと論じた。

これに対して、大刀契を初めて本格的に取り上げた【大石良材1971】は、平安時代以降の史料に「伝国璽」と見える「大刀契」(『小右記』長和5年(1016)正月22日条・寛弘2年(1005)11月17日条、『禁秘抄』卷上大刀契、『塵袋』8、その他。【田島公1988、川尻秋生1997】等参照)は、百済国王の宝器である

大刀契が、百済滅亡後に日本に伝えられ、これを収容することによって日本王権は百済王権を取り込み、これを兼ねることになったと考え、【岡田精司1983】もこれを支持して倭国大王は百済国王を兼ねることになったと説いた^{*10}。

こういったいわば同君連合のような考えに対して【長瀬一平1985】は、少なくとも浄御原令の施行以後は百済王氏に官位が与えられていることから、百済王権は日本王権に従属するものと位置づけられたと論じ、【石上英一1984、1987】も日本の王権の中に百済王権は包摂されており、日本の「帝国」秩序の象徴という見方を示している。これに対しては【笥敏生1989】による、百済王＝内臣、新羅王＝外臣＝諸蕃、唐＝不臣の客＝隣国と見るべきではないかとする批判があるが、【田中史生1994-43～45】の言うように、笥の批判は成り立たず、百済王氏の存在意義は日本王権による百済王権の取り込みの象徴と捉えるべきだろう。ただし【田中史生1994-45～51】は、天智朝から天武朝にかけての百済からの亡命者に対する叙位を根拠に、百済王姓の賜与以前に百済王権は日本の内なる存在になっており、『日本書紀』天武天皇3年(674)正月10日条に「百済王昌成(まだ存命中の善光の子)薨。贈此小紫位」とあることから、賜姓と帝国構造とは別次元であって、すでに天武3年の段階で百済王という集团的姓が成立しており、日本王権に服属奉仕していたと述べている。

次に「高麗王」は、『続日本紀』大宝3年(703)4月4日条の「従五位下高麗若光賜王姓」が初見であり、【田中史生1994-54～55】は、これと『日本書紀』天智天皇元年(662)4月条の「鼠産於馬尾。釈道顯占曰。北国之人將附南國。蓋高麗破而屬日本乎」とを対応させ、高麗王氏の登場に日本王権による高句麗王権の取り込みを見ている。

最後に「肖奈王」は、高句麗五部の一つである「消奴部」に由来すると考えられており【佐伯有清1991】、この氏族の初見は『続日本紀』養老5年(721)正月27日条の「博士正七位上肖奈公行文」である。これが『続日本紀』天平19年(747)6月7日条に「正五位下肖奈福信、外正七位下肖奈大山、從八位上肖奈広山等八人、賜肖奈王姓」とあるように、「王」姓を賜与されて「肖奈王」となった。この賜姓の背景として【菅澤庸子1990】は、高句麗の継承国をもって任じていると考えていた渤海の出現、及びその継承国認識にまわりつく日本・渤海双方の思惑のズレ【石井正敏1975b】との関連があるとし、渤海を下位に置こうとする日本側の意図を読みとろうとしており、【田中史生1994-61】はこれに加えて、対新羅関係の悪化も考慮するべきだとしている。この2年半後の天平勝宝2年(750)正月に「肖奈王」氏は「高麗朝臣」へと改姓され、遣唐使や遣渤海使に任用されるが、宝龜10年3月に「高倉朝臣」へと再度改姓されて以後は、遣外使節への登庸がなくなる。彼らの遣外使節への登庸について【菅澤庸子1990、田中史生1997-62】は、日本が旧高麗王族を臣下としていることを対外的に誇示しようとしたものではないかと推測している。

¹⁰ ただし岡田は、当該論文を『古代祭祀の史的研究』(塙書房、1992年)に収めるに際して、長瀬・石上の見解を受け入れて、百済王を兼ねるのではなく、天皇が百済王を臣従させる象徴としての大刀契と考えている(71頁)。また史料への出現が、遡っても平城朝からなので、【笠井純一1994-77】のように、大刀契が即位儀礼に取り込まれたのは桓武朝ではないかとする意見、また【藺田香融1964】のように、大刀契は4～5世紀頃に百済から贈呈されたとみる見解があり、【東野治之1980-339】は、『塵袋』に記載されている銘文からは、4～5世紀の製作と見て良いとする。

2. 唐からみた世界秩序

日本は新羅について、調を献上してくる朝貢国とみなしていた。ここでいう調とは、古代日本ではツギと読み、ミツギモノの意味で、服属の証拠として下位の者が上位の者に対して提供する物品の意味に用いられる語であったとされている【石上英一1973、1974】。新羅使は口頭で表明していたから、「調」の語感を共有していたか疑問とする見解も出されており【大町健2004-231～234】、また、新羅が日本に持参した物品と唐に持参した物品との違いに着目して、日本へは交易品が多いことに積極的意味を見出そうという見解もある【新川登亀男1988】。しかし新羅も、仮に口頭とはいえ「調」ではなく「土毛」という表現で進上物を表そうとしていたことから見て（『続日本紀』天平15年4月25日条、同宝龜5年3月4日条、後述参照）、「調」という言葉は、日本と新羅の間では、服属・朝貢関係を象徴するものという共通理解があったものと考えて良く、新羅側の意図及び日本側の受けた心理的影響はともかく、国史上に見えるやりとりから判断する限りは、第一義的には内容ではなく呼称こそが重要だったと判断できるだろう。

一方、日本が唐に対して朝貢国という立場であったことは、そもそも唐の天下観からみて対等の国家関係を結べないという大前提から言えるだけでなく、『入唐求法巡礼行記』には日本使人が唐側からは朝貢使と見なされ、日本側もそう自覚していたことを示す記事が随所に見られ（開成3年（838）9月20日条・4年7月16日条・5年8月23日条など）【森公章1988】、また、『性靈集』巻5「為藤大使与渤海王子書」に「賀野（遣唐大使藤原葛野麻呂）、恭就朝貢」とあるように、自らもそう称していることから疑いない【保科富士男1989】。大伴古麻呂の帰朝報告の中で述べられている唐の元日朝賀の際の新羅との争長事件（『続日本紀』天平勝宝6年（754）正月30日条）【石井正敏1981、1983】や^{*11}、『続日本後紀』承和6年（839）9月17・18日条に見える「大唐勅書」という表現から見て、建前とは別に、唐に対する朝貢国としての自覚は、広く日本の為政者の間に共有されていたと見て良いだろう。

こういった日本と新羅について、唐の方では、外交文書の様式から言えば、隋代に日本は「致書」様式の文書を出して煬帝の憤激を買い、その後ははっきりとはしないが、『善隣国宝記』巻上鳥羽院元永元年（1118）条によれば、隋および初唐には慰勞詔書の様式の文書を受け取っていた時期があったように見える【石井正敏1992-549～60、金子修一2001】。しかし、開元年間になると日本を絶域に位置する国と見ることが定着し【森公章1988】、開元20～24年に張九齡が起草した国書の様式・用語からの分析では、唐は日本よりも新羅を遙かに重要な国と見なしており、唐と新羅は強い君臣関係で結ばれていた様子がうかがえる【山内晋次1986-23～31】^{*12}。

第3節 外交機構と迎接儀礼

律令国家日本では、外国の使節を迎えるのに、唐にならって賓礼を整備した【田島公1985、1986、平野邦雄1993、森公章1995、浜田久美子2003】。中央で外交関係を管掌するのは、治部省の管下の玄蕃寮であったが、新羅や唐との外交は、直接的には大宰府が、また渤海との外交にあたっては越前・

¹¹ 【卞鱗錫1967、1987】は、この事件が中国史料に載っていないこと等を理由に史実性を疑っているが、【池田温1995】は、鑑真と同行して来日した思託の著『延暦僧録』に「元日拝朝賀正、勅命日本使可於新羅使之上」と同事件が記されていることを紹介し、史実性を認めている。

¹² 最近の唐朝の国書の集成に【石見清裕1999】がある。

加賀・能登諸国司等が直接の窓口となっていた【バートン、ブルース1985】。

迎接儀礼の整備の画期は、隋使裴世清を迎えたときと考えられるが^{*13}、奈良時代には筑前国の博多津に筑紫館を【平野邦雄1990】、更に難波宮には難波館を、また平城京にも客館を設けていた【平野卓治1988ab、森公章1995】。やがて平安遷都の後には、平安京の客館【川勝政太郎1962】と筑紫館のみとなり、ともに弘仁年間以降は鴻臚館と呼ばれるようになった。

筑前国の鴻臚館（大宰府鴻臚館）は、発掘調査の結果、福岡市の旧平和台球場跡地に存在したことが確認されている。南北に二棟の、塀を巡らした掘っ立て柱建物が建てられていたが、9世紀にはともに礎石建物に代わっていた【大庭康時・松川博一2007】。8世紀前半から半ばにかけての木簡を出土したトイレ遺構からは、新羅陶器が出土している。筑紫館＝大宰府鴻臚館は、初めは主として新羅使や遣新羅使・遣唐使の宿泊・迎接の場所として用いられていたが、9世紀には新羅からの使節の来日が無くなり、専ら新羅・唐の商人の安置場所になり、おおよそ10世紀末までには廃絶したようである。平安京の鴻臚館は、図面で場所が分かるだけで、発掘成果としてはめばしいものがない。ただし11世紀の前半までは建物があつたようである【田島公1995】。

新羅使が日本に到着すると、まず大宰府が存問・安置供給する。携えてきた国書については、宝亀2・3年(771・2)の渤海使の来日を契機に、来着地の¹³大宰府ないしは国司が文書を開封して写しを太政官に送るというようにシステムが改正されたという見解がある【石井正敏1970】。その経緯を記せば、宝亀4年の渤海使烏須弗来着の際、

遣使宣告渤海使烏須弗曰。太政官処分。前使壹万福等所進表詞驕慢。故告知其状罷去已畢。而今能登国司言。渤海国使烏須弗等所進表函、違例无礼者。由是不召朝廷、返却本郷。但表函違例者、非使等之過也。涉海遠来、事須憐矜。仍賜祿并路粮放還。又渤海使取此道来朝者、承前禁斷。自今以後。宜依旧例從筑紫道来朝。(『続日本紀』宝亀4年6月24日条)

と、能登国司が国書等を検査し、その文面が無礼であるとした判断を太政官が追認して使節を追却するという事件が起こっており、その後宝亀10年(779)に新羅使が大宰府に来着した際には、下記のように、大宰府が表を持参してきたかどうかを検査し、表があれば写しを太政官に進上せよという命ぜられ、

勅大宰府。新羅使金蘭孫等、遠涉滄波、賀正貢調。其諸蕃入朝。国有恒例。雖有通状。更宜反復。府宜承知研問來朝之由、并責表函。如有表者、准渤海蕃例、写案進上。其本者却付使人。凡所有消息、駟伝奏上。(『続日本紀』宝亀10年10月乙巳条)

その後あらためて太政官から使者が派遣されて来着の理由を問わせる(宝亀10年11月己巳条)という事態が生じている。来着地で外国使のもたらした国書を開封し、中身を確認してから太政官の判断で入京を許可する制度に関しては、「国書開封権」といったとらえ方、あるいはそれが大宰府や諸国司に与

¹³ この時に隋の賓礼が導入されたとする見解に【瀧川政次郎1963、黒田裕一1998】がある。

えられた時期を巡って議論がある^{*14}。なお国史に新羅からの国書奏上の儀が見えないことや(渤海国使による国書奏上は見える。『続日本紀』神亀5年正月甲寅条など)、貢調儀礼の存在から、新羅に対しては唐礼的な賓礼ではなく、令制以前からの服属儀礼の系譜を引いていたとする見解がある【浜田久美子2003-146～7】。

入京した新羅使は、元日に逢えば朝賀の儀に参列したことが史料に見え(次第に参列しなくなる。後述参照)、また賜宴が行われ、天皇からは次節で触れるように慰労詔書の様式の国書を受け取って帰国したことも知られる。

なお、日本からの遣新羅使が新羅の領域内でどのようなコースをたどり、どのように接遇されたかという点については、日本側の史料は無いため、『三国史記』による概略の復原が試みられている【濱田耕策1990】。新羅で日本使節を専管したのは新羅王室の財政的基盤となった官府である内省に編入されている倭典であるとして、中国では朝貢国への回賜品は原則的に帝室財政で賄われていたことを根拠に、新羅では日本使節を朝貢使と見なしていたという見解があるが【李成市1982】^{*15}、三国史記の表記では「耽羅国遣使朝貢」というように、朝貢なら明示しているところから、おそらくこの見解は成り立たないだろう【濱田耕策1990-166】。

第4節 新羅・渤海との間の外交文書

新羅及び渤海から日本にもたらされた外交文書は、様式によって分類すると、啓ないし表、及び官庁間の相互文書である牒に分けられる【石井正敏1992】。啓と表は、いずれも国王から天皇への、下意上達文書であると評価でき、啓よりも表の方が敬意が込められていると言えよう。新羅の場合は、7世紀から8世紀のごく初期までは、『日本書紀』推古天皇29年(621、真平王43年)是歳条に

新羅遣奈末伊彌買朝貢、仍以表書奏使旨。凡新羅上表、蓋始起于此時歟。

とあり、『続日本紀』大宝3年(703)閏4月朔条に、

饗新羅客于難波館。詔曰。新羅国使薩浪金福護表云。寡君(孝昭王)不幸、自去秋疾、以今春薨、永辞聖朝(下略)。

¹⁴ 【中西正和1990】は、天平15年4月25日(大宰府廃止中)の検校新羅客使の行為(『続日本紀』)より見て、大宰府の国書開封権はすでに8世紀の前半には与えられていたのに対し、諸国司に対しては天長5年正月2(20カ、【石井正敏2001-40】)日に始めて与えられたとし、【酒寄雅志1988-注15】も同様に解釈したが、【石井正敏1991】はこれらを批判しつつ旧稿を補訂して、大宰府と諸国司には宝亀3～4年に同時に国書開封権が与えられたが、現実には天長5年まで朝廷からの使者を待って決められたとした。これに対して【平野邦雄1993】は、『続日本紀』天平宝字8年(764)7月19日条によれば、大宰府はこの時既に新羅国執事省牒を開封していると見られるので、宝亀年間に新たに国書開封権が与えられたわけではないと批判を加え、【石井正敏1995】が反批判を加えたが、【倉住靖彦1992、中野高行1997】は平野説に賛意を示し、更に【中西正和1997】は、再度『続日本紀』天平15年3月6日・4月25日条に依拠して自説を再説したが、【石井正敏1998a】が反批判を展開している。更に【中西正和1998、森公章1998a、中西正和1999、森田悌1999】を承けて、【石井正敏1998b】(著書に収めるに際して付記がある)があり、また【河内春人2000】がある。

¹⁵ ただし、【李成市1998】では、この見解が削除されている。

とあるように、臣下が君主に提出する文書である表を持参するのが通例であったようである^{*16}。しかしながら恐らくは、新羅で聖徳王13年(714)に詳文師が通文博士と改められた(『三国史記』同年2月条)のと時を同じくして、日本に対しては、唐には提出する表をもたらしなくなった【濱田耕策1979-130～131】(その背景については後述参照)。日本は再三にわたって表の持参を求めたが、これは結局実現しなかった【石井正敏1987】。その中で例外の可能性のあるのは、天平勝宝4年(752)6月に来日した金泰廉についての、

新羅王子金泰廉等拝朝、并貢調。因奏曰。新羅国王言日本照臨天皇朝廷(中略)兼令貢種種御調。謹以申聞。詔報曰。(中略)詔報。泰廉所奏聞之(下略)

という記事(『続日本紀』天平勝宝4年(752)6月14日)、及び宝亀11年(780)に来日した金蘭蓀についての「新羅使献方物。仍奏曰。新羅国王言。夫新羅者(下略)」(『続日本紀』同年正月5日条)という記事であり、この両回に限っては、「奏」とはあるが上表文の形式だったとする見解がある【山田英雄1974、奥田尚1991、石井正敏1992】。しかし少なくとも後者については、新羅王の表を奏したのではなく、使旨を口奏したと見るべきであり、前者も同様に考えるのが穏当であろう【濱田耕策1979-142～3】。

一方渤海からは、神亀4年(727)の第一回遣日使以来、渤海国王の啓がもたらされることが多かった【山田英雄1974】。ただ、第二回渤海使のもたらした国書に「臣名」が記されていないことを日本側では問題とし、第三回国書でもこれが実現しなかったことを問題としたことが史料に見える(『続日本紀』天平勝宝5年6月8日)【石井正敏1975b、1992-554】。なお、天平宝字2年(758)から宝亀10年(779)までの国書には表を用いたので、この背景に安史の乱を考える説がある【浜田久美子2005】。ただし、吉備真備の致仕の文書を「啓」とも「表」とも表記していることから(『続日本紀』宝亀元年10月8日条)、【奥田尚1991】は、渤海国王の啓もある一定の形式が整った場合には「表」と見なされたかとし、【石井正敏1992-554】は、啓に「臣名」があれば「表」と見なしたのではないかとする。この前後以降は、文書の「違例」を巡って紛擾があり、渤海が啓を状と改めたため、その違例を咎めるまで続くが(『日本後紀』弘仁2年10月2日条・弘仁6年(816)正月22日条)、詳しくは第4章で述べる。

なお、新羅や渤海の官庁からの文書が、日本の太政官宛に送達されることもあった。新羅国執事省牒(『続日本紀』天平宝字8年(764)7月19日条、『続日本後紀』承和3年(836)12月3日条、『日本三代実録』仁和元年(885)6月25日条)や渤海国中台省牒(『続日本紀』天平宝字3年10月18日条、『類聚国史』卷194天長5年2月2日条、『類聚三代格』天長5年正月2日官符、『続日本後紀』承和9年3月6日条)がこれに含まれる【中村裕一1979、酒寄雅志1985ab、田島公1991】。こういう文書が添えられるようになった契機としては、実務的な文書によって双方の伝達内容の確認が行われたのではないかとの推測がある【中村裕一1979-446、石井正敏1992-557～9】。

¹⁶ 【栗原朋信1967、濱田耕策1979、石井正敏1992-547～9】は、日本と新羅の間には文書外交が定着せず、大宝以後日本は文書を用いたが新羅は日本の要求するような文書を用いなかったとみる。また【延敏洙2003-244～5】も703年の記事は新羅国王から表がもたらされたことを意味せず、使者の口奏をもとにしたものとする。

一方日本からは、「天皇敬問某国王」に始まる、唐の慰勞詔書(制書)にならった国書を相手国王に対して発給した【中野高行1984、田島公1985、金子修一2003】。『延喜式』内記には、書き出しを「天皇敬問」(大蕃国向け)とするものと「天皇問」(小蕃国向け)とするものの二種類が掲げられているが、国史に見える実例(ただし本文のみ)では、すべて「天皇敬問」となっている。なお、派遣されてきた使者に対しては、これらの国書を手交するとともに、使者に対する詔書が読み上げられた【中野高行1987、坂上康俊2004】。なお一例だけであるが、日本から新羅の上宰・故金順貞に与えた「璽書」が知られるが、これは「勅伊飡順貞、汝卿云々」と始まっているので(『続日本紀』神亀3年(723)7月13日条)、論事勅書であった可能性がある。

更に相手国の中枢官庁に対する太政官牒が発せられたこともある(『続日本後紀』承和3年(836)閏5月13日条、同承和9年4月12日条)。

第3章 日本・新羅関係の推移

第1節 8世紀の日本・新羅関係

1. 新羅・倭(日本)蜜月期

660年の百済の滅亡、663年の白村江の戦いにおける百済復興軍と日本(倭)軍との敗退、668年9月の高句麗の滅亡の後、朝鮮半島における唐の占領軍と新羅との対立が激化し、唐は、676年には安東都護府を遼東故城に、更に翌年には遼東新城に移すことで実質的に朝鮮半島から撤退し、結局は新羅によって半島が統一されるという経過をたどる。

この間にあって日本は、669年を最後に遣唐使の派遣を一時停止し(この遣唐使の帰国時期は不明)、国内の防備体制を固め、律令体制への道を歩む。一方、唐との間に緊張状態が続いた新羅は、盛んに日本に遣使し、特に、高句麗の先王の嗣子あるいは庶子という安勝(のち報徳王)を高句麗王に封ずるなどして、その名義を用いて新羅自らは送使として付き従い、日本に盛んに遣使・貢「調」させて^{*17}、日本との関係の修復に努力する。この高句麗に対しては、天武10年(681)、天武13年には日本から遣高句麗大使を派遣しており、特に問題が起こってはいないことから見て、新羅側もこれらの使節への対応には神経を使っていたと推測してよい。

あくまでも『日本書紀』に見られる表現ではあるが、この間の新羅は、「調」を持参するなど^{*18}、日本に対してかなり低姿勢であったことがうかがわれる。特に天武4年(675)2月には、

新羅遣王子忠元・大監級飡金比蘇・大監奈末金天冲・弟監大麻朴武麻・弟監大舍金洛水等、進

¹⁷ 『日本書紀』天武元年(672)5月28日条、同2年8月20日条、天武5年11月23日条、天武8年2月1日条、天武9年5月13日条、天武11年6月1日条。

¹⁸ 『日本書紀』天智10年(671)6月条、同年10月7日条、天武4年(675)3月条、天武5年11月3日条、天武8年10月17日条、天武9年11月24日条、天武10年10月20日条、天武12年11月13日条、天武14年11月27日条、朱鳥元年(686)4月19日条。

調。其送使奈末金風那・奈末金孝福、送王子忠元於筑紫。

と王子金忠元を、また持統元年(687)9月23日には、

新羅遣王子金霜林・級食金薩舉・及級食金仁述・大舍蘇陽信等、奏請國政、且獻調賦。學問僧智隆附而至焉。筑紫大宰便告天皇崩於霜林等。即日、霜林等皆著喪服東向三拜、三發哭焉。

と王子金霜林を派遣して、「調」を貢進させていることが注目される。金忠元・金霜林が新羅の王子であったかどうかは確かめようもないが、日本側にそう思わせた点が重要であり、新羅が20年ほどに涉って「調」を順調に貢進し続け、時には王子を日本に派遣していたという記憶、これが大宝律令施行以後の日本の対新羅観を規制する。

さて、【古畑徹1983-60～61】によれば、675年～711年にかけての新羅・唐関係は、おおよそ以下のように移移する。

I 675～680年 唐・新羅戦争の延長線上の対立時代。唐は新羅再攻撃を計画し、新羅もそれに備えて日本と結んでいる時期。これは678年を境に、唐が吐蕃によって侵略されるという国際情勢の変化に伴い、新たな関係に移行していく。

II 680年代 唐・新羅ともに特に相手に関心を示さない時期。唐は政策転換をしたものの、新羅と融和していこうとはせず、新羅もその時の中心課題である旧百済領統治問題が唐と関わらないことから、特に唐と接近しようとはしない時期。ただし、この間も冊封という基本的関係で繋がっている。

III 690年代 唐・新羅が関係を密接化させる時期。唐は国際情勢が更に悪化したため、新羅への姿勢を和らげ、折に触れて勧誘する姿勢を示し、新羅は中心課題が北進策に変化したことに伴い、再び唐への関心が喚起される。この時期、新羅は日本との関係を次第に弱めようとしている。

IV 700年代 703年を境に新羅・唐関係は親密化を明確にし、両国関係の回復期と呼びうる時代。唐は東北政策の一環として新羅を強く勧誘し、新羅も従来からの北進策に対日問題が加わって、これに呼応する時期。

III・IVの時期、すなわち、唐との関係がある程度円滑に運ぶようになって以後の新羅にとっては、対日関係は重要性を低め、敢えて日本に対して外交上の配慮を必要とはしなくなる。ここに8世紀以降の日本の対新羅観と新羅の対日本観とのズレの根本原因があると言って良い。

2. 日本・新羅関係の軋轢

新羅が対唐関係を修復させるにつれて、その対日低姿勢外交を修正していこうとしたことを最初に日本側で問題としたのは、下に見るように、持統3年(689)5月のことであった。

五月癸丑朔甲戌。命土師宿祢根麻呂、詔新羅弔使級食金道那等曰。太政官卿等奉勅奉宣。(持統)二年遣田中朝臣法麻呂等、相告大行天皇(天武)喪。時新羅言。新羅奉勅人者、元來用蘇判位。今將復爾。由是法麻呂等、不得奉宣赴告之詔。若言前事者、在昔難波宮治天下天皇(孝德

天皇)崩時、遣巨勢稻持等告喪之日、翳飡金春秋奉勅。而言用蘇判奉勅、即違前事也。又於近江宮治天下天皇(天智天皇)崩時、遣一吉飡金薩儒等奉弔。而今以級飡奉弔、亦違前事。又新羅元來奏云。我國自日本遠皇祖代、並舳不干楫奉仕之國。而今一艘、亦乖故典也。又奏云。自日本遠皇祖代、以清白心仕奉。而不惟竭忠、宣揚本職。而傷清白、詐求幸媚。是故、調賦与別獻、並封以還之。然自我國家遠皇祖代、広慈汝等之徳不可絶之。故彌勤彌謹、戰々兢々、修其職任、奉遵法度者、天朝復益広慈耳。汝道那等奉斯所勅。奉宣汝王。(『日本書紀』同月22日条)。

既に持統2年6月には浄御原令が諸司に頒布されていることから、【石井正敏1992-548】は、ここで言う「不得奉宣赴告之詔」とは、文書化された詔書を新羅に持参して奉じようとしたのを拒否されたのではないかと推測している。ただ、この時期になっても、新羅はまだ「調」を貢上し続けており(持統6年11月18日条、文武2年(698)正月3日条)、また、持統9年(695)3月には、

新羅遣王子金良琳・補命薩飡朴強国等、及韓奈麻金周漢・金忠仙等、奏請国政、且進調献物。
(『日本書紀』持統9年(695)3月20日条)

と、王子金良琳を派遣して「調」を貢上するなど、低姿勢を取っていた。

この後に日本は中絶後初の遣唐使を派遣したが、この時初めて則天武后が唐王朝を篡奪した、いわゆる武周革命の情報を得るなど、新羅の提供する中国情報について、日本は一定の疑念を懐いたことが想像される【坂上康俊1999】。一方で新羅の方でも、日本が直接唐と接触する遣唐使を再開したため、対抗上更に唐に接近していったと推測される【古畑徹1983】¹⁹。

ただしこの後も、慶雲2年(705)来日、翌年帰国の新羅使(『続日本紀』慶雲3年正月4日条)、養老3年の新羅使(『続日本紀』養老3年閏7月7日条)、及び神亀3年の新羅使が「調」を貢ずるなど(『続日本紀』神亀3年7月13日条)、新羅は日本側の要請にある程度応えようとしており、また文武2年(698)の金弼徳、大宝元年(701)正月の金所毛、慶雲3年(706)正月の金儒吉のように元日朝賀に参列したり、和銅8年(715)正月の金元静のように大射の儀に参列するなど(いずれも『続日本紀』)、大宝令の撰定・發布・実施当時の日本の要求に合うように、日本に対する諸蕃の位置に自らを置いていたことがうかがわれる。その直接の契機として、このころ派遣された遣新羅使²⁰による大宝令の披露と正月朝賀参列への慫慂を推測する見解もあり【濱田耕策1979-123～5・142】²¹、また渤海の建国直後に唐が新羅より渤海を重視し、その結果新羅が日本に対して融和的な姿勢を示したのではないかとする見解もある【古畑徹1986b、新蔵正道1999】。養老7年(723)・神亀3年(726)の新羅使来日の際には、右大臣、後に左大臣

¹⁹ 【鈴木靖民1967a-124】は、慶雲元年(704)10月任命・翌年5月帰国の遣新羅使幡文造通の使命を、日唐間の国交再開を新羅に対して誇示することではなかったかとしている。

²⁰ 文武4年(700)5月任命・10月帰国の佐伯宿祢麻呂、大宝3年(703)9月任命・慶雲元年(704)帰国の波多朝臣広足、慶雲元年10月任命・翌年5月帰国の幡文造通らの遣新羅使、並びに『三国史記』新羅本紀聖徳王2年(703)7月条の「日本国使至。総二百四人」等参照。

²¹ この期間中の和銅2年(709)来日の金福信は「方物」を献じているが、これについて【濱田耕策1979-141】は、金福信が正式の新羅使節ではない可能性を指摘している。

の長屋王が自邸に新羅使を招いて饗宴を催すなど【石母田正1964、鈴木靖民1967b・1968、村田正博1984、辰巳正明1990、井実充史1994、佐藤信1997-96～7】²²、日本側もこの姿勢を歓迎し、友好関係を維持しようとしていた。

天平4年(732)には、その年正月に来日した新羅使の要請に応え、来日の年期を3年に一度とした(『続日本紀』天平4年5月21日条)。新羅と日本とは朝貢関係を結んでいると見なしうというのが、その時の日本側の認識と見て良い。ただし、同年8月17日に制定され、天平6年4月21日に停止された東海・東山・山陰・西海諸道の節度使体制は、制定6日前の8月11日に帰国したばかりの遣新羅使角家主の帰朝報告によるものである可能性があるので、新羅との軍事的緊張の産物という見方があり【坂本太郎1932、村尾次郎1953、早川庄八1962、鈴木靖民1974、瀧川政次郎1977、北啓太1984】、特に【鈴木靖民1967b、1968】は、後に掲げるような『三国史記』聖徳王21年(722、養老6年)10月条の築城記事や、同王30年4月条の日本兵船来襲記事を根拠に、このころ日本と新羅の間に緊張が生じたことを節度使設置の背景として重視し、【井上辰雄1970】は『新抄格勅符抄』の大同2年牒に記されている気比神が天平3年12月10日に従二位に叙せられたことの背景として新羅との関係の緊迫化を見、また【友寄隆史1979、下向井龍彦1995、原田諭1999】は、後述する唐・新羅と渤海との間の緊張の高まりを、節度使設置の重要な契機としている。ただ、【奥田尚1975-119～131】は、【鈴木靖民1968】の根拠とする『三国史記』の記事の解釈に異論を唱えて、ただちに明確な関係悪化を想定すべきではないとし、天平4年の新羅使迎接の状況からは、両国間の緊張が窺えず、天平2年の遣渤海使の帰国によって、日本にかかる新羅の重圧が弱まることを知った日本で、天平2年に防人制が停止されたことと節度使制とが表裏関係にあるとしている。

次の天平7年に来日した新羅使は、自らを「王城国」と名乗り、日本から帰国させられている(『続日本紀』天平7年2月27日条)。新羅がこの時点で日本に対して尊大な姿勢を露わにしたその背景として重要なのは、天平4年(唐の開元20年、732)9月に、黒水靺鞨の唐への朝貢問題に端を発して、渤海が唐の登州を攻撃したのに対して、唐は新羅に派兵を要請して共に渤海を攻めたが敗退するという事件である(『旧唐書』卷199下渤海靺鞨伝、『新唐書』卷219渤海伝)【石井正敏1973、古畑徹1984】。この時唐と新羅の同盟関係は確立し、新羅王は新たに「寧海軍使」の称号を得た。更に天平7年(735、開元23年)2月には、唐が新羅に、涇江(大同江)以南の領有を認めるという事態が生じている【末松保和1974】。これら唐との関係強化を背景に、新羅は日本に対する対等な関係の主張を一気に強めたと見てよい。更にこのころ新羅では、礼制の整備が進んで、自国を唐を中心とする国際関係の中で上位の藩国と位置づけ、その結果日本を「亢礼の隣国」とする意識が育まれたことを背景として重視する見解もあり【末松保和1933、濱田耕策1979-129、1983-336～339】、新羅の使者が日本の正月儀礼に参列することも、和銅8年(715)の金元静以後、宝龜11年(780)の金蘭蓀まで見えなくなる【濱田耕策1979-125】。更に聖徳王24年(725)に対日重視の上宰金順貞が死去したことを、新羅の対日本対等意識の昂進にとって大きな契機とする見解もある【和田軍一1924a-23～24、濱田耕策1979-135～37】。天平9年(737)に帰国した遣新羅使が「新羅国失常礼、不受使旨」と復命したのは(『続日本紀』天平9年2月15日条)、こうした新羅の対日姿勢の変化を承けて、日本の慰勞詔書の受け取りが拒否されたか、授受の形式を巡って紛

²² 藤原不比等も和銅2年(709)5月に朝堂での饗宴の後、新羅使と特別に会見している【佐藤信1997-95～6】。

糾したものであろう【石井正敏1992-550】。

天平15年(743)に来日した新羅使は、「調」ではなく「土毛」を持参したため、「檢校新羅客使多治比真人土作等言。新羅使調改称土毛、書奥注物数。稽之旧例、大失常礼。太政官处分。宜召水手已上、告以失礼之状。便即放却」(『続日本紀』天平15年4月25日条)という事態に陥った。新羅の官制の中の領客府から倭典を分離して、専ら日本との交渉を担当させるようになったのは、このころではないかという説がある【濱田耕策1979-133～5】^{*23}。

ところが、天平勝宝4年(752)に来日した「新羅王子」と称する金泰廉^{*24}と貢調使大使は、「調」を貢進しつつ、新羅国王の言として、

新羅国者、始自遠朝、世々不絶、舟楫並連、来奉国家、今欲国王親来朝貢進御調。而顧念、一日無主、国政絶乱。是以、遣王子韓阿飡泰廉、代王為首、率使下三百七十余入朝、兼令貢種々御調。

と、一転して対日妥協的な姿勢を表明した(『続日本紀』天平勝宝4年6月14日条)。これに対して日本は、

新羅国来奉朝廷者、始自氣長足媛皇太后平定彼国、以至今、為我藩屏。而前王承慶・大夫思恭等、言行怠慢、闕失恒礼。(中略)自今以後、国王親来、宜以辞奏。如遣余人入朝、必須令貢表文。

と、神功皇后の新羅征討物語を想起させた上で、新羅国王自身の来日か、他の者を派遣した場合の上表文の持参を求めている(『続日本紀』天平勝宝4年6月17日条)。神功皇后の新羅征討物語は、『日本書紀』『古事記』に記載はされてはいるが、奈良時代の外交関係の中で新羅に対して持ち出されたのは初めてで、『日本書紀』持統3年5月22日条(上掲)に続くものである^{*25}。なお、天平後半から新羅使節の人数が増加するとして、【末松保和1933、内藤雋輔1961、東野治之1974-305】は、このころから来日目的に貿易が大きな比重を占めるようになったとする。

金泰廉の来日を巡っては、【李成市1997、石井正敏2001b、田村圓澄1999】ら、多数の研究があり、新羅側の経済的目的、あるいは宗教を通じての日本側の政治的目的などが推測されているが、【酒寄雅志1977b-211～212】は景德王代の新羅の北辺経営の活発化に対する渤海の第三回遣日使節の派遣が天平勝宝4年9月であることを重視して、日渤海の連携による新羅挾撃の危険性を回避する予防的目的を挙げ、【李成市1998-366】も通商貿易論を批判した上で、緊張状態にある国際関係を背景に両国の王権が支配力の強化をめざし、「賓礼」のなかで文物を交換したという見方を提示している。

²³ ただし、「倭典」に関しては、【三池賢一1971・72、鈴木靖民1977、李成市1982】等のように、対日交易を担当する官司ではなかったかという説もある。

²⁴ 金泰廉を所謂「仮王子」と見る説に、【和田軍一1924a、濱田耕策1983-346～8】があり、庶子の王子とする説に【石井正敏1987】がある。

²⁵ 神功皇后の三韓征討伝説と古代日本の朝鮮三国観については、【鈴木靖民1969、渡邊誠2009】を参照。

翌天平勝宝5年(753)に新羅に派遣された小野田守については、『続日本紀』に「其後遣小野田守時、彼国(新羅)闕礼、故田守不行使事而還帰」(天平宝字4年(760)9月16日条)、また『三国史記』新羅本紀景德王12年(753)8月条に「日本国使至。慢而無礼、王不見之、乃廻」とあるように、景德王から「無礼」をとがめられて会見が拒否された。新羅側の態度硬化の原因としては、唐の元日朝賀の際の新羅と日本との争長事件(上述参照)が想定されている【和田軍一1924ab、坂本義種1967～68】。日本では天平勝宝8歳(756)に怡土城を築くなど【大類伸1918、鏡山猛1937、瀧川政次郎1961、角田文衛1963、酒寄雅志1977、前原市教育委員会2006】、徐々に緊張が高まっていき、天平宝字元年(757)11月10日の文章得業生候補者への試験では、

頃葛爾新羅、漸闕蕃礼、蔑先祖之要誓、従後主之迷罔、思欲多発兵船、遠揚威武、斡奔鯨於鯢
窟、戮封豕於鷄林。但良将伐謀、神兵不戦。欲到斯道、何施而獲。

という設問があるなど(『経国集』巻20策下)、既にこの時点で新羅を屈服させようという認識があったことが窺われる【石母田正1971】。

ちょうどそういう時期の天平宝字2年(758)に渤海から帰国した小野田守が、唐での安祿山の乱の勃発を伝えた。ここに唐が新羅を援護できないことを想定した日本は【和田軍一1924ab、石母田正1971】、藤原仲麻呂が主導して、天平宝字3年から始めて3年間、ないしは天平宝字7年の節度使停止までにわたる新羅征討計画を推進する。

3. 藤原仲麻呂の新羅征討計画

天平宝字2年(758)9月、渤海使楊承慶ら23人が、遣渤海使小野田守の帰国に従って来日した。小野田守は聖武天皇の死去を渤海に伝えるべく派遣されたもので【鳥山喜一1968、新妻利久1969、酒寄雅志1977a-213】、今回の渤海使の派遣目的は弔問にあったと考えられるが(『続日本紀』天平宝字3年正月3日条所引高麗国王大欽茂言参照)、小野田守が安祿山の反乱のことを報告し、また唐から渤海に宛てた支援要請の勅書までもたらしていることから、渤海使の来日そのものが、その後に展開される日本の新羅征討計画に大きく作用したと言え、より早い段階で日本と渤海との連携関係があったとみる説もある【酒寄雅志1979-66～7】。そもそも小野田守を渤海に派遣する際には、当時紫微内相であった藤原仲麻呂宅で送別の宴が催されており(『万葉集』巻20-4524)、その仲麻呂は、紫微中台(天平勝宝元年8月)と紫微内相(天平宝字元年5月)という渤海の中台省・大内相(政堂省の長官)の呼称を模したとされる官司・官職を設けた人物でもあるので【瀧川政次郎1954】、渤海に強い関心を寄せていたようであり【石井正敏1974】、小野田守の渤海派遣の段階で日羅関係の打開を渤海との交流を通じて図ろうとしていた可能性を指摘する見解もある【酒寄雅志1977a-213～218】。

天平宝字3年(759)6月には「令大宰府造行軍式。以将伐新羅也」(『続日本紀』同月18日条)と新羅征討計画が発案され、兵船500艘を三年以内に建造することが命じられた、『続日本紀』同年9月19日条)。天平宝字5年11月には節度使体制が布かれ(『続日本紀』同月3日条)、天平宝字6年11月16日には「為征新羅調習軍旅」を目的として香椎廟に奉幣するなど、征討計画が推進されていく。なお【河内

春人1995】は、当初は威嚇のみの筈だったが、天平宝字4年(760)に来日した新羅使金貞巻の対日姿勢が強硬だったために、実行の準備が決定されたと考えている。

この間にあって天平宝字5年10月には、かつて唐の天宝12載元日朝賀の際に新羅と争長事件を起こした時の遣唐使の一員で、高句麗系の亡命者の一族であった高麗大山^{*26}が遣渤海使に任じられ、天平宝字6年4月以降に出発したが【石井正敏1974】、これは造船命令に言う三年目にあたるので、新羅挾撃の件が使命に含まれていたことは間違いないだろう【酒寄雅志1977a-223】。なお【酒寄雅志1979-68】は、『三国史記』新羅本紀景德王21年(762)5月条に見えている、

築五谷・嶋巖・漢城・獐塞・池城・徳谷六城、各置大守。

という、北方の大同江に近接した地域での築城記事を、日本への流入を拒否されて帰国した新羅人たち(『続日本紀』天平宝字3年9月4日条参照)から情報を得た結果【酒寄雅志1977a-222~234】、日本と連携した渤海の侵攻に備えた措置と解釈しているが、置かれたのが「太守」であって武官ではない点に疑問を残す。

ところが日本では、天平宝字6年(762)6月に孝謙太上天皇と淳仁天皇との関係が悪化し(『続日本紀』同月3日条)、これを背景に藤原仲麻呂政権が弱体化、やがて仲麻呂の乱によって新羅征討計画は自然消滅するという経過をたどる【酒寄雅志1979-69】。

一方、宝応元年(762)、唐は渤海王大欽茂を渤海国王とし、新羅国王と同等の「檢校大尉」という官を授けた(『新唐書』渤海伝)。これを承けて渤海は新羅征討の方針を転換し、唐に接近することとなった。これが日本との連携を放棄した背景として重視され、この事情を説明するために初めての文官(政堂省左允)渤海使王新福が来日したという説があるが【石井正敏1974、酒寄雅志1979-68~9、李成市1994-413】、しかし唐の混乱は継続しており、新羅の北辺における築城など、渤海と新羅との関係は緊張したままであると見て、【酒寄雅志1977a-225】は、むしろ王新福は、征討の機会が継続していることを告げに来たのではないかとしている。

4. 日本・新羅外交関係の断絶

仲麻呂の推進した新羅征討計画のさなか、天平宝字4年(760)に来日した金貞巻が、

不脩職貢、久積年月。是以、本国王令齎御調貢進。又無知聖朝風俗言語者。仍進学語二人。

と言ってきたのに対して日本は、

凡是執玉帛行朝聘、本以副忠信通礼儀也。新羅既無言信、又闕礼儀。棄本行末、我国所賤。

²⁶ 高麗大山は、もと肖奈大山というが、天平19年(747)6月に肖奈福信らとともに肖奈王の姓を賜与されている。その後天平勝宝2年(750)正月に、福信らに巨万(高麗)の姓が賜与された時に同時に賜姓されたようで、同年8月には造東大寺司判官として高麗大山の自署がある(『大日本古文書』25巻134頁)。

と非難し、今後は「専対之人、忠信之礼、仍旧之調、明驗之言」を備えよと、国使来朝の条件を明示した(『続日本紀』天平宝字4年9月26日条)。

しかし新羅が日本の要求に応える筈もなく、天平宝字7年(763)に来日した新羅国使金体信に対して、金貞巻に示した先の四条を具備しているかと尋ねた際、金体信は「承国王之教、唯調是貢。至于余事、非敢所知」と答えたので、その言を無礼ととらえた太政官は、あらためて「自今以後、非王子者、令執政大夫等入朝。宜以此状、告汝国王知」と命じた(『続日本紀』天平宝字7年2月10日条)。

宝亀5年(774)には金三玄を大使とする235人の使節団が大宰府に来たので、河内守従五位上紀朝臣広純と大外記外従五位下内蔵忌寸全成等が派遣され、来日の理由を問うたところ、次のような問答が交わされた。(『続日本紀』宝亀5年3月4日条)

三玄言曰。奉本国王教、請修旧好每相聘問、并将国信物及在唐大使藤原河清書来朝。問曰。夫請修旧好每相聘問。乃似亢礼之隣。非是供職之國。且改貢調稱為国信。變古改常。其義如何。對曰。本國上宰金順貞之時、舟楫相尋、常脩職貢。今其孫邕、繼位執政。追尋家聲、係心供奉。是以、請修旧好每相聘問。又三玄本非貢調之使。本國便因使次、聊進土毛。故不稱御調。敢陳便宜。自外不知。
於是、勅問新羅入朝由使等曰。新羅元來稱臣貢調、古今所知。而不率旧章、妄作新意。調稱信物、朝為修好。以昔准今、殊無礼数。宜給渡海料、早速放還。

実際には清河は770年には死去しており、【増村宏1988-246】は、この派遣を新羅の工作の一つとする見方を打ち出している。ともあれ、新羅が日本と唐の間にある位置を利用して、「亢礼之隣」という立場を確立しようとするのに対し【濱田耕策1997-384～6】、日本は謝意を表しはするが名分的には朝貢関係以外を認めようとしなかった。

宝亀10年(779)に来日した新羅国の貢調使金蘭孫らが、翌年正月に、

夫新羅開國以降、仰賴聖朝世々天皇恩化、不乾舟楫、貢奉御調、年紀久矣。然近代以來、境内奸寇、不獲入朝。(下略)

という新羅国王の挨拶を伝えたのに対し、光仁天皇は、

新羅國世連舟楫、供奉國家、其來久矣。而泰廉等還國之後、不修常貢、每事無礼。所以頃年、返却彼使、不加接遇。

と非難しつつも、今回の使者に対してはその労を多としたが(『続日本紀』宝亀11年正月5日条)、彼らの帰国に際して与えた新羅国王への璽書(慰労詔書)では、

王自遠祖、恒守海服、上表貢調、其來尚久。日者虧違蕃礼、積歲不朝。雖有輕使、而無表奏。由

是、泰廉還日、已具約束。貞卷来時、更加諭告。其後類使、曾不承行。

と、これまで何度も教示したのに然るべき体裁が整っていなかったことを回顧し、今後は「必須令齎表函、以礼進退」と命じている(『続日本紀』宝亀11年2月5日条)。このような日本の高姿勢は、安史の乱後の唐帝国が新羅の後ろ盾とはなりえないことを知り、かつ新羅自体が780年4月の恵恭王暗殺事件に至る混乱状態にあることを知るゆえかと想像される【坂上康俊2001】。しかし結局、この時を最後に新羅使の来日は途絶えてしまった。『三国遺事』卷2元聖王条に、貞元2年(786)10月と翌年にかけて、日本王文慶が挙兵して新羅に圧力をかけ、新羅王室に伝わる「万波息笛」という靈宝を求めたが拒絶されたという伝説を載せるが、日本側には対応する史料が無い。

以上、奈良時代の日本における対新羅国観をたどったが、それは『日本書紀』に記された神功皇后が新羅を服属させたという伝承を背景とし、更に新羅が唐と対立関係に置かれていた時の「王子」来日や「調」の貢上を前例としたものであって、新羅は日本に対して服属の象徴としての「調」を貢進すべきであり、国王自身の来日か、国王の上表文という、臣下が君主に対して提出する様式の国書の提出を求めるのが当然というものであった。

これに対して新羅は、金泰廉の来日時のように、時折日本の主張をある程度認めるかのごとき姿勢を示しつつも、結局はそのような朝貢関係を拒否する方向へと向かったのであった。

それにしても、日本がここまで居丈高に新羅に対して朝貢を求めることができ、これに対して新羅が決定的な断絶という方針を打ち出さなかったのは、新羅の側にも、日本との国交を維持することによって得るものがあつたからであることは疑いない。唐との関係がある程度安定してからは、『三国史記』聖徳王21年(722、養老6)10月に「築毛伐郡城、以遮日本賊路」、同書地理志一に「臨関郡、本毛火郡。聖徳王築城、以遮日本賊路。景德王改名。今合属慶州」とあり、また『三国遺事』卷2孝成王条には「開元十年(722)壬戌十月、始築関門於毛火郡。今毛火村、属慶州東南境、乃防日本塞垣也」とあるように、日本に備えて関門城(毛伐城)が築かれており²⁷、同王30年4月には「日本国兵船三百艘、越海襲我東過、王命将出兵大破之」と、日本の兵船による新羅侵攻が警戒され、また実際に交戦している様子が記されている。これらは日本への警戒を怠らなかったことを示しているが、ほぼ同時期の聖徳王20年(721)に北方に長城を築いているように、7世紀最末期に建国した渤海との関係が作用して、日本と決定的に断絶することを避けた可能性も認められるだろう。

更に金泰廉や後の張保高の事例からの推定として【濱田耕策1983-349～51】は、日本との交易関係を閉ざすことができないほどに国内生産と唐との間の交易活動が高い段階に達していたのではないかという想定をしている。

第2節 奈良時代仏教と新羅

奈良時代の仏教における新羅の影響については、二つの方面から検討する必要がある。第一は、飛鳥時代以来の日本仏教の流れの中で果たした新羅仏教、特に新羅から来日した僧侶の活動であり、第

²⁷ 毛伐城の築城と対日関係との関連については、【鈴木靖民1967b、奥田尚1975、酒寄雅志1977a】等参照。

二は、特に聖武朝以降に盛んになる華嚴經の展開における新羅の役割である。

第一の点について述べるならば、飛鳥に宮を構えていた6～7世紀の日本の朝廷は、特に仏教の受容の側面で明らかなように、百済のみでなく、高句麗・新羅とも交流を持っていた【曾根正人2007】。こうした中であって、新羅の僧侶としては、まず、『日本書紀』朱鳥元年(686)10月2日条に見える、大津皇子の謀反事件に連座して飛驒の伽藍に移された「新羅沙門行心」がいる。同人は『懷風藻』の大津皇子伝に「新羅僧行心、解天文卜筮」と見えており、『続日本紀』大宝2年(702)4月8条に、飛驒の僧隆観は流僧幸甚の子とみえる幸甚とは同一人物だろうと言われている【関晃1954、鈴木靖民2002-60～61】。『日本書紀』持統4年(690)2月11日条には「新羅沙門詮吉・級漉北助知等五十人帰化」と見え、新羅僧侶の来日は珍しくなかったことが推測される【山本幸男2004-456】。但し、遙かに時代が降るが、『日本三代実録』貞観5年(863)4月21日条に「先是、大宰府言。新羅沙門元著・普嵩・清願等三人、着博多津岸。至是勅安置鴻臚館、資給粮食、待唐人船、令得放却」、同貞観15年(873)9月8日条に「甲斐国言。新羅沙門伝僧・卷才二人、来寄山梨郡。伝僧等、貞観十三年徙配上総国者也。仍令還着本处焉」とあるのも含め、来日の経緯については不明である。

『日本書紀』持統元年(687)4月10日条には「筑紫大宰献投化新羅僧尼及百姓男女廿二人。居于武蔵国。賦田受稟、使安生業」とあり、これも遙かに時代が降るが、『続日本紀』天平宝字2年(758)8月24条には「帰化新羅僧卅二人・尼二人・男十九人・女廿一人、移武蔵国閑地。於是、始置新羅郡焉」とあることから、新羅出身の僧侶を多数含む、おそらくは開発技術を持った集団を、開発予定地に投入した様子が知られる。こういった例は、新羅僧には限られず、『日本書紀』天武天皇13年(684)5月14日条に「化来百済僧尼及俗人男女并廿三人、皆安置于武蔵国」とあるように、百済僧に対しても同様の役割が期待されていた。『日本書紀』持統7年(693)6月1日条に「詔高麗沙門福嘉還俗」とあるように、7世紀末～8世紀初期にあつては、外国から来た僧侶も一種の技術者として処遇されていたし、場合によっては還俗させて朝廷に仕えさせている【関晃1955】。養老5年(721)には80歳を超えていたとされる百済からの来日僧道蔵も、天武12年・持統2年の雨乞いで名をなしている。天智元年(662)4月に高句麗の滅亡を予言し、『日本書紀』に載せる「日本世記」の筆者である可能性を指摘されている高句麗僧道顕【橋川正1920】も同様に見なされる。

このころ教学の面では、隋に渡り三論宗を大成した嘉祥大師吉蔵に就いて三論を学び、推古33年(625)に高句麗王から献ぜられて来日、元興寺に住して三論を広めた高句麗僧恵灌、その弟子でやはり高句麗出身の僧であつた福亮(大化元年の十師の一人)らがいるが、この面ではむしろ、遣隋使・遣唐使に随行して隋・唐との間を往来した僧旻・恵日・恵隱・恵妙(-680)ら、また玄奘に師事して、斉明7年(661)に帰国して法相宗を伝えた道昭(629-700)、白雉4年(653)4月に唐に留学し、『依四分律抄撰録文』一卷を著した道光、あるいは高句麗に留学したらしい道登、大宝2年入唐・養老2年帰国の道慈(-744)など、主として唐への留学経験のある僧侶の活動が目立つようであり、この流れは奈良時代に入って玄昉へと繋がる。もっとも、新羅出身の僧で大宝3年に入唐を命じられ、智周に師事して帰国後は法相宗を広めた智鳳のような経歴の者もいる。

こうした中であって新羅仏教との関連が重視されてきたのは、第二の論点である華嚴教学への着目に由来する。『華嚴經』は日本には養老2年(718)12月に帰国した入唐僧道慈によって将来されたく、

養老6年11月19日には元明天皇の一周忌に際して書写が命じられている(『続日本紀』)。「青丘留学華嚴審祥大徳」(『華嚴一乗開心論』下巻、天長7年ころ、普機撰)「新羅学生審祥大徳」(『東大寺要録』巻5「東大寺華嚴別供縁起」)と称され、日本での華嚴の祖師とされる審祥は、新羅に留学して華嚴宗第二祖・智儼の弟子義湘(625-702)の弟子となり、更に唐にも留学して第三祖・法蔵(643-712、義湘の弟弟子)に華嚴宗を学んだとも伝える(『三国仏法伝通縁起』巻中「華嚴宗」)。その後、天平12年(740)10月には勅によって金鐘寺(後に発展して東大寺になる)で『華嚴經』を講じた(『三国仏法伝通縁起』巻中・『東大寺要録』巻1)【堀池春峰1973、宮崎健司1998、山本幸男2004】。審祥の蔵書については、正倉院文書の中に見える「右五十部 二百五十巻 審祥師」(『大日本古文書』17巻134頁)といった記述から推測することができるが、目録の一部に近いものとして170点の書籍を記載する「更可請章疏等」(天平20年、『大日本古文書』3巻84～91頁)がある【大平聡2009-143～4】。彼の弟子には良弁・慈訓らがいる。

正倉院文書を通覧すれば、智儼・法蔵の著作が多いのは当然として、元暁・義湘・明晶・表員等新羅の学僧の注釈が広く行われていたことが知られる【石田茂作1930-84～5】。正倉院文書に散見する審祥からの經典の貸与関係史料をもとに【堀池春峰1973】がまとめたところによると、審祥の所持していた經論は170部645巻に及び、元暁・義寂・玄一・義湘・大行などの新羅の学僧のものが並び、特に元暁のものは32部78巻に及ぶという。ただし、天平勝宝3年(751)5月25日「華嚴宗布施法定文案」(『大日本古文書(編年文書)』11巻557-562頁)を用いて当時の華嚴宗研究の様相を詳細に検討した【山本幸男2008-96】は、東大寺の華嚴宗は法蔵の華嚴教学を中核に据える学団であり、学僧の元暁への接近は、かなり限定的なものだったことを確認している。

聖武朝に隆盛を迎える華嚴宗については、教学的に一即多(一つのものが全宇宙と対応する)という壮大な思想が聖武天皇の理想に適ったという説明【末本文美士1992-54～5】、また、聖武天皇は『金光明最勝王經』で律令国家の護持を図りつつ、『華嚴經』の説く十方世界の觀念(普遍的世界觀)をもとに天然痘等によって疲弊した日本国家の再生と繁栄を構想したという説明【森本公誠2003】、あるいは、法相宗の後に登場した華嚴宗には、既存の諸宗派を包摂して序列化するという独特な理論が構築されており、円經(完全な教え)として世俗の権力が依存しやすい条件を備えていたという指摘【山本幸男2008-116】といった、もっぱら教学的な方面から隆盛の背景を説くことは勿論可能であろう。また新羅では、法蔵の別教一乗を元暁の一心觀に依拠して一乗大乘と同じとしてしまう太賢のような教学が生まれ、それが審祥によって日本にもたらされて東大寺の造営や大仏建立に影響を与えたという説も提唱されている【吉津宜英1991-551～561、1997】。

しかし、聖武・孝謙朝における『華嚴經』への傾倒は、四宇年号、唐風官名、国分寺・尼寺の建立、大仏(盧舎那仏)の造営など、女性皇太子の即位を正当化するために、中国唯一の女帝である武則天の施策を模倣した結果とも見ることができる。武則天は『大雲經』を都合良く解釈させ、仏教信仰を利用して即位したのち【矢吹慶輝1927】、『華嚴經』を自らの政治理念とし、華嚴宗を大成した華嚴宗第三祖・法蔵から受戒した【鎌田茂雄1965-147、任継愈1994-86】。聖武・孝謙朝以後、華嚴宗が一旦急速に衰える点をも視野に入れば、教学的な面での説明に加えて、唐(周)における華嚴宗の重要視を動機とした方が説明しやすく、人脈的には新羅の華嚴宗ともつながりを持っていたと言うべきであろう。

なお、その華嚴宗で重視される盧舎那仏に対しては、金泰廉ら一行が経巻を献じたようで、天平勝宝4年(752)6月22日に「新羅国使人」が奉請した『法華経』『梵網経』『頭陀経』のことが「自所々請来経帳」(『大日本古文書』12巻289・296頁)に見える【東野治之1974-305、田村圓澄1999、鈴木靖民2007-55】。なお大谷大学図書館蔵の『判比量論』(新羅の元暁が671年に撰述)は、その書風・書体・料紙の観察により8世紀前半の新羅からの舶載経で、審祥所持のものであった可能性が指摘されていたが、当該經典に新羅の角筆が確認されたことから【小林芳規2002c】、新羅からの舶載経であることが確認された【鈴木靖民2007-53～5】。【宮崎健司2006-49】はこの經典の蔵書印の調査により、当該経巻は橘三千代が没する前に光明皇后に譲渡したものであることを明らかにし、天平5年(733)以前の書写であることを確認している。また【山本信吉2006】は、東大寺聖語蔵『大方広仏華嚴経(自卷第七十二至卷第八十)』が、一部合巻であること、省略本であること、楮紙・無界であること、紙数表記に「張」を用いること、こういった点から見て奈良時代の写経ではなく統一新羅ないし高麗のものと判断した。この指摘を受けた【小林芳規2008-1～4】は、東大寺図書館蔵の同経(自卷第十二至卷第二十)がこれと僚巻であることを説き、こちらには確かに新羅語と新羅訓読の符号が角筆で記入されていることを確認している。なお、日本の訓点の一種であるヲコト点、返読点、句切り符、合符の源流が新羅にあったことが【小林芳規2002d】によって推測されている。

この他、百人の僧侶が一斉に『仁王経』を読誦して外敵の侵攻と内乱を防ぎ国家の安寧を祈願する皇龍寺での百座講会が、新羅では真平王35年(613)に初見し、憲康王2年(876)以降は即位儀礼の一つとして一代一度実施されるという流れがあるが【濱田耕策1982-34】、これと日本の仁王会との関係は今後の課題である。

第3節 正倉院宝物の中の新羅文物

1. 物品

正倉院宝物については「シルクロードの発着駅が長安であるとすれば、正倉院宝庫は第二の終点といえることができる。また日本と同じく唐文化圏に属する新羅の文物の伝来も無視することはできない」と評価されている【正倉院事務所1978-8】。「国家珍宝帳」に載せる「金鏤新羅琴」2面は、弘仁14年(823)に出蔵されてしまったが、同年に収められた別の新羅琴2面(「双倉雑物下帳」に「相替施入」と見える)は現存し【荒川浩和1981、木内武男1981、成瀬正和1991、定森秀夫1999】、また同じく「国家珍宝帳」に載せる「銀平脱合子四合(各納棊子)」も、かつては百済義慈王が贈ってきた厨子に収められていたもので、現存している。なお、百済国義慈王から内大臣藤原鎌足に贈られた赤漆槻木の厨子一口は現存せず、同帳に載せる「百済画屏風」も現存しない。この他に、種々葉帳に「新羅羊脂」が見えるが、これも現存しない²⁸。他には、【松島順正1978-169】に「新羅楊家上墨」「新羅武家上墨」の二点が採録されている新羅墨がよく知られている。

こういった正倉院宝物の中の新羅文物については、【鈴木靖民1982a】の概論があり²⁹、上記以外に、以下のような紹介がある。

²⁸ 延暦6年・弘仁2年の宝庫開検目録には見えていない。

²⁹ 他に【鈴木靖民1990、1997】も参照。

①南倉の佐波理鉢・佐波理加盤(重鉢)は、佐波理重鉢中に朝鮮の古文書らしき物(参照)が付属していること【関根真隆1969、中野政樹1976-19、鈴木靖民1977】から、新羅からの舶来品と考えられる^{*30}。文書はその形態から見て、元来ある鉢と鉢との間に折りたたんで挟まれていたのだろう【鈴木靖民1977】。天平勝宝5年(753)6月に「検定」したという墨書があることから、天平勝宝4年に来日した金泰廉一行が持参したものを東大寺が一時に購入した可能性があり【関根真隆1969】、佐波理皿・鉢には絵具皿として画師・経師に用いられた形跡がある点から見て、造東大寺司が一括して購入した蓋然性が最も高い【鈴木靖民1977】。ただし、【中野政樹1981】は、文書が付属していたセットは、他と比べて大型なので、正倉院のすべての佐波理鉢が新羅製とは断定できないとする。なお、雁鴨池出土の鉢や皿にも似たようなものがあり(中国・陝西省等の遺跡からも、同様の形態のものが出土している)【李蘭暎1983-382・388】、匙のセットも雁鴨池出土品は正倉院宝物と似ている【李蘭暎1983-391】。

②南倉の佐波理皿の針銘^{*31}の中には「為水朶」(22番6号)がある。これは新羅時代の人名と官名に使われる乃末を表しているので、刻された段階に問題はあるが、新羅からの伝来品か新羅人の手になるものと考えられる。佐波理鑄造の製品として、加盤は全部で86組436口あり(佐波理蓋・承盤各2枚を含む)、佐波理皿は700口および16口に相当する残欠が、佐波理匙(南倉45)は18束345枚あり、他に、鉢、水瓶、合子などもあるが【中野政樹1976-8~9】、このうち匙は、円匙・長匙の二本をセットにする状況が、雁鴨池出土の状況と同一である【中野政樹・李蘭暎1978-81、鈴木靖民1977-389】。

③南倉33の金銅剪子(鋏)は、形状が雁鴨池出土の燭台用剪子と酷似するので、新羅からの舶来品の可能性がある【金東賢1976、中野政樹1976-19、鈴木靖民1977-388、中野政樹1978-79】。

韓国における考古学的な発掘調査の進展を受けて、正倉院の文物の中に新羅との関連が深いものが見出されることは、今後ますます多くなるだろう【河田貞1981】。

なお、正倉院宝物以外にも、以下のような文物が、朝鮮半島からのものである可能性が指摘されている。

①法隆寺献納宝物の中に、水瓶・塔鉢・脚付鉢・蓋鉢・鉢・加盤(重鉢)・托子・匙・柄香炉があり【阪田宗彦1974】、7世紀末~8世紀初期の再建時に埋めた法隆寺五重塔心礎出土鉢も、佐波理に近い。ただし、【鈴木靖民1977-384~7】は、産地としては、国内も十分に考えられるとする。

②【尾崎喜左雄1964】は、群馬県の多くの古墳から出土する佐波理は朝鮮製かとする。

③貞観13年(871)の「安祥寺資財帳」に記されている曇子・五盛垵・閼伽毖・塗香盤・円匙には「新羅」と注されており、これらは同帳にいう「新羅商客」からの買得品と考えられる【東野治之1974-334】。

④平城宮からは花形と葉形の文様を型で押して付け、緑色の釉薬をかけた新羅製の陶器の破片が出土しており、西市に近い金属工房跡の土壌からは新羅製の長頸瓶の青灰色の破片も出土している【千田剛道1996-210、2006】。

この他全国で出土している新羅製文物については【江浦洋1988、1992、1994】等の集成が試みられているが、今は省略に従う。なお長屋王邸等で出土した木簡にも「新羅」の語が見えており(『木簡研究』12-22、『平城京発掘調査出土木簡概報』17-19、27-13、32-22)、『万葉集』巻3-460・461左註に見

³⁰ なお佐波理加盤の銘文一覧は、【柳雄太郎1976】に掲載されている。

³¹ 一覧は【柳雄太郎1976】に掲載されている。なお、佐波理皿の銘文には「垵」の則天文字が見られる(36番1~5の外面)。

える新羅尼僧の理願のように、帰化ないし都京に在留していた新羅人の例も増えていく可能性がある【鈴木靖民1997-209～218、2007-61～2】。

2. 文書

まず、いわゆる「新羅村落文書」について。1933年10月に、正倉院中倉階下の中棚に収納されていた13枚の経帙のうち、破損修理のために解体された華嚴経論帙の布心に糊付けされた状態で発見された「新羅村落文書」は、【野村忠夫1953】によって学界に紹介されて以降、多くの研究が積み重ねられてきた。その研究史は、1986年段階までのものが【濱田耕策1986】によって、2003年段階までのものが【宋浣範2003】および【尹善泰2003】によってまとめられている^{*32}。今はその内容の分析にかかるもの^{*33}を除き、作成年次と伝来経路を巡る議論についてのみ紹介すれば、初め【旗田巍1958・59】は、「烟受有田・畚」を『三国史記』聖徳王21年(722)条の「始給百姓丁田」の丁田と解釈して、文書中の「乙未年」を755年と考えた。

これに対して【武田幸男1976】は、『三国史記』景德王16年(757)3月条の「除内外群官月俸、復賜禄邑」に注目し、本文書は内省ないしは内省の官職に支給された禄邑関係の文書であるとの見方を示して、815年説を提唱し^{*34}、これが日本では長らく通説化していた。他に【李弘植1954】の875年の可能性説もある。

これに対して【尹善泰1995、1996、1998、2000ab】は、①744年～758年の間、唐・新羅では「年」の代わりに「載」が用いられていたこと、②「壺月」という表記は695年～700年の間にのみ用いられたこと、③帙として用いられた華嚴経論は、七帙以上あったことから、唐の李通玄(635-730もしくは646-740)が新訳華嚴経80巻に注釈を施した40巻のものではなく、北魏の曇首が旧訳華嚴経60巻に注釈を施した100巻本を指し、朝鮮系華嚴経を日本にもたらした審祥(736年には在日、751年頃没)が所持していた華嚴経論65巻(『大日本古文書』10巻278頁、同17巻129頁)との関連が大きいと思われること、④更に文書中の西原京は685年の設置だからこれ以後ということで、乙未年を695年に当てる説を提唱している。「載」字の不使用という点を重く見て、755年説を否定することには賛意が示されているが、当該華嚴経論帙が審祥の所蔵本であった確証は得られておらず【李仁哲2001-73～5】、また【木村誠2004-99～100】は、「壺月」の説明については尹善泰説に無理があるとしたうえで、祥瑞記事の集中を根拠に、新羅では803年に周正が導入された可能性があり、そのために「壺月」という表記が用いられたのではないかとし、なお815年説が有力とする。なお他に則天文字不使用をもって尹善泰説を批判する見解も、【金壽泰2001-15、李仁哲2001-77～8】で主張されている。

次に佐波理加盤付属文書について。これは、宮内庁正倉院事務所編『正倉院の金工』(日本経済新聞社、1976年)掲載の図版(銘文図版33)において初めて公開された正倉院南倉所蔵の文書で、全45組の佐波理(銅・錫・鉛の合金)加盤(入り子重ねの食器に蓋をしたもの)のうちの、第15号四重鉢

³² 他に【金壽泰2001、李文基2002】がある。

³³ 【崔吉成1960、虎尾俊哉1974ab、明石一紀1975ab、木村誠1976、兼若逸之1976・1979ab・1980、濱中昇1982・1983、李宇泰1983、兼若逸之1984ab、濱中昇1985・1986、安部井正1989、李泰鎮1990、濱中昇1993、李仁哲1993、李宇泰1993、李喜寛1994】など多数。

³⁴ 【李弘植1954、田鳳徳1956】も同年説に入る。

の第四号鉢の中に納められていたものである。【柳雄太郎1976-121】に解説(ただし釈文は示さず)、【鈴木靖民1977、1978】に釈読と研究がある。鈴木によれば、①本文書には吏読が用いられている、②穀類の計量単位を石・斗・刀としており、かつ十進法を取らないので日本ではなく、高麗中葉以前のもの、③巴川村は李朝以前に四カ所あり、いずれか決めがたい、④表は、馬肉を奉ったこと、および尾を奉ったが汚れたことと、巴川村の正月から三月までの上米・大豆の数量を述べたもの、裏は「永忽知朶」以下三名の上米・丑の数量とその受領の有無を記す、⑤人名・官名のごときもの(永忽知朶、六直朶、舎米山舎)は、上限が真平王代、下限は高麗初頭とする。当該文書に関しては、【中野政樹・李蘭暎1978-81~2】に、出納帳の一枚かとする李蘭暎の言及があり、【尹善泰1997】等の研究がある。

最後に買新羅物解(鳥毛立女屏風下貼文書)その他について。【鬼頭清明1969】によってすべて新羅関係であることが指摘されていた、鳥毛立女屏風の下貼になっている文書は、【東野治之1974】によれば、正倉院や一部は尊経閣にも所蔵されている同様の文書(もともと右図の下貼の一部か)と一群のもので、天平勝宝4年6月中旬~下旬の日付を持ち、香料・薬物・顔料・染料・金属・器物・調度などの品目を列挙し、その価格を絁・絹・糸・綿で示す。これらは、天平勝宝4年に来日した王子金泰廉以下の新羅使節の舶載物をめぐって、購入を希望する五位以上の貴族クラスから、おそらくは内蔵寮に提出された買新羅物解である。香料・薬物・顔料等の中には、中国・東南アジア・西域・インド等の産のものが多く含まれており、これらは新羅による中継貿易を示しているが、数種の薬物・松子、佐波理製の鉢・盤や甌は、新羅の特産品である。この文書に関しては、他に【金義煥1982~1984、杉本一樹1990、皆川完一1994、李成市1997-第一~三章】らの研究がある。なお、【関根真隆1975、1982】は、当該文書について、直接の交易品であるという考えとともに、新羅の貢調品が売りに出された可能性を挙げているが、これは東野によって否定されている。

この他、北倉に収められていた花卉長方甌と紫色甌には、それぞれ「行卷韓舎価花甌一/念物得追于」「紫草娘宅紫称毛一/念物糸乃綿乃得/追于「今綿十五斤小/長八尺 広三尺四寸」(異筆)」という墨書を持つ、麻布の小箋が付けられていた。これが新羅の文字であることは【藤田亮策1954】などにおいて従来から推測されており、また本来それぞれの甌に付属したことも、記載内容から推測できる。【東野治之1977】は、念物とは交易品の意味で、後者は糸か綿と交易したいという希望に対して、綿十五斤という対価が記されたもの、「行卷韓舎」「紫草娘宅」は売り手(荷主)、あるいは製造業者の屋号であろう、「新羅墨」(前述)を参照すれば、当時の新羅で対外交易を考慮した手工業生産が、官人や製造業者の下で展開しつつあり、内外の価格差を利用して売買する商人達が存在したことを示すとした。

本文書に関しては、他に【李成市1998、尹善泰1997b】等の研究があり、李成市は「念物」を希望品と解釈し直した上で、新羅の貴族が日本との交易を前提に、その名義と価値を記し、それに対する交易希望品の獲得を指示するための荷札で、今日の伝票にあたり、内省管下の官司である倭典で作成され、それが毛甌に縫いつけられて日本に搬入されたと推測している。

第4節 平安時代の日本・新羅関係

1. 新羅商人の来航

新羅では、780年の恵恭王夫妻の殺害以降、下代と呼ばれる動揺・衰退の時代に入った【北村秀人

1982b、李成市2000、武田幸男2000】。宝亀10年(779)の使節を最後として、新羅は日本に使者を遣わさなくなり、日本が遣唐使の往来の保障を求めたのに対しても、その使者を侮辱するなど、日本と新羅の外交関係は断絶したと見て良い。

ただし、『三国史記』新羅本紀哀莊王4年(803)7月条には「与日本国交聘結好」、また同5年5月条には「日本国遣使、進黄金三百兩」とある。前者は、延暦の遣唐使派遣に際して、恐らくはその漂着の際の保護を依頼することを使命として延暦22年(803)3月に新羅に派遣された斎部浜成(宮内庁書陵部蔵明応本『古語拾遺』識語)の交渉を指している可能性が大きく【石井正敏1986】、後者は翌年の遣唐使再出発の後、太政官牒を携行して使人の保護を求めた遣新羅使大伴岑万里のこと(『日本後紀』延暦23年9月18日条)を指すと考えて良いだろう。【濱田耕策1979-140～141】は、ここによく日本は新羅の主張する亢礼の隣国としての関係を受け容れたとし、その背景に日本における律令制の動揺を挙げることが³⁵、これらの遣新羅使は、遣唐使の航路の安全確保を要請したもので、慰労詔書ではなく、太政官牒を携行したことが示すように、国書を交換する国交とは認めがたい。なお『三国史記』新羅本紀によれば哀莊王7年(806)3月にも「日本国使至、引見朝元殿」、9年2月にも「日本国使至、王厚礼待之」とあるが、対応する日本側の史料は見あたらない³⁶。

実際に派遣された最後の遣唐使となった承和の遣唐使派遣に先立つ承和3年(836)にも遣唐使が新羅に漂着した場合の保護と送還を「告諭」するための遣新羅使として紀三津が派遣されているが、この時紀三津は、彼の言葉と持参した太政官牒との矛盾(おそらく後者は尊大だったのであろう)を責められ、「怨小人(=紀三津)荒迫之罪、申大国(=新羅)寛弘之理。方今時属大和、海不揚波。若求尋旧好、彼此何妨」と、新羅の大国意識を発揚する内容の執事省牒を付与されて追い返されている(『続日本後紀』承和3年12月丁酉条)³⁷。

一方、私的な交流に目を向けると、奈良時代から平安時代初期にかけての新羅人漂着者の処遇の変化【山内晋次1990】が、後に屢々来航するようになる新羅商人への措置の前提として注目される。宝亀年間から次に触れる承和9年(842)の藤原衛の奏上に至る時期は、「帰化」と「流来」との区別に応じて新羅人の漂着民への処遇が決められ、前者は従来通り受け入れるのに対し、後者は「放還」という措置が取られていた。この措置の由来は、『続日本紀』宝亀5年(774)5月17日条(『類聚三代格』卷18にも同日付の太政官符「応大宰府放還流来新羅人事」を収める)に掲げる、次の勅である。

勅大宰府曰。比年新羅蕃人、頻有来著。尋其縁由、多非投化。忽被風漂、無由引還留為我民、謂本主何。自今以後、如此之色、宜皆放還以示弘恕。如有船破及絶粮者、所司量事、令得帰計。

³⁵ ただし【濱田耕策2000c-266】では、日本側が対新羅外交の姿勢を改正したか疑問としながらも、【濱田耕策2000c-267】では、新羅は渤海と日本を「交聘」国とする国際関係を確立したとしており、視点にブレがある。

³⁶ 【森克己1964】は、こういった事例を大宰府の官人や西日本の商人の私的な通交と見るが、【山内晋次1990-106】は、他に景文王4年(864)、憲康王4年(878)、同8年の事例をも含めて、漂流民送還のための使者であった可能性を述べている。

³⁷ 9世紀の三回の遣新羅使に関しては、【石井正敏1987】を参照。紀三津事件については、【西別府元日2000、山崎雅稔2007】があり、西別府は張宝高の勢力など、東アジア多島海で活動する交易者(「島嶼之人」「商帆」)の存在が、新羅政府の疑念を高めた可能性を指摘している。

これ以前の措置は、漂着者を新羅使の帰国に同行させて帰国させるというもので、漂着の時点での「放還」を指示するものではなかった。しかし、この勅令によって「流来」「帰化」の処置を明確に区別し、前者の送還と後者の受け入れを義務づけたのであった。実際、9世紀にも弘仁～天長年間にかけでは多数の新羅人の「帰化」の事例が知られるとともに【佐伯有清1964、奥村佳紀1971】、送還の実施も確認できる(『日本後紀』弘仁2年(811)8月12日条、同弘仁3年3月1日条、同弘仁3年9月9日条)。

【山内晋次1990-75】はこうした処置が出された背景として、当時の日本と新羅との間の緊張の高まりがあり、不本意な漂着者を日本国内に留めることの危険性が意識されたことと、新羅からの漂着民に対して恩恵を施すことで上位者としての面目を保とうとしたことを推測している。『日本後紀』弘仁4年(813)3月18日条逸文(『日本紀略』)には、

大宰府言。肥前国司今月四日解稱。基肆団校尉貞弓等、去二月廿九日解稱。新羅一百十人駕五艘船、着小近嶋、与土民相戦、即打殺九人、捕獲一百一人者。又同日解稱。新羅人一清等申之。同国人清漢巴等、自聖朝帰来、云々。宜明問定、若願還者、随願放還。遂是化来者、依例進止。

と、5艘の船に乗った新羅人110人が五島列島に上陸してきたので、住民たちがそのうちの9人を殺し、残りを捕獲するという事件も起こっていることから分かるように、恐らくは【北村秀人1982b、生田滋1991】が述べるような国内の混乱から逃れようとした新羅からの流入者が、8世紀末から増加傾向にあり、特に北部九州においては、新羅との間の緊張が高まりつつあったと見て良い。従って、【平野卓治1996】が、実際にこの時期の新羅では反乱・飢饉・疫病が頻発し、住民の海外逃亡が盛んになったため、これへの対応を考えなければならなかったことを重視しているのは首肯できるであろう。【田中史生1997-216～219、239～240】は、宝亀5年の時点で既に交易を目的とした来航者が混じるようになり、先の勅令は、国家間の交易以外の国際交易を遮断する目的があったのではないかとするが、当時実際に交易者がいたのかどうかは、論拠不足の憾がある。

ところが、9世紀の前半には、新羅商人の日本来航が頻繁に見られるようになる。【田中史生1997-236～7、西別府元日2000】は、『日本後紀』延暦18年(799)5月13日条に、

前遣渤海使外従五位下内蔵宿祢賀茂麻呂等言。帰郷之日、海中夜暗、東西掣曳、不識所著。于時遠有火光。尋逐其光、忽到島浜。訪之、是隱岐国智夫郡。其処無有人居。或云。比奈麻治比壳神常有靈驗。商賈之輩、漂宕海中、必揚火光。賴之得全者、不可勝数。神之祐助、良可嘉報。伏望奉預幣例。許之。

とある「商賈之輩」を、隱岐の近海という位置から見て、日本海を舞台に国家間交易の埒外で活動する国際交易者と推測している。「新羅商人」と明記された者の来着の初例は、『日本後紀』弘仁5年(814)10月丙申条の「新羅商人卅一人、漂着於長門国豊浦郡」であるが、【榎本渉2007-93～4】は、『日本後紀』逸文(『日本紀略』)弘仁9年(818)正月13日条「大宰府言。新羅人張春等十四人来献驢四」に見え

る張春や、同逸文(『日本紀略』)弘仁11年(820)5月4日条「新羅人李長行等進殺羶羊二、白羊四、山羊一、鷺二」に見える李長行も、恐らくは海商ではなかったかとしている。

このころの日本政府の対応は、「若願還者、随願放還。遂是化来者、依例進止」(前掲『日本後紀』弘仁4年(813)3月18日条)、また『日本後紀』逸文弘仁5年(814)5月9日条(『日本紀略』)に、

新羅王子来朝之日、若有朝献之志者、准渤海之例。但願修隣好者、不用答礼、直令還却。但給還粮。

とあるように、国家的外交とその他の来航を明確に区別することの確認であったが、これの主たる対象は、新羅商人だったのであり【石上英一1984】、彼らに大宰府での管理交易を強制しようとするものだった【西別府元日2000】。天長8年(831)には、次のように新羅商人との交易制限令が出されるほどになる。

太政官符

応検領新羅人交関物事

右、被大納言正三位兼行左近衛大将民部卿清原真人夏野宣僞。奉勅、如聞、愚闇人民、傾覆櫃運、踊貴競買。物是非可輶籛、弊則家資殆罄。耽外土之声聞、蔑境内之貴物。是実不加捉搦所致之弊。宜下知大宰府、嚴施禁制、勿令輒市。商人来着、船上雜物一色已上、簡定適用之物、附駅進上、不適之色、府官檢察、遍令交易。其直貴賤、一依估価。若有違犯者、殊处重科、莫從寬典。(『類聚三代格』卷18天長8年9月7日太政官符)

この官符によれば、新羅商人のもたらす物品は非常に好評であり、あまりにも高価で買い取られていたため、大宰府に命じて、まず朝廷で必要とするものを京都に進上させ、その後、大宰府の官人の監督のもと、公定価格での私的交易を許すこととされたのであった【石井正敏1988、田中史生1997-241～2】。つまりこれは、それまで外国からの使節との交易を主対象としていた規定を、新羅商人に対しても適用しようとするものであって、弘仁年間の方針を制度的に確定したものと評価できる【渡邊誠2003】。

こういった新羅商人の活発な交易活動と、それに対応する日本側の貿易統制の強化の背後には、青海鎮大使張宝高の活動があった*³⁸。

2. 張宝高と入唐僧

張宝高の事績については、【日野開三郎1960～61】を初めとして、特に【蒲生京子1979、石井正敏1988、堀敏一1998a、濱田耕策1999、李基東(近藤浩一訳)2001、千田稔2003、田中史生2005、2007、黄純艶2008-332】らの研究があり、その新羅国内での勢力伸長と崩壊の過程、及び対日貿易の展開の様子が検討されている。

張宝高(弓福・弓巴とも)は、唐で徐州の武寧軍節度使の配下の軍中小将という軍職につき、帰国後

³⁸ 【山崎雅稔2001a-5】は、この時整備された張宝高と大宰府との間の日羅貿易を、「青海鎮一鴻臚館貿易」と呼んでいるが、【榎本涉2007-93】が指摘するように、この貿易は日羅間で完結するものではない。

は莞島を根拠地として海上活動を展開する。この間の天長元年(824)に、彼は日本に来たことがあるらしく(『入唐求法巡礼行記』会昌5年9月22日条)、【李炳魯1993】は、このころから張宝高は大宰府管内に居住して交易活動を行っていた在日新羅人を勢力下に置こうとしていたのではないかと見ている。新羅では810年前後から唐、特に山東半島への人身掠奪が盛んになっていたため、828年(天長5年)に唐から帰国した張宝高は、これを抑止するために新羅興徳王に請願して青海鎮大使に任じてもらい、既に在唐新羅人が形成していたネットワークを積極的に活用しつつ【李炳魯1993】、新羅・日本・唐の三国間交易を統括したのであった。その過程で、新羅の閔哀王2年(839)に、彼の許に身を寄せていた金祐徴を担いで反乱を起こし、閔哀王を討って金祐徴を神武王として即位させている。その翌年の承和7年(840)には、

大宰府言。藩外新羅臣張宝高、遣使献方物。即従鎮西追却焉。為人臣無境外之交也。(『続日本後紀』承和7年(840)12月27日条)

また、更にその次の年にも、

太政官仰大宰府云。新羅人張宝高、去年十二月進馬鞍等。宝高是為他臣。敢輒致貢。稽之旧章、不合物宜。宜以礼防閑、早從返却。其隨身物者、任聽民間令得交関。但莫令人民違失沽價、競傾家資。亦加優恤、給程粮、並依承前之例。(『同』承和8年(841)2月27日条)

と、日本に通交を求めたが拒絶され、従来新羅商人から受け取っていた【奥村佳紀1971、李侑珍2004】貢献物の受納も拒否され、ただ交易のみは認められたことが見えている。張宝高がこういった申し入れをした背景として、そのころ既に彼の地位の安定を外部権力に求めなければならない段階にあったのではないかという推測がなされている【山崎雅稔2001a-5、森公章2008b-224～225】。

これより先、張宝高は山東半島の東端に設けられた新羅坊に赤山法華院を造営しており(『入唐求法巡礼行記』開成4年<承和6年、839>6月7日条)、承和の遣唐使の一員として入唐し、その後唐に残留していた円仁は、開成5年(840)2月17日、青海鎮大使(張宝高)に宛てて、赤山法華院での滞在を許されていることの礼と、出国の際に筑前守小野末嗣から張宝高に託された書簡を、唐土を目前にして船が沈没した際に流失させてしまったことの詫びとを認めている(『入唐求法巡礼行記』開成5年<承和7年、840>2月17日条)。このことから、張宝高と大宰府近辺の官人達との間には私的な通交関係が成立していたことが窺え、それは後述する文室宮田麻呂による貨物抑留事件によって、より明らかになる。

なお、承和の遣唐使自身も、同乗していた新羅訳語の金正南の活躍によって9隻の新羅船を手配でき、これで漸く帰国できたが、唐に残留して、後にこれも新羅船で帰国した円仁を巡っては、彼の日記『入唐求法巡礼行記』についての【ライシャワー1955、1963、小野勝年1964】、更には【白化文・李鼎霞・許徳楠2007】といった注釈的研究や【足立喜六訳注1970・1985】の読み下し・注、【深谷憲一1990】の現代語訳文において円仁と新羅人との交渉に言及されており、承和の遣唐使全般を扱った【佐伯有清1978】や、【石井正敏1979、1985、1994、金文経2001、酒寄雅志2005】らの研究において、円仁と張宝

高を含む新羅人との交流が検討されている^{*39}。特に新羅訳語と呼ばれた劉慎言(楚州新羅訳語、のち新羅坊惣管)、張詠(登州新羅通事、勾当新羅所押衙平盧軍節度同十将)、金正南(第1船新羅訳語)、道玄・朴正長(ともに第2船新羅訳語)については、【坂上早魚1988】があり、更に、円仁が山東半島から帰国の後に勧請したと言われる新羅明神については、【辻善之助1915】以来、多数の論考が触れている^{*40}。

張宝高は、神武王の子の文聖王(在位839-857)の後宮に娘を入れようとして失敗し、反乱を起こして841年11月に暗殺された。既に、承和8年(841)3月28日には、

詔曰。(中略)大宰府者、匪亶古来鎮遏之区、兼復当時恠見之地也。最須先慎以備不虞。布告遐邇、俾知朕意。

また、承和8年(841)8月19日には

以大宰府曹百四口充対馬島、兼充防人。

更に、その翌々日には、

勅曰。聞。下大宰府駅伝官符并彼府言上解文、路次諸国・長門関司等、每各開見。縦国裏機急、境外消息、不可必令万民咸知。而解文委曲未来京華、下符辞状無達宰府、載記之旨諠譁民間、途説之輩満溢内外。寔是專輒開見所致之漸也。宜告山陽道諸国司更莫令然。亦四畿六道之内、指一ヶ国所下之符、同無令開。

とあることから(いずれも『続日本後紀』。また『類聚三代格』卷17承和8年8月20日官符「応禁止開見駅伝馬符并言上解文事」も参照)、【山崎雅稔2001a-6】は、張宝高の勢力の安定が失われつつあったことについては、日本にその情報がかなり早く伝わっており、これに対して情報管理の強化をも含めた現実的な対応を図ったのではないかとする。張宝高の死は、次に記すように、承和9年(842)正月には日本政府の知るところとなった。

新羅人李少貞等卅人、到筑紫大津。大宰府遣使問来由。頭首少貞申云。張宝高死、其副将李昌珍等欲叛乱、武珍州^(別駕)列賀閭丈興兵討平、今已無虞。但恐賊徒漏網、忽到貴邦、擾乱黎庶。若有舟船到彼不執文符者、並請切命所在推勘收捉。又去年廻易使李忠・揚円等所賣貨物、乃是部下官吏及故張宝高子弟所遺、請速發遣。仍賣閭丈上筑前国牒状参来者。公卿議曰。少貞曾是宝高之臣、今則閭丈之使。彼新羅人、其情不遜。所通消息、彼此不定。定知、商人欲許交通、巧言

³⁹ 古くは、【今西龍1933、那波利貞1954～6、日野開三郎1960、内藤雋輔1961】が触れており、また、【佐伯有清1964、新川登亀男1993】も参照。

⁴⁰ 【春山武松1931、倉田文作1963、岩佐貫三1965、宮井義雄1992、伊東史朗1996、高梨純次1998、山本勉1998、黒田智2001、宮家準2002】など。

攸稱。今覆解狀云。李少貞齎閭丈上筑前国牒狀参来者。而其牒狀無進上宰府之詞、無乃可謂合例。宜彼牒狀早速進上。如牒旨無道、附少貞可返却者。或曰。少貞今既託於閭丈、將掠先来李忠・楊円等。謂去年廻易使李忠等所齎貨物、乃是故宝高子弟所遺、請速發遣。今如所聞、令李忠等与少貞同行、其以迷獸投於餓虎。須問李忠等、若嫌与少貞共帰、随彼所願、任命遅速。又曰。李忠等廻易事畢、帰向本郷。逢彼国乱、不得平著、更来筑前大津。其後於呂系等化来云。己等張宝高所撰島民也。宝高去年十一月中死去、不得寧居。仍参着貴邦。是日、前筑前国守文室朝臣宮田麻呂、取李忠等所齎雜物。其詞云。宝高存日、為買唐国貨物、以絶付贈、可報獲物。其数不虧。正今宝高死、不由得物実。因取宝高使所齎物者。縱境外之人、為愛土毛、到来我境。須欣彼情令得其所、而奪廻易之便、絶商賈之權。府司不加勘發、肆令并兼。非失賈客之資、深表無王憲之制。仍命府吏、所取雜物、細碎勘録、且給且言。兼又支給粮食、放帰本郷。(『続日本後紀』承和9年(842)正月10日条)

この記事から、筑前守だった文室宮田麻呂(承和9年(840)4月6日任)が、張宝高に少なくない資金を預けて唐国の貨物を購入しようとしていたこと、ところが張宝高が死去してしまったので、彼の部下だった李忠等の持っていた財貨を差し押さえたこと、しかしその行為は日本政府から批判されたことが分かる。つまり、大宰府近辺の官人達による私的な商行為が発覚したわけである。承和10年(843)12月には宮田麻呂は謀反の疑いで告発され、左右衛門府に拘禁され、罪一等を降されて本人は伊豆国に、息子二人はそれぞれ佐渡・土左国に配流された。貞観5年(863)に神泉苑で催された御霊会では、彼が慰霊の対象になっているので、この謀反事件は冤罪だったと見られ、その冤罪の背後に、新羅・唐との商行為があったのではないかという推測がなされている^{*41}。更に、事件は単なる私交易の摘発ではなく(私交易自体は禁止されていたわけではないので)、【渡邊誠2005、森公章2008b-227】のように、宮田麻呂は中央の内蔵寮から派遣された交易担当の特使であって、彼が貨物を抑留し続け、更に李少貞がいつまでも大宰府に滞在することで新羅の内政問題に巻き込まれることを恐れた政府が、内豎を派遣して蔵人所に召還したのではないかとする推測もある。

張宝高の死去に伴う日本・新羅間の緊張状態が続いていたと思われる承和9年(842)8月、大宰府の事実上の長官であった大宰大貳藤原衛は、四箇条の提案を政府に申し出た。その第一条には、

新羅朝貢、其来尚矣。而起自聖武皇帝之代、迄于聖朝、不用旧例、常懷姦心、苞苴不貢。寄事商賈、窺国消息。望請、一切禁断、不入境内。

とあった(『類聚三代格』卷18承和9年8月15日官符。『続日本後紀』同年8月15日条も若干字句の異同があるが、ほぼ同じ【渡邊誠2003】)。これに対する政府の方針は、

徳沢泊遠、外蕃帰化。專禁入境、事似不仁。宜比于流来、充粮放還。商賈之輩、飛帆来著、所齎

⁴¹ 文室宮田麻呂事件については、【戸田芳実1967、松原弘宣1994、1998-337、1999、李成市1997-168~170、山崎雅稔-1999、保立道久2004】等参照。

之物、任聽民間令得廻易、了即放却。但不得安置鴻臚館以給食。

というもので、新羅人が来着したら漂流に準じて帰国させ、帰化を望む者も一切これを認めない、交易は民間交易のみを許可するが(政府で買い取りはしない)、ただし鴻臚館での安置供給は認めず、取引が済んだら直ちに帰国させるとするものであった【山内晋次1990、山崎雅稔2001a-4、渡邊誠2003、森公章2008b-229】。この措置が選択された背景には、軍事的緊張と新羅との貿易の危機に際して、交易の可能性を残しつつも新羅国内の混乱の日本国内への波及をできるだけ止めようとした日本の方針が推測されているが【石上英一1984-262、山崎雅稔2001a-3～7】^{*42}、ともあれここで「帰化」を一切認めないこととしたのは、日本自身が名目上国際社会の中で置こうとしていた位置づけ、すなわち徳化思想を伴う小中華思想の放棄という大きな変化が起きたことを意味するとされている【石上英一1984-263】。

もともと、日本律令国家における「帰化」は、当初から功利的な観点から利用され、七世紀後半には多数の新羅・百済・高句麗からの移民を東国を中心とする未開地に定住させて先進的な開発技術を発揮させていたことが知られている【大津透1987】。この観点から言えば、中華思想に則り王化を慕って来着した者を処遇するという方針を棄て、ただの漂着民は入境を認めないという方針には、功利的な観点からの選別が露骨に発現したものという評価も可能であろう。時期的にはやや遡るが、弘仁11年(820)には、

配遠江・駿河両国新羅人七百人反叛。殺人民、焼屋舎。二国発兵撃之、不能勝。盜伊豆国穀、乗船入海。発相模武蔵等七国軍、勦力追討、咸伏其辜。

という事件が起こっており、『日本後紀』逸文弘仁11年(820)2月13日条(『日本紀略』)、帰化したという事で日本国内にいた新羅人たちの大規模な暴動が起こっているのは、彼らに対する処遇の問題が絡んでいた可能性がある。

藤原衛の起請ののち、史料上では新羅商人の来日が減少し、そのかわりに「唐国商人」「唐商」の来日が増加する^{*43}。これについては、新羅商人と唐商人とは峻別されていると見て、日本側が新羅に対する警戒を強め、唐に拠点を持つ海商との管理貿易を推進することとなり【松原弘宣1999、渡邊誠2003】、一方唐商の方も、新羅人との連携や唐の国内情勢の推移を承けて日本との交易を推進できるだけの実力を備えていたのであって【呉玲1999、李侑珍2004、田中史生2007-5】、実際に交易の主体が新羅商人から唐商に変化したという見解【山崎雅稔2001a-7】がある一方で、貿易による利潤を重視する現地官

⁴² 【佐伯有清1964】はこれに加えて、新羅人は各地に新羅坊を構えて律令国家に反抗する傾向があること、及び朝貢国と見なしていた新羅が大国と映じたことの反映としての排外思想を挙げ、【松原弘宣1999-380】は、新羅商人の鴻臚館への安置を拒絶し、唐商人との交易を優先したのは、新羅商人と西海道の地方官・豪族との私的交易の拡大を阻止することを目指したからではないかとしている。

⁴³ 遣唐使に随伴する以外の唐人の来日の初見は、「新羅人船」に乗ってきた「大唐越州人周光翰・言升則等」であり(『日本紀略』弘仁6年(815)11月壬戌条)、次は承和元年に大宰府にいた「唐人張継明」であるが(『続日本後紀』承和元年(834)3月丁卯条)【森公章2008-212～213、243】、明らかに商人でありかつ漂着でない例は、承和9年(842)5月5日に博多を出航して唐に帰っていった「大唐商客」李処人(安祥寺伽藍縁起資財帳。『平安遺文』164号)であり、かつて【森克己1949-214】が挙げた同年来日の李麟徳は、唐海商という確証が無い【榎本涉2007-82・92】

人が来航者を「唐人」「唐国商人」として待遇した可能性も棄てきれないと見て、結果的には藤原衛の起請の趣旨が無視されたという見解【村上史郎1999】、あるいは唐海商とは唐から日本に来航した海商一般を指していて、民族的区分から言えば新羅人を含んでいた可能性があり、先の太政官符以来不利な扱いを受ける恐れが出てきたために在唐新羅人が意図的に唐海商という側面を強調したのではないかという見解【黄約瑟1993、榎本渉2007-87】がある。実際、仁寿3年(853)に渡唐した円珍は、「大唐商客」王超の船に便乗して行ったという記述もある一方で(『平安遺文』102・103号に「大唐商客王超・李延孝」と見える)、王超を新羅商人とする史料もあり(『平安遺文』124号に「新羅商主王超」とある)、また、『入唐求法巡礼行記』大中元年(847)6月9日条に「新羅人」と見えている金珍が、同記承和14年10月19日条では「唐人金珍」と見えるなど、いわゆる唐商人の中には、実は唐に根拠地を持つ新羅商人であった者が含まれていた、ないし唐商と新羅商とが同一船団を組んでいた可能性がある【小野勝年1964-四-407~8、渡邊誠2003、榎本渉2007-82~85、田中史生2007-8、森公章2008b-239~240】。このことは早く李少貞についても指摘でき、弘仁11年(820)には唐人とされながら(『日本紀略』弘仁11年4月27日条に「唐人李少貞等二十人漂着出羽国」とある)、先に掲げたように承和9年(842)には新羅人とされている。また会昌年間に明州での活動がみられる李麟徳も、最近では在唐新羅人とする説が有力になっている【坂上早魚1988、亀井明德1991、金文経2001、李侑珍2004、田中史生2007-9~11】。現実には、出身地・出航地・取引先という概念はありえても、商人自体の国籍や民族的帰属、ないし船籍という概念は大宰府では確認しようがなかったのではあるまいか。長江以南、特に明州を中心に新羅人の居留区・交易拠点が各地に展開していたことが、後代の史料ではあるが中国の地方志類に散見していることも考慮しなければならず【田中史生2007-6~8、黄純艶2008】、新羅の国内の社会混乱を背景として、新羅人の国外移住が試みられ【濱田耕策1999】、唐人との協業も810年代に遡る可能性が指摘されており【榎本渉2007-87~88】、9世紀中葉に新羅海商から唐海商への勢力交替を見ることには懐疑的で、新羅海商—唐海商—呉越海商—宋海商を連続的に捉えるのが現在主流と言える【榎本渉2007-86~91】。

ただ、8世紀の新羅との交易では綿が対価として用いられており、9世紀に入っても先述の文室宮田麻呂は対価として絁を与え、新羅海賊船も貢綿船を襲っているというように、新羅では綿(真綿)や絹などの繊維製品への需要が大きかったのにもかかわらず、『日本三代実録』元慶元年(877)12月8日条には、

先是、大宰府言。資財・蕃客・遣唐使留置返上等四箇帳、貢綿千一百五十二屯、徒積庫底、将致腐損。請相博沙金五百七十二兩、以為永貯。至是許之。

と見え、大宰府に蓄積された綿が交易に回されていない様子が窺えることは注目に値する。これは承和9年以降も民間との交易は認められていたものの、藤原衛の提議を承けて、新羅商人は大宰府鴻臚館に安置されることが無くなり、綿を用いる新羅との公交易が減少したことと対応しているという【皆川雅樹2002-27~28】の指摘は無視できないだろう。公交易の相手は、「大宰府馳駟言上。大唐商人五十三人多齎貨物、駕船一隻来著」(『続日本後紀』嘉祥2年(849)8月4日条)以来、名目上、唐商が中心になっ

ていったと見て良い【松原弘宣1999-366～368】。なお、日本側で捉える呼称は変化したとしても、日本の輸入品は、これを陶磁器について言えば新羅製品ではなくて唐製品であることから、需要の中心は唐製品ないし唐で流通する南海産品で、さほど変化がなかったのではないかという見方が示されている【榎本渉2007-93】。

承和12年末には、「大宰府馳駢言。新羅人齎康州牒二通。押領本国漂蕩人五十余人来著」(『続日本後紀』承和12年(845)12月5日条)という記事があるので、青海鎮大使張宝高の暗殺を契機に混乱状態に陥った海上秩序は、一見回復しているように見える。しかし、大中元年(847)に帰国のため新羅船上にあった円仁は、朝鮮半島西海岸の不穏な状況を危惧しており(『入唐求法巡礼行記』大中元年9月6日条、同8日条)、新羅周辺海域の水上交通路は、かなり大きく損なわれていたと見る方が穏当のようで、これを契機として在唐新羅人の拠点自体が江南地域に移動し、折から会昌の廃仏の影響がやや弱かった江南地域の唐商たちとともに新しい交易ネットワークを形成したという見解を【田中史生2007-16～26】が提示している。

このようにして9世紀前半に在唐新羅人たちが浙東・江蘇・山東・朝鮮半島・北部九州で作上げた東シナ海域ネットワークは、宋元時代の海商に受け継がれ、東シナ海域商圈として継続したが、ただ在唐新羅人社会は10世紀の呉越のころまでは存続していたが、高麗の貿易統制を承け、宋代になると姿を消すのであった【榎本渉2001、2007-81～2、90】。

なお、藤原衛にとっての新羅とは、既に事実上国交が断絶しているにもかかわらず、本来日本に朝貢すべきものであり、その本来の姿が崩れたのは8世紀半ばの聖武朝(724～749)であって、それ以来現在にいたるまで、こちらの間を窺う危険な存在だという認識でとらえられているという事にも注目する必要がある。藤原衛が指す聖武朝とは、具体的には何時のことなのか必ずしも明らかではないが、これまでに述べてきた日本と新羅との関係史を参照すれば、先ずは天平7年、新羅国使が自らの本国を「王城国」と名乗って帰国させられるという事件を指すと見るべきだろう。それまでも天皇死去に伴う服喪中といった理由で新羅使が大宰府から帰国させられたことはあったが、新羅使自身の言動が原因での帰国は、この時が初めてと言って良いからである。

3. 貞観年間の新羅海賊船の襲撃と王土王臣思想

承和12年(845)には、先にも掲げたように「大宰府馳駢言。新羅人齎康州牒二通、押領本国漂蕩人五十余人来着」(『続日本後紀』承和12年12月5日条)という記事が見え、また日本に漂着してきた新羅人に関しても、「大宰府奏言。新羅人卅人漂著此岸。稟粮放帰」(『文徳実録』斉衡3年(856)3月9日条)、また、「先是、大宰府言。新羅沙門元著・普嵩・清願等三人、着博多津岸。至是勅安置鴻臚館、資給粮食、待唐人船、令得放却」(『日本三代実録』貞観5年(863)4月21日条)、更に、「因幡国言。新羅国人五十七人、来着荒坂浜頭。略似商人。是日、勅給程粮、放却本蕃」(『日本三代実録』貞観5年(863)11月17日条)、「先是。去年新羅国人卅余人漂着石見国美乃郡海岸。死者十余人、生者廿四人。詔国司給程粮放却」(『日本三代実録』貞観6年(864)2月17日条)とあり、また新羅でも、

卯時、到武州南界黄茅島泥浦泊船。亦名丘草島。(中略)少時、守島一人、兼武州太守家投鷹人

二人来船上、語話云(中略)四月中、日本国対馬島百姓六人、因釣魚漂到此处。武州収将去、早聞奏訖。至今勅未下。其人今在武州囚禁、待送達本国。其六人中一人病死矣。(『入唐求法巡礼行記』大中元年(847)9月6日条)

とあるように^{*44}、概ね貞観年間の前半までは、漂流民の相互送還が行われていたことが確かめられる。

新羅は、その下代末期の9世紀後半には国内の混乱が増大していき、おそらくはその情報と絡まった形で、貞観8年以降、日本官人と新羅との通謀事件が発生するようになった。即ち貞観8年には、

大宰府馳駢奏言。肥前国基肆郡人川辺豊穂告。同郡擬大領山春永語豊穂云。与新羅人玠賓長、共渡入新羅国、烹造兵弩器械之術、還来将撃取対馬島。藤津郡領葛津貞津・高来郡擬大領大刀主・彼杵郡人永岡藤津等、是同謀者也。仍副射手冊五人名簿進之。(『日本三代実録』貞観8年7月15日条)

と、肥前国の諸郡の郡領クラスの者たちの新羅との通謀が同僚に告発されている。真偽は不明とせざるを得ないが、【田中正日子1989】は、新羅を海賊視して玄界灘周辺の海防を強化しようとする大宰府に対して、ここで摘発された郡領氏族は、新羅商船との私的交易ルート(有明海ルート)を保持しようとしていたのではないかと推測している。

これに続いて貞観8年中には、

太政官論奏曰。刑部省断罪文云。貞観八年隠岐国浪人安曇福雄密告。前守正六位上越智宿祢貞厚、与新羅人同謀反造。遣使推之、福雄所告事是誣也。至是法官覆奏。福雄応反坐斬。但貞厚知部内有殺人者不举。仍応官当者。詔。斬罪宜減一等处之遠流。自余論之如法。(『日本三代実録』貞観11年10月26日条)

という事件も起こっており、隠岐国守と新羅との通謀に関しては誣告であることが判明したが、そういう誣告がなされること自体に、当時の新羅との緊張関係が窺える。【松原弘宣1999-384～385】は、越智貞厚を仁寿3年2月11日大宰府牒(『平安遺文』102号)に見える「大典越「貞原」と同一人物みて、元来、対外交通への関与があり、これに対して「浪人安曇福雄」は、その姓から考えて海上交通・交易に関与しており、両者の利害が対立して起こった事件と見ている。

しかしなんと言ってもこの時期に最も衝撃的だったのは、貞観11年(869)に起こった次の事件であった^{*45}。

⁴⁴ ここに見える「囚禁」という状態について、【山内晋次1990-98】は、官庁の厳重な監視下にあることを意味し、当時の日本と新羅の緊張関係を反映していると解するが、【村上史郎1998】は、一連の送還手続きの一つに過ぎないとしている。

⁴⁵ 新羅海賊事件については、【遠藤元男1966、平野邦雄1970、生田滋1991、山崎雅稔2000、2001】等多数の論文がある。

大宰府言。去月廿二日夜。新羅海賊、乘二艘、来博多津、掠奪豊前国年貢絹綿、即時逃竄。発兵追、遂不獲賊。(『日本三代実録』貞観11年6月15日条)

事件に驚愕した大宰府と日本政府は、

先是。大宰府言上。往者新羅海賊侵掠之日、差遣統領選士等、擬令追討。人皆懦弱、憚不肯行。於是調発俘囚、御以胆略。特張意氣、一以当千。今大鳥示其恠異、龜筮告以兵寇。鴻臚中島館并津厨等、離居別处、無禦侮。若有非常、難以応猝。夷俘分居諸国、常事遊。徒免課役、多費官粮。請配置处分、以不虞。分為二番。番別百人、每月相替、交相駭役。其粮者、諸国所举夷俘利稻之内、每国令運輸、以給其用。至是、勅曰。俘夷之性、本異平民。制御之方、何用恒典。若忽離旧居、新移他土、衣食無統、心事反常。則野心易驚、遂致猜變。宜簡典有謀略者、令其勾当、并統領選士幹事者、以為其長。勉加綏誘、能練武衛。設有諸国粮運闕如、即須府司廻撥支濟。又以百人為一番、居業難給、轉餉多煩。宜五十人為一番。(『日本三代実録』同年12月4日条)

と、俘囚を動員して博多湾一帯の防備を固めるとともに、伊勢大神宮に使者を派遣して奉幣し、次の告文を申上させた。

天皇我詔旨止、掛畏岐伊勢乃度會宇治乃五十鈴乃河上乃下都磐根尔大宮柱廣敷立、高天乃原尔千木高知天稱言竟奉留天照坐皇大神乃廣前尔、恐美恐美毛申賜倍止申久。去六月以来、大宰府度々言上多良久。新羅賊舟二艘筑前国那珂郡乃荒津尔到來天豊前国乃貢調船乃絹綿乎掠奪天逃退多利。又庁楼兵庫等上尔依有大鳥之恠天ト求尔、隣国乃兵革之事可在止ト申利。又肥後国尔地震風水乃有天、舍宅悉仆顛利。人民多流亡多利。如此之比古来未聞止、故老等毛申止言上多利。然間尔、陸奥国又異常奈留地震之言上多利。自余国々毛、又頗有件止言上多利。伝聞。彼新羅人波我日本国止久岐世時与利相敵美来多利。而今人来境内天奪取調物利天無懼沮之氣。量其意况尔兵寇之萌自此而生加。我朝久無軍旅久專忘警多利。兵乱之事尤可愼恐。然我日本朝波所謂神明之國奈利。神明之助護利賜波、何乃兵寇加可近来岐。況掛毛畏岐皇大神波、我朝乃大祖止御座天、食国乃天下乎照賜比護賜利。然則他国異類乃加侮致乱倍岐事乎、何曾聞食天驚賜比拒却介賜波須在牟。故是以王從五位下弘道王・中臣雅樂少允從六位上大中臣朝臣冬名等乎差使天、礼代乃大幣帛遠、忌部神祇少祐從六位下齋部宿祢伯江加弱肩尔太極取懸天、持齋令捧持天奉出給布。此状乎平介久聞食天、仮令時世乃禍乱止之天、上件寇賊之事在倍岐物奈利止毛、掛毛畏支皇大神国内乃諸神達乎毛唱導岐賜比天、未發向之前尔沮拒排却賜倍。若賊謀已熟天兵船必来倍久在波、境内尔入賜須天之、逐還漂没女賜比天、我朝乃神国止畏憚尔来礼留故実乎澆多之失比賜布奈。自此之外尔、仮令止之天夷俘乃造謀叛乱之事、中国乃刀兵賊難之事、又水旱風雨之事、疫癘飢饉之事尔至万天尔、国家乃大禍・百姓乃深憂止毛可在良牟乎波、皆悉未然之外尔払却鎖滅之賜天、天下無躁驚久、国内平安尔鎮護利救助賜比皇御孫命乃御体乎、常磐堅磐尔与天地日月共尔、夜護晝護尔護幸倍矜奉給倍止、恐美恐美毛申賜久止申。(『日本三代実録』同年12月14日条)

この宣命では初めて「我日本朝は、いわゆる神明の国なり」と、中世に続く神国思想が表明された【村井章介1995】。

この事件に続いて貞観12年には、

筑後権史生正七位上佐伯宿祢真繼奉進新羅国牒。即告大宰少貳從五位下藤原朝臣元利萬侶
与新羅国王通謀欲害国家。禁真繼身付非違使。(『日本三代実録』貞観12年11月13日条)

勅大宰府。追禁少貳藤原朝臣元利萬侶・前主工上家人・浪人清原宗繼・中臣年磨・興世有年等
五人。以從五位下行大内記安倍朝臣興行、為遣大宰府推問密告使。判官一人・主典一人。(『日
本三代実録』貞観12年11月17日条)

という事件が起こっている。貞観12年当時、帥は時康親王、大貳は参議藤原冬緒という陣容なので、実質的には大宰府の長官と言っても良い大宰少貳という元利萬侶の地位から見て、本件にも交易に絡んだ事情が推察され、【森公章2008b-236】は、同時期に同じく少貳で対新羅強硬派の坂上瀧守との対立を想定しており、一方【渡邊誠2007】は、新羅との交易関係を維持しようとする北部九州の富豪層によって元利萬侶が失脚させられたと考えている。更に【松原弘宣1998-359～360】は、この元利萬侶が、かつて円珍が帰京した際に、天安2年(858)12月28日、藤原良相によって存問のために円珍のもとに派遣されていること(『行歴抄』293頁。『大日本仏教全書』遊方伝叢書第一、仏書刊行会、1915年。大法輪閣復刊、2007年)も参照し、良相・円珍・伴善男と連なる対外貿易(ただし唐を主眼とする)拡大派の存在を指摘する。良相が貞観9年に死去したこと、応天門の変に際して良相と兄の良房が対立関係にあったこと、これらが作用して肅清された可能性もあろう【松原弘宣1999-385】。

貞観12年には、

先是、大宰府言。対馬島下県郡人卜部乙屎麻呂、為捕鳥、向新羅境。乙屎磨為新羅国所執、囚禁土獄。乙屎磨見彼国挽運材木、構作大船、擊鼓吹角、簡士習兵。乙屎磨竊問防援人、曰。為伐取対馬島也。乙屎磨脱禁出獄、纔得逃帰。是日、勅。彼府去年夏言。大鳥集于兵庫楼上。決之卜筮、当夏隣兵。因、頒幣轉経、豫攘。如聞。新羅商船時々到彼、縦託事賈販、来為侵暴。若無其、恐同慢藏。况新羅凶賊心懷覬覦、不収尾。将行毒螫。須令縁海諸郡特慎警固。又下知因幡・伯耆・出雲・石見・隠岐等国、修守禦之具焉。(『日本三代実録』貞観12年2月12日条)

と、対馬島民が新羅による対馬侵攻計画を通報するという事件も起き、下記のように、大宰府では漂流民に対する警戒を一層強め、尋問の上、すべて放還するようになった。

勅大宰府。令新羅人潤清・宣堅等卅人及元来居止管内之輩、水陸兩道給食馬入京。先是彼府言。新羅凶賊掠奪貢綿、以潤清等処之嫌疑、禁其身奏之。太政官处分。殊加仁恩、給粮放還。潤清等不得順風、无由帰発其国。対馬島司進新羅消息日記并彼国流来七人。府須依例給粮放却。

但尔新羅、凶毒狼戾、亦廼者对馬島人卜部乙屎曆、被禁彼国、脱獄遁帰、説彼練習兵士之状。若彼疑洩語、為何気色差遣七人、詐稱流来歟。凡垂仁放還、尋常之事。挾紆往来、当加誅僇。加之、潤清等久事交関、僑寄此地、能候物色、知我无備。令放帰於彼、示弱於敵、既乖安不忘危之意。又従来居住管内者、亦復有数。此皆外似帰化、内懷造謀。若有来侵、必為内応。請准天長元年八月廿日格旨、不論新旧、併遷陸奥之空地、絶其覬覦之心。従之。(『日本三代実録』貞観12年2月20日条)

先是大宰府言。去九月廿五日、新羅人卅二人、乗一隻船、漂着対馬島岸。島司差加使者送府。即禁其身、着鴻臚館。是日勅曰。新羅人挾年久、兇毒未悛。疑亦流着之体、構候隙之謀。宜重加搜、審覈情状、早令放帰。(『日本三代実録』貞観15年12月22日条)

先是、大宰府上言。新羅人金四・金五等十二人、駕船一艘、漂着対馬島。至是勅府司問来由、早従放還。(『日本三代実録』貞観16年8月8日条)

この間にあって、征夷経験のある軍事官僚の大宰府任命という措置も採られるなど【関幸彦1989】、警戒が続けられていた。襲撃したのは僅か二隻の新羅船であったが、これらの警戒の背景には、新羅の海賊の現実的脅威と【旗田巍1962】、内応する新羅人勢力の存在、さらにこれに連なる日本人があった【松原弘宣1999-383～86】。

4. 高麗建国・新羅滅亡と日本

元慶年間にも依然日本側の緊張は続いたが【太田英比古1974】、新羅からの漂着民の流来は一段落していた。仁和元年(885)には、新羅国使と称する者が、執事省の牒と称する物を持参して肥後国天草郡に漂着するという事件が起こったが、国書の形式はもちろん、従来の執事省牒の形式をも踏まえていないという理由で放還されていることが、次の史料からわかる。

大宰府言。去四月十二日、新羅国判官徐善行・録事高興善等四十八人、乗船一艘、来着肥後国天草郡。問其来由、答曰。前年漂蕩、適着海岸、蒙給官粮、得帰本郷。今奉賀仁恩、賚国牒信物等来朝者。今検、寄事奉賀、牒貨相兼。只有執事省牒、无国王啓。其牒不納函子、以紙裹之。題云。新羅国執事省牒上日本国、其上踏印五字。謹案先例、事乖故実。仍写牒并録貨物数進上。勅。新羅国人、包蔵禍心、覬覦家国。雖寄事於風波、然猶疑其毒蟄。須懲其姦匿、以従重法。然而、朝家好仁、不忍為之、在宥放還、然其首領矣。(『日本三代実録』仁和元年6月20日条)

新羅海賊の跳梁が再び活発化したのは、寛平年間に入ってからである。寛平5年(893)5月(『日本紀略』同月22日条)から6年にかけては、『日本紀略』寛平5年5月22日条、閏5月3日条、6月20日条、同6年2月22日条、3月13日条、4月14日条、4月17日条、5月7日条、9月19日条、9月20日条、10月6日条と、しばしば新羅の海賊の動向が記述されており、これに対して特に山陰道諸国に対しては、新羅賊心調

伏の修法、弩師の設置、防人の差遣、烽燧の設置などの対応策が採られ、また大宰府管内に居住する新羅人の諸国移配など、緊張が高まっている【関幸彦1989、石井正敏2001a】。こうした中で、新羅からの漂流民に対する措置も厳格になり、身柄の厳重な拘束・尋問などが行われるようになった【山内晋次1990-77～78】。

こういった一連の記事の中でも、『扶桑略記』寛平6年(894)9月5日条は、詳細に新羅海賊のありよう、およびその背景としての新羅王の厳しい収税【石井正敏2001a】、並びに日本側の防衛態勢を記述したものである。

対馬島司言新羅賊徒船四十五艘到着之由。大宰府同九日進上飛駟使。同十七日記曰、同日卯時、守文室善友召集郡司・士卒等、仰云、汝等若箭立背者、以軍法將科罪、立額者、可被賞之由言上者。仰訖、即率列郡司士卒、以前守田村高良令反問、即島分寺上座僧面均・上県郡副大領下今主為押領使、百人軍各結廿番。遣絶賊移要害道。豊圓春竹卒弱軍四十人、度賊前。凶賊見之、各鋭兵而来向善友前。善友立楯令調弩、亦令乱声。時凶賊随亦乱声射戰、其箭如雨。見賊等被射并逃帰、將軍追射。賊人迷惑、或入海中、或登山上。合計射殺三百二人。就中大將軍三人・副將軍十一人。所収雜物、大將軍縫物甲冑・貫革袴・銀作太刀・纏弓革・胡籙・苑夾・保呂各一具。已上附脚力多米常繼進上。又奪取船十一艘、太刀五十柄・梓千基・弓百十張・胡籙百十・房楯三百十二枚。僅生獲賊一人。其名賢春。即申云。彼国年穀不登、人民飢苦、倉庫悉空、王城不安。然王仰為取穀絹、飛帆参来。但所在大小船百艘、乘人二千五百人。被射殺賊其数甚多。但遣賊中、有最敏將軍三人。就中有大唐一人。已上日記。

こういった新羅海賊の活動は、『三国史記』新羅本紀真聖王2年(888)2月条に見られるような真聖女王治政下の王権の動揺、『同』3年条や列伝甄萱条に見られるような国内統治の混乱があった【森公章2008c-3】。

新羅では、9世紀末には各地に軍閥が勢力を張る時代を迎えた。それらのうちから、892年(日本の寛平4年)に武珍州(光州)で自立した甄萱が、完山州(全州)を都として後百済王を名乗り(900年、日本の昌泰3年)、一方、新羅の王族の出身と自称した弓裔は、901年(日本の延喜元年)に松岳(開城)で自立して後高句麗を建国した。弓裔の建てた国は、後に摩震(904～)、更に泰封(911～)と改名し、都も鉄原(江原道)に移ったが、こうして、慶州に残存している新羅と合わせて、後三国時代と呼ばれる時期を迎えたのであった。

やがてこの鼎立状態は、弓裔の部下で開城出身の王建によって解消される。王建は918年(日本の延喜18年)に弓裔を倒して王位に就き、高麗王朝の成立を宣言、翌年には開城を都と定めた。新羅最後の王となった敬順王は、935年(日本の承平5年)に高麗に降伏して新羅は滅亡、その翌年には後百済も滅ぼされて、王建の高麗が朝鮮半島を統一する。高麗は後梁とも通交していたが、933年には後唐の冊封を受け、以後五代から宋にかけて、中国の冊封体制の中に自らを位置づけていった。この間、後百済の甄萱と高麗の王建が遣日使を派遣する【中村栄孝1927、森公章2008c】。

一方、現在の中国東北地方からロシア領沿海州一帯を版図に収めていた渤海が、ほぼ同時期に最

期を迎えたことは、次章で述べる。こうして、7世紀末から8世紀初にかけて成立した東アジアの国際秩序は、日本以外の構成国である唐・新羅・渤海がすべて滅び、東アジアは一時混乱状態に陥ってしまったため、唯一残った日本王朝としては、国際関係をどう構築するか、しばらく模様眺めを決め込まざるを得なかったと言わなければならないだろう。

こういった混乱のさなかの朝鮮半島からは、まず延喜22年(922)、当時後百済王を自称していた甄萱が派遣した部下の輝岳らが対馬に到着し、日本に対して表函(上表文を入れた箱)と方物(特産品)とを差し出そうとした^{*46}。しかしこの時は新羅の大官として日本との交渉を申し入れる体裁を取っていたようで、日本側は「朝天之礼、陪臣何専」(『本朝文粹』巻12 大宰府答新羅返牒 菅原淳茂作)、すなわち外交は王の専権事項であって新羅王の臣下である甄萱には日本と外交を結ぶ権限は無いとして、使節を対馬から帰国させた(『扶桑略記』延喜22年6月5日条には「対馬島新羅人到来。早可從却歸之由、官符給宰府了」とある)。

後百済は、新羅人・唐人が形成していた海上ネットワークを継承しており【北村秀人1982b-57～8】、甄萱は延長7年(929)にも使節を対馬に派遣しているが、その時にも日本側はこれを、

新羅甄萱使張彦澄等二十人、來着対馬島。持送大宰府司書狀并信物、又送島守坂上經国書及信物等、請向府。(下略)(『扶桑略記』延長7年5月17日条)

と記録している。実はこれより先の同年正月に新羅(済州島)との間で海藻を交易しようとしていた新羅の船が対馬に漂着したのを島守経国が保護して、付き添いをつけて全州まで送り届けた際、全州王の甄萱が数十の州を併呑して「大王」と称していることや、甄萱が日本に朝貢しようとする意思を持っていることを知ったのであった。この経緯を知った太政官は、「人臣無私、何有逾境之好」と『春秋左氏伝』を引用して甄萱からの朝貢の申し入れを拒絶し、対馬島からは「前救溺頂之危、適成援助之慮。非是求隣好、唯為重人生云々」と伝え、大宰大貳は政府同様に「人臣之義、已無外交」という書簡を送って使節を帰国させた(『同』5月21日条)。

このように甄萱の使節は、何故かあくまでも新羅の大官として通交・朝貢を求めようとしたようで^{*47}、日本政府としては新羅国王を通さない交渉を峻拒するという論理で退けたのである。渤海滅亡後に建国した東丹国の使者として裴璆が来日したのはこの年の暮れのことである。やがて甄萱は高麗に降伏し(935年)、同年に新羅も滅びた。甄萱の後をついだ子の神劍は936年に高麗に降伏し、ここに高麗によって朝鮮半島は再び統一された。結局、後百済の甄萱からの使節は、二度で終わったのである。

続いて現れた朝鮮半島からの使者は、高麗の統一の翌年(937)に大宰府に来た神秋連という使者と伝える。この時彼は、高麗の王が朝貢を日本に拒絶されたのを憂いており、せめてものプレゼントを献上して朝貢に準じる形を取りたい、と言っていると伝えたい。結局この使者に対しては、大宰府から高麗国の広評省という中枢官庁宛の牒を出させたことがわかるが(『日本紀略』天慶2年3月11日条)、同年3月には武蔵介源経基によって平将門の謀反が奏上され、藤原秀郷らが平将門を滅ぼしたのが翌年

⁴⁶ 以下の甄萱の対日交渉については、【山崎雅稔2004、石井正敏2007】も参照。

⁴⁷ 【森公章2008c-6】は、日本側が後百済の独立国たることを認めなかったと解している。

2月というタイミングを考えれば、日本の朝廷が高麗との交渉を積極的に進められるような状況ではなかったと言えるだろう。

ただ、今回の例に見えるように、実際には京都で公卿たちが審議したにもかかわらず、現地の大宰府から相手国の官庁に返書を出させる方式は、これからも数世紀に渡って続く慣例となった。つまり、天皇の名義で発給する国書は言うまでもなく、日本の中枢官庁である太政官の発給する官牒をもなるべく用いずに、専ら出先の大宰府での事務的処理として相手国に通知される方式をとったのであった。以後日本と高麗との間では、日本と呉越・宋との間と同様に、国書の交換を伴う正式な国交を結ぶことなく終始することになる。

9世紀末に盛んに報じられた新羅海賊の動向は、10世紀に入ると急に史料上から姿を消す。これは、朝鮮半島内部の抗争が収束に向かったことと対応する面もあるだろうが、日本側の史料状況の変化、即ち国史の終焉とも大きく関わることと思われ、実態は不明とすべきであろう。延長8年太政官牒「応沢補大宰府四王寺四僧事」(『政事要略』巻56交替雑事)には「方今恠異屢示、告兵賊」、『日本紀略』承平5年(935)12月30日条には「賜官符於大宰府。殺害新羅人事」(『貞信公記』逸文承平5年12月30日条も参照)と新羅に対する警戒は続いていることが知られる。

第4章 日本・渤海関係の推移

第1節 奈良時代の日・渤海関係—両国の地位の相互認識を中心に—

7世紀末、聖暦元年(698、日本の文武天皇2年)に大祚榮によって建国された振国(震国とも。『日本後紀』逸文延暦15年4月27日条(『類聚国史』巻193)参照)は、開元元年(713)に大祚榮が唐から渤海郡王に冊立されたのを承けて渤海と改称した。その渤海からは総計34回の渤海使が来日し、日本からも13回の遣渤海使が派遣されている^{*48}。

初期の渤海使には武官が任用されており、また彼らは「結援」を求めていることからみて、軍事的な目的に始まったと考えられるが【石井正敏1974、古畑徹1986ab】^{*49}、しかしそれは、760年代には文官使節の派遣に変化していることからみて、8世紀後半このころには軍事を含む政治的通航から交易を中心とする経済的通航の方に比重が移っていったようである【鳥山喜一1915、末松保和1933、森克己1951、新妻利久1969、酒寄雅志1979】。

日渤海関係を、渤海使への賓礼方式の変遷、渤海使の来日形態・目的、日本側の事情を考慮に入れて、【森公章2003-167～171】は以下のように時期区分した。

I 唐・新羅と対立する渤海が日本に接近した時期(神亀4年(727)～天平勝宝4年(752))

遣使は10年に一度程度で、やや疎遠な通礼関係。渤海側は一隻の船に最高75人、日本側は送使と

⁴⁸ 詳細な一覧表が、酒寄雅志『渤海と古代の日本』(校倉書房、2001年)、石井正敏『日本渤海関係史の研究』(吉川弘文館、2001年)に附載されているほか、【上田雄2002】が毎回の渤海使の動向をまとめている。

⁴⁹ 【李成市1997】は、かなり早い時期から交易が中心だったと述べている。

いう形のみ。渤海側は臣礼を取る上下関係や上表文を奉呈する朝貢関係ではなく、対等の通交を求める。

Ⅱ 日本側の働きかけで通交が再開され、頻繁な交流が行われた時期

(天平宝字2年(758)～天平宝字6年(762))

日本側は対新羅関係の打開を目指して、藤原仲麻呂の新羅征討計画が進行する。渤海側は武官をトップに20人程度が個別目的遂行的に來日。渤海—唐関係の好転、仲麻呂の没落で転機を迎える。

Ⅲ 交易を主目的とする使節団來日の時期(宝龜2年(771)～弘仁14年(823))

渤海は、対唐関係の修復と国内の手工業の発展を背景に、交易による国家の維持・発展を目指そうとした時期。ただ、日本側はさほど交易に熱意が無く、外交方式の整備を目指し、一紀一貢の原則を通告する。

Ⅳ 一紀一貢の年期制による通交が確立した時期(天長2年(825)以降)

渤海使の人数は105人に一定、日本側の賓礼が整備され、外交文書の様式も、渤海側は王啓と中台省牒を、日本側は慰勞詔書と太政官牒を発給と定立される。頻繁に來貢しようとする渤海への対応が日本側の課題で、一紀一貢が時に破られる。

以下、本節では、この区分に従って第Ⅱ期までの様相を、特に両国の地位の相互認識を中心として見ていく。

渤海の最初の使者が到着した神龜4年(727)の暮れ、渤海の由来について『続日本紀』の地の文(最終的な完成は延暦16年(797))は、

渤海郡者、旧高麗国也。^(天智天皇)淡海朝廷七年冬十月、唐将李勣伐滅高麗。其後朝貢久絶矣。至是渤海郡王遣寧遠將軍高仁義等廿四人朝聘。而着蝦夷境、仁義以下十六人、並被殺害。首領齊德等八人、僅免死而來。

と記し、渤海は高句麗の継承国であるという認識を示している(神龜4年12月29日条)。

翌年正月17日条には、渤海国王の大武芸からの国書を掲載しているが、そこには、

高齊德等上其王書并方物。其詞曰。武芸啓。山河異域、国土不同。延聽風猷、但増傾仰。伏惟、大王、天朝受命、日本開基、奕葉重光、本枝百世。武芸、忝当列国、濫惣諸蕃、復高麗之旧居、有扶余之遺俗。但以天崖路阻、海漠悠悠、音耗未通、吉凶絶問。親仁結援、庶叶前經、通使聘隣、始乎今日。謹遣寧遠將軍郎将高仁義・游將軍果毅都尉德周・別将舍航等廿四人、齎狀、并附貂皮三百張奉送。土宜雖賤、用表獻芹之誠。皮幣非珍、還慚掩口之誚。生理有限、披瞻未期。時嗣音徽、永敦隣好。

とあった。「啓」は下達上の文書の一つで、鄭余慶『大唐新定吉凶書儀』(9世紀前半の成立)の文例と、同じ時期の渤海王の啓とが酷似していることから、【石井正敏1992-552～3】は、この種の書儀の影響を受けているのではないかと推測している。

第一回の国書では、渤海からは日本の天皇を「大王」とは称しているものの、送ってきたものは、日本側の表記では「方物」だが、渤海側の表記では「土宜」であって、これはことさらに自らを下位に位置づけるものではない。「啓」を用いる点に明白なように低姿勢ではありながらも、日本を同格と見ているととらえるべきだろう。ただ高句麗の継承者と自己紹介した点は、かつて日本と交流のあった高句麗を想起させる狙いによるものとしても、同時にそれはかつて対唐戦争の最中に日本に朝貢してきた国としての高句麗を日本側に思い起こさせる契機ともなるもので、やや日本に迎合的と評価されるものであった【石井正敏1975ab】。事実、先に掲げた『続日本紀』神亀4年12月29日条では、国史の地の文に見られる表現ではあるが、日本側が渤海側の通交趣旨を「朝聘」と見ていたことがわかる。従って先の渤海王の国書に対する天皇の返書としての慰勞詔書(神亀5年4月壬午条)では、

天皇敬問渤海郡王。省啓具知。恢復旧壤、聿修曩好、朕以嘉之。宜佩義懷仁、監撫有境。滄波雖隔、不斷往来。便因首領高齊德等還次、付書并信物綵帛一十疋・綾一十疋・絁廿疋・絲一百紵・綿二百屯。仍差送使發遣帰郷。漸熱。想平安好。

と、旧国土を回復したことを祝賀している。この時の文書様式には慰勞詔書を用いており、渤海郡王からの「啓」に対して明らかに上位者からの下達文書の様式である。相手を明確に臣下として扱うものではないが、渤海が高句麗の継承国であるとする認識を確認しているものであり、高句麗はかつて朝貢してきたものである以上、日本としてはこれから朝貢関係を樹立していきたいという意向を含ませたものと理解できる。「渤海郡王」という称号自体は唐が渤海に与えたものであるのを追認したもののなので⁵⁰、日本側は渤海に対して同時に二国に朝貢させることを意図していることになる。なお、大武芸が「左金護衛大將軍渤海郡王」を名乗りながら「啓」を出すという選択には、唐の高祖が突厥に対して払った配慮に通じるものがあるとの指摘がある【石井正敏1992-552～3】。

この時の渤海の遣使の背景としては、726年に入唐通交した黒水靺鞨と渤海との抗争が渤海と唐との対立に発展しようとする過程で、唐と親密な関係にある新羅を牽制するためと理解されている【末松保和1933、森克己1951、西嶋定生1962、酒寄雅志1977-200、1979-57】。

なお、平城京左京三条二坊八坪の東二坊坊間路西側溝(長屋王邸宅の東南外)からは「渤海使」「交易」という文字を含む習書木簡が出土しており⁵¹、これは時期的に考えて、渤海使が初来日の時点から日本との交易を行っていた可能性を示唆するものである。もっとも、長屋王という執政大臣との間に限られたかも知れないが【佐藤信1997、酒寄雅志1998b、2003-10】。

この最初の渤海使は、神亀5年(728)の正月朝賀に参列しているが、これ以後渤海使は、宝亀10年(779)正月の張仙寿に至るまでの七回にわたって正月朝賀に参列しており、新羅とは対照的である。この点を重視する【濱田耕策1979-142】は、日本は渤海を朝貢国と位置付け、渤海もそれをある程度受け入れていたことが分かるとする。ただし、天長2年(825)以降は、正月の入京の例は消える。なお

⁵⁰ 【金子修一1998】は、ここで渤海が「渤海郡王」と自称しているのは、唐に内属していることを誇示しようとしたのではないかとする。

⁵¹ 『平城京跡発掘調査出土木簡概報』23-20上、後に『平城京木簡一 長屋王家木簡一』(吉川弘文館、1995年)。
【奈良国立文化財研究所1991-30】も参照。

この時の渤海使を送った使者(第一回遣渤海使)は、通常神亀5年(728)の進発とされているが、天平2年(730)の越前国正税帳に「送渤海郡使人等食料伍拾斛」「糲」とあることから、【鎌田元一2005】は、実際の進発は天平2年ではなかったかとしている。

第一回渤海使が朝賀に参列した時、日本の都は遷都してから18年後の平城宮であった。その平城宮を包摂する平城京の平面プランと、最も長い期間にわたって渤海の都であった上京龍泉府の平面プランとの間に少なくない一致点を見出した【井上和人2005-108】は、渤海使の見聞が、天宝末年(755年ころ)に中京顕徳府から遷都した上京龍泉府の造営に影響を与えたのではないかとしている。

第二回の渤海使は天平11年(739)に来日した。この時にも渤海郡王大欽茂は、その「啓」の中で自らのプレゼントの物品名は挙げるが、総称を記していないという注意深さを見せる(『続日本紀』天平11年12月10日条)。第二回渤海使派遣の目的について【酒寄雅志1977a-208～210】は、大欽茂による王位継承を日本に通知することとともに、737年に新羅の聖徳王が死去した後、新羅の政情が不安定になったことを日本に伝えることもあったのではないかとしている。

第三回の渤海使については、『続日本紀』天平勝宝5年(753)5月25日条に、

渤海使輔国大將軍慕施蒙等拝朝、并貢信物。奏稱、渤海王言日本照臨聖天皇朝。不賜使命、已経十余歳。是以、遣慕施蒙等七十五人、齎国信物、奉獻闕庭。

とあるように、渤海からは「調」ではなく「国信物」がもたらされており、この後も渤海からは「方物」が進呈されるのが一般的である。日本は渤海からは新羅からとは異なり、「調」を取るより「表」を出させることに力点を置いたように見える。この使節に対して天皇が発した慰労詔書(『続日本紀』天平勝宝5年6月8日条)は、

天皇敬問渤海国王。朕以寡徳、虔奉宝図。亭毒黎民、照臨八極。王僻居海外、遠使入朝。丹心至明、深可嘉尚。但省来啓、無稱臣名。仍尋高麗旧記、国平之日、上表文云、族惟兄弟、義則君臣。或乞援兵、或賀踐祚。修朝聘之恒式、効忠款之懇誠。故先朝善其貞節、待以殊恩。采命之隆、日新無絶。想所知之、何仮一二言也。由是、先廻之後、既賜勅書。何其今歳之朝、重無上表。以礼進退、彼此共同。王熟思之。季夏甚熱。比無恙也。使人今還。指宣往意。并賜物如別。

と、これからは「啓」ではなくして、かつての高句麗と同様に「臣某」と国王の名を記した「表」を持参せよ、このことは前回命じておいたはずなのに、今回も従来通りの文書を持ってきたのは良くないと、明確に臣礼を採るように要求している【石井正敏1992-554、堀敏一1998-254】。ただし、更に注目すべきこととして、この璽書においては明確に渤海を高句麗の継承国としてとらえた上で、朝貢国として待遇しようとする意思を示しているが【石井正敏1974】、新羅に対しては両国の関係を兄弟関係になぞらえるような事例が見あたらないので、【鈴木靖民1969、酒寄雅志1977a-210～211】は、新羅に対する時とは異なり、むしろ新羅を牽制するために渤海をやや厚遇している様子が窺えるとしている。実際、渤海使に対する日本側の叙位は、新羅使に対するそれよりも高いものであった【平野卓治1985】。なお、【酒寄雅志

1977a-211】は、この時の遣日使節派遣理由を、東大寺大仏の開眼祝賀と、新羅の景德王代の意欲的な北辺経営に対する牽制としている。

この後の天平宝字3年(759)より天平宝字6年(762)11月の香椎奉幣までの三カ年、ないしは天平宝字7年8月の節度使停止に到るまで、日本と渤海との対新羅同盟【酒寄雅志1977a】と、藤原仲麻呂の新羅征討計画が展開するが、これについては既に前章で触れたので、ここでは省略する。なお、天平勝宝7歳(755)8月21日紫微中台請経文に見える人物と同一人物が記されている木簡(奈良国立文化財研究所『平城宮木簡二 解説』2726号、1975年)に見える「靺鞨」という文字について【酒寄雅志1997a-347】は、これ以前に渤海使によって伝えられていた雅楽の曲名「古靺鞨」を指すのではないかと推測している。

さて、第三回渤海使に対する日本側の先の要請に応じて渤海は、天平宝字2年(758)の遣日使節以後は「表」を提出してきたが^{*52}、天平宝字6年(762)の王新福の来日以後しばらくの間隔をおいて来日した宝亀2年(771)の渤海使に関しては、『続日本紀』宝亀3年(772)正月16日条に、

先是、責問渤海王表無礼於壹万福。是日、告壹万福等曰。万福等、実渤海王使者。所上之表、豈違例無礼乎。由茲不收其表。万福等言。夫為臣之道、不違君命。是以不誤封函、輒用奉進。今為違例、返却表函。万福等、実深憂慄。仍再拜拋地、而泣更申。君者彼此一也。臣等帰国、必応有罪。今已参渡、在於聖朝。罪之輕重、無敢所避。

とあるように、また、次に掲げる慰勞詔書に指摘されているように、国書が日本側が求める様式ではなかったため、同月25日には「渤海使壹万福等、改修表文、代王申謝」ということで事態が収拾され、2月28日には、次のような慰勞詔書が出された。

天皇敬問高麗国王。朕継体承基、臨馭区宇。思覃德沢、寧濟蒼生。然則率土之濱、化有輯於同軌。普天之下、恩無隔於殊隣。昔高麗全盛時、其王高氏、祖宗奕世、介居瀛表。親如兄弟、義若君臣。帆海梯山、朝貢相続。逮乎季歳、高氏淪亡。自尔以来、音問寂絶。爰泪神亀四年、王之先考左金吾衛大將軍渤海郡王遣使来朝、始修職貢。先朝嘉其丹款、寵待優隆。王襲遺風、纂修前業。献誠述職、不墜家声。今省来書、頓改父道。日下不注官品姓名、書尾虚陳天孫僭号。遠度王意、豈有是乎。近慮事勢、疑似錯誤。故仰有司、停其賓礼。但使人万福等、深悔前咎、代王申謝。朕矜遠来、聽其俊改。王悉此意、永念良図。又高氏之世、兵乱無休。為假朝威、彼称兄弟。方今大氏曾無事。故妄称舅甥、於礼失矣。後歳之使、不可更然。若能改往自新、寔乃継好無窮耳。春景漸和、想王佳也。今因廻使、指此示懷。并贈物如別。

ここでも日本側が強調しているのは、国王が高氏から大氏に替わったとはいえ、高句麗・渤海は継承関係にあるとし、かつての高句麗は日本に朝貢していたことを想起させた上で、高氏の滅亡後は朝貢関

⁵² 【浜田久美子2005】によれば、渤海が国書に表を用いたのは天平宝字2年(758)から宝亀10年(779)までである。

係が途絶えたものの、神亀4年に再開したと喜んでいたところ、最近は書式が違例であって、受け入れがたいものがある、というものであった^{*53}。なお国書(慰勞詔書)の中で渤海のことを「高麗」と表記するのは、仲麻呂政権下の天平宝字2～6年に集中する傾向があり、【堀敏一1998b-250～60、金子修一2003-120】は、このことの中に、ともに新羅と敵対することを望む仲麻呂の意図を読みとろうとしている。

第2節 平安時代の日・渤海関係

1. 年期制の成立とその運用

さて、宝亀2年(771)の渤海使は、17隻の船に325人という膨大な人員が分乗していたと伝えられているため、この中には交易を専らにする商人的な渤海人が多く含まれていたのではないかと考えられている。このころを境に渤海使が政治的な目的から経済的な目的に変化したと言われる所以である。その変化の背景として【酒寄雅志1977a-227】は、新羅の景德王の死去(765年6月)以後、恵恭王の殺害(780年10月)に到るまでの新羅国内の支配層内部の抗争を挙げる。

これ以後も日本と渤海との間では、表函ないしは啓の書式の違例といった事件がしばしば起こるが(たとえば『続日本紀』宝亀4年(773)6月24日条、同宝亀10年11月9日条、『日本後紀』逸文延暦15年10月15日条(『類聚国史』))、渤海側からは、

渤海使史都蒙等貢方物。奏曰。渤海国王、始自遠世供奉不絶。又国使壹万福归来、承聞、聖皇新臨天下、不勝歆慶。登時遣献可大夫司賓少令開国男史都蒙入朝、并戴荷国信、拜奉天闕。

と(『続日本紀』宝亀8年(777)4月22日条)、「遠祖」からの供奉という表現で、日本の歓心を買おうとしていることがわかる。宝亀4年の渤海国王は文王大欽茂であり、神亀4年(727)の王は武王大武芸であって両者は親子であるから、渤海の遣使が「遠祖」からのものとは到底言えず、明らかに渤海は高句麗の対日外交の歴史を前提として想起させようとしているのであった^{*54}。

延暦5年(786)9月に来日した渤海使李元泰が、翌年に漂着地から帰国して以後しばらく日本・渤海関係の史料が途絶え、延暦14年(795)に再開した際には、渤海からは「啓」がもたらされていた。その時の記事を載せた『日本後紀』逸文延暦15年(796)4月27日条(『類聚国史』卷193)には、

渤海国者、高麗之故地也。^(天智)天命開別天皇七年、高麗王高氏、為唐所滅也。後以天之真宗^(文武)豐祖父天皇二年、大祚榮始建渤海国、和銅六年、受唐冊立其国。延袤二千里、無州郡館驛、処々有村里。皆靺鞨部落。其百姓者、靺鞨多、土人少。皆以土人為村長。大村曰都督、次曰刺史。其下百姓皆曰首領。土地極寒、不宜水田。俗頗知書。自高氏以来、朝貢不絶。

とある。これは『日本後紀』で初めて渤海が登場したために記された国史の地の文であるから、その奏上

⁵³ 延暦17年の慰勞詔書では、この時の状況を「中間書疏傲慢、有乖旧儀」(『日本後紀』逸文延暦17年5月戊戌条(『類聚国史』))としている。

⁵⁴ 渤海の高句麗継承意識については、特に【石井正敏1975b】を参照。

の時点である承和7年(840)の認識ではあるが、「自高氏以来、朝貢不絶」、すなわち高句麗の時代から連綿と朝貢してきた国という認識に断絶は無かったと考えてよい。ただし、結局この時の渤海使は、「首尾不慥、既違旧儀」として入京を拒否されている。

渤海と高句麗との関係については、『日本後紀』逸文延暦17年5月19日条(『類聚国史』)に掲げる慰勞詔書にも、

天皇敬問渤海国王。前年広岳等還、省啓具之。益用慰意。彼渤海之國、隔以滄溟、世脩聘礼、有自来矣。高氏継緒、每慕化而相尋、大家復基、亦占風而靡絶。中間書疏傲慢、有乖旧儀。為此、待彼行人、不以常例。王追蹤曩例、脩聘于今。因請隔年之裁、庶作永歳之則。丹定款誠所著、深有嘉焉。

とあるように、渤海の大氏は高句麗の高氏の継承者として日本側では認識されている。『日本後紀』逸文弘仁5年(814)5月9日条(『日本紀略』)には「新羅王子来朝之日、若有朝献之志者、准渤海之例。但願修隣好者、不用答礼、直令還却。但給還粮」とあることから、当時渤海の使節は、単に「願修隣好」という名目ではなく、「朝献之志」あるものと認識されていたようである。こうした渤海側の姿勢に対応して、日本側も敢えて表の持参までは求めなくなっただろう【石井正敏1995】。実際、既に延暦15年10月15日条(『類聚国史』卷193)において、

先是、渤海国王所言上書疏、体無定例、詞多不遜。今所上之啓、首尾不失礼、誠款見于詞。

とあるように、たとえ「啓」でも、「失礼」でなければ構わないという判断が窺われるのである。

渤海との交渉に用いた用語の検討を通じて、延暦15年～承和8年には、通交のことを日本側で「聘」と称するなど、渤海を新羅やこれまでの渤海の位置づけである「蕃国」ではなく、地位を上げて「諸侯」として位置づけるようになったという提説があり【重松敏彦1997】、また宝亀から延暦年間にかけて、外交上の用語に上下関係が明示されるような語句を用いる傾向が顕著になるとの指摘もある【保科富士男1995】。いずれにせよ、文書上の用語に拘泥する形での相互認識の確認を、多少とも棚上げにしようという意図が双方に窺えると言って良いだろう。その代わりに登場したのが、以下に述べる年期制であった。

さて、延暦14年(795)に来日した渤海使呂定琳を渤海まで送っていった送使の御長広岳・桑原秋成は、その帰国の際に渤海国王の啓をもたらした。

正六位上御長真人広岳等帰自渤海国。其王啓曰。嵩璘啓。差使奔波、貴申請礼。佇承休眷、瞻望徒勞。天皇頓降敦私、貺之使命。佳問盈耳、珍奇溢目。俯仰自欣、伏增慰悅。其定琳等、不料辺虜、被陷賊場。俯垂恤存、生還本国。奉惟天造、去留同頼。嵩璘、猥以寡徳、幸属時来。官承先爵、土統旧封。制命策書、冬中錫及。金印紫綬、遼外光輝。思欲修礼勝方、結交貴国。歳時朝覲、桅帆相望。而巨木楡材、土之難長。小船汎海、不没即危。亦或引海不諧、遭罹夷害。雖慕盛化、如艱阻何。儻長尋旧好、幸許来往、則送使数不過廿、以茲為限、式作永規。其隔年多少、任

聽彼裁。裁定之使、望於來秋。許以往期、則德隣常在。事與望異、則足表不依。其所寄絹廿匹・絶廿匹・絲一百紵・綿二百屯、依數領足。今広岳等、使事略畢。情求迫時、便欲差人送使奉謝新命之恩。使等辭以未奉本朝之旨。故不敢淹滯、隨意依心。謹因廻次、奉付土物。具在別狀。自知鄙薄、不勝羞愧。(『日本後紀』逸文延暦15年10月2日条(『類聚国史』卷193))

この下線部分では日本に朝聘の間隔を定めるように要請している。このころ渤海は、建中・貞元年間(780-804)にわずか四度しか唐に遣使しない状況で、これとは対照的に日本との接近が窺われるのであった。この背景として【酒寄雅志2001a-70～71】は、王位継承の混乱の中での国人の勢力伸長が経済的要求の実現を目指す方向に進ませたのではないかとしている。

日本はこの要請に対して、延暦17年(798)4月に内蔵加茂麻呂を渤海に派遣して、「但顧巨海之無際、非一葦之可航。驚風踊浪、動罹患害。若以毎年為期、艱虞叵測。間以六歲、遠近合宜」(『日本後紀』逸文延暦17年5月19日条(『類聚国史』卷193))と、「六年一貢」を伝えた。この六年という期間を選んだ点については、大宝令の注釈書である令集解職員令太政官条古記に「朝聘者、經六歲聘一年也」とあるような解釈が影響している可能性があるが、【石井正敏1995】は、古典にも通じていた桓武天皇が、明王の制である周の六年周期説を選んだのではないかとする。

しかし交易を重視する渤海は【石井正敏1974、鈴木靖民1999、森公章2004-191】、これでは間隔が空きすぎるとして同年12月の渤海使が、

嵩璘啓。使賀万等至。所貺之書、及信物絹絶各卅疋、糸二百紵、綿三百屯、依數領之。慰悅実深。雖復巨海漫天、滄波浴日、路無倪限。望断雲霞、而異氣送帆、指期旧浦、乾涯斥候、無闕糗糧。豈非彼此契齊、暗符人道、南北義感、特叶天心者哉。嵩璘蒞有旧封、續承先業、遠蒙善弊、事脩如常。天皇遥降德音、重貺使命。恩重懷抱、慰喻慇懃。況俯記片書、眷依前請、不遺信物、許以年期。書疏之間、嘉免瑕類、庇廕之顧、識異他時。而一葦難航、奉知審諭。六年為限、窃懼其遲。請更貺嘉図、並廻通鑑。促其期限、傍合素懷。然則向風之趣、自不倦於寡情、慕化之勤、可尋蹤於高氏。又書中所許、雖不限少多、聊依使者之情。省約行人之數、謹差慰軍大將軍左熊衛都將上柱將開國子大昌泰等、充使送国、兼附信物。具別狀。土無奇異。自知羞惡。(『日本後紀』逸文延暦17年12月壬寅条(『類聚国史』卷193))

と短縮を要請する王啓を齎し、その結果日本は「勿勞年限」と、一旦年期制を放棄してしまった。

この間にあつて、これまで日本側から多くは送使という名目で派遣されていた渤海使は弘仁元年任命、弘仁2年往復の林宿祢東人を最後に見えなくなる。これは日渤海関係において一つの大きな画期とみることができが【濱田耕策2000a】、これは紆余曲折を経ながらも年期制が確立していく過程のなかで、日本と渤海との相互認識が安定した状況に落ち着いていったことを象徴するものと言えよう。このころから外交文書上の表現に関する日本と渤海との間の紛擾が目立たなくなる【森公章2004-201～3】のは、年期制を採用するということそのものが日本と渤海との間の名分的関係を象徴する【浜田久美子2008年】というように、日本側において発想を転換したものと考えられる。

さて、一旦は放棄された年期制であるが、傍系から出た渤海国王宣王大仁秀の時代に入ってから、弘仁9年、10年、12年、14年、天長2年、4年という、あまりにも頻繁な渤海使の来日に接し、賓待の費用、路次諸国の疲弊等が問題化し(『日本後紀』逸文天長元年2月3日条・天長3年3月1日条、ともに『類聚国史』巻194)、時には入京の拒否もなされた(弘仁14年)。こういった状況を承けて、直接の契機や「12年」という数字の根拠についてはよく分からないものの【森公章2004-195】、天長元年(834)6月には、日本は渤海の来日年期を一紀(=12年)一貢に改訂し、これが以後の定制となる。なお、この直後に来日した渤海使に関しては、藤原緒嗣に「渤海客徒、既違詔旨、濫以入朝。偏容拙信、恐損旧典。実商旅、不足隣客。以彼商旅為客、損国未見治体」と批判されながらも【石井正敏2001d】(『日本後紀』逸文天長3年3月1日条(『日本紀略』))、在唐学問僧靈仙の表物を齎したことと、年期制未周知であろうことが考慮されたようで【森公章2004-199】、入京が認められている。

年期制については、天長4年に来日した王文矩が、さすがに年期制を守ったとは言い難いので入京を峻拒された後には、

遣勅使於鴻臚館、宣詔。賜渤海王書曰。天皇敬問渤海国王。福延等至、得啓具之。惟王奉遵明約、沿酌旧章。一紀星廻、朝覲之期不爽、万里溟濶、賸貢之款仍通。言念乃誠、無忘鑒寐。前年聘唐使人却廻、詳知苾芻靈仙化去。今省別狀、事自合符。亦悉付遣黄金陷沒緑浦。雖人逝賚失元図不諧。而思夫轉送之勞。遥感応接之義。悠悠天際、足非可跂。予相見無由、怒焉不已耳。附少国信、色目如別。夏景初蒸、比平安好。略此還答、指不多及。太政官賜中台省牒曰。日本国太政官牒渤海国中台省。入覲使政堂省左允賀福延等壹佰伍人牒。得中台省牒稱。奉处分、日域東遥、遼陽西阻。兩邦相去、万里有余。溟漲滔天、風雲雖可難測。扶光出地、程途亦或易標。所以每航海以占風、長候時而入覲。宜遵旧章欽修覲礼。謹差政堂省左允賀福延。令覲貴国者。福延等来修聘礼。守一紀之龍信、凌千里之鼇波。乘風便以企心、仰日光而追影。事有成規、准例奏請。被勅報曰。隣好相尋、匪亶今日。静言純至、嘉尚于懷。宜加優矜得復命者。今使還之次、附璽書并信物。至宜領之。但啓函修飾、不依舊例。官議棄瑕不举。自後奉以悛之。准勅牒送。牒到准狀。故牒。勘解由判官正六位上藤原朝臣栗作。文章生從六位上大中臣朝臣清世等爲領客使。是日。使賀福延等歸郷。(『続日本後紀』承和9年(842)4月12日条)

とあるように、

今更遣使、誠非守期。雖然、自古隣好、憑礼相交。曠時一歲、猶恐情疎。況茲、星律轉廻、風霜八變。東南向風、瞻慕有地。寧能恬寂、罕続音塵。謹備土物、隨使奉附。色目在於後紙。(『続日本後紀』嘉祥2年(849)3月14日条)

という程度の弁明を記した王啓でも、取り立てて問題とされないという例外的な場合を含みながらも、守ってこない場合は原則的に還却ということで、基本的には安定する【森公章2004-199～200】⁵⁵。渤海か

⁵⁵ 【森公章2004】は、嘉祥2年の例外を仁明天皇の四十賀との関連で説明出来ないかとしている。

らは「啓」と「信物」ないし「方物」がもたらされ、日本からは「璽書」「勅書」(実はともに慰勞詔書)と「信物」とが伝達されるという関係が継続したが、嘉祥2年(849)の国書にも「入貢使」の語が見えるように、渤海使は、日本側としてはあくまでも朝貢使節と位置づけられていたというべきであろう【金子修一2003-126】。なお、承和9年(842)3月28日に太政官に送達されたものの平安後期の写しである宮内庁書陵部所蔵の咸和11年(841、日本の承和8年) 渤海国中台省牒(写)(『壬生家文書』古往来消息雑)は、新羅執事省牒(『続日本後紀』承和3年(836)12月3日条)や承暦3年(1079)高麗国礼賓省牒(『朝野群載』卷20異国)とは異なって「牒」ではなく「牒上」と記すこと、また書き止めが「謹牒」であるという特徴を持つ。【中村裕一1979】は、中台省からの牒は奈良時代から一貫してもたらされてきたものではないかとするが、【酒寄雅志1985a】は、先のような特徴を持つ牒は、日本を宗主国と仰ぐ附庸国渤海という外交文書の体裁を整えたものとして、9世紀初めの弘仁年間(810-823)に渤海に対して牒の携行を義務づけた成果と見るべきであるとしており、いずれか決めがたい。

なお、天長4年(827)12月29日に来日した渤海使王文矩の来日目的について、『類聚三代格』卷18に収める天長5年正月2日太政官符は、「文矩等申云、為言大唐淄青節度使康志噎交通之事、入覲天庭。違期之程、逃罪無由」と渤海使が述べたと伝えている。この理由付けについて【石井正敏1976-524～539】は、827年5月に起きた唐の横海節度使李同捷の乱と関連づけ、渤海国王大仁秀が、渤海・唐の交通に妨げが生じたことを告げ、これを告げることを理由に経済的な通交の機会を増やそうとしたのではないかと指摘しており⁵⁶、【酒寄雅志1979-78～9】はこれを承けて、前年に渤海に備えて大同江沿岸に長城を築造した新羅を日本に牽制させようとしたのではないかと推測している。これに対して【榎本淳一2003】は、先に【濱田耕策2000b-151】が「交通」を「通交」の意味と解釈していたことを承け、語義そのものは「交際」の意味での「通交」と解釈するのが正しいとした上で、「淄青節度使が日本に通交を求めている」との内容の方がより相応しいのではないかとしている。

9世紀末の貞観15年(873)におこった次の事件と、その対策とは、このように長い交渉の末にたどり着いた日本の対渤海観を、対新羅観と対比させて示す総合評価と言えよう【坂上康俊2008-64】。

先是、大宰府言。去三月十一日、不知何許人、舶二艘載六十人、漂着薩摩国甌島郡。言語難通。問何用、其首崔宗佐・大陳潤等自書曰。宗佐等、渤海国人。彼国王差入大唐、賀平徐州。海路浪險、漂盪至此。国司推驗事意、不公驗。所書年紀、亦復相違。疑是新羅人、偽稱渤海人、来竊窺边境坎。領將二舶、向府之間、一舶得風、飛帆逃遁。是日、勅。渤海遠蕃歸順於我。新羅爾久挾禍心。宜令府国官司、審加推勘、實是渤海人者、須加慰勞糧糈。若新羅凶党者、全禁其身言上、兼令管内諸国、重慎警守。(『日本三代実録』貞観15年(873)5月27日条)

渤海は9世紀にも繁栄を維持し、唐から「海東盛国」(『新唐書』)と称されたほどであったが、10世紀に入ると地方に対する支配力が減退し、更には支配層内部の紛争も起こった。これを見た隣国の契丹(のち、947年に国号を遼と改める)の耶律阿保機は、925年に渤海に侵攻し、翌年には上京龍泉府を陥落させ、渤海国王の大諲譔は契丹に投降した。契丹は遼河(シラ・ムレン河)流域に東丹国を作らせ、一

⁵⁶ なお【石井正敏1976】は、「康志噎」は「康志睦」の誤りかとする。

方、渤海王世子の大光顕は、鴨緑江流域に渤海国を再建し、また上京龍泉府の故地に後渤海国を建国する集団もいたが、934年には大光顕とその一団は挙げて高麗に亡命を求め、渤海の遺民の多くは高麗に受け入れられる一方、各地に残存していた渤海勢力も契丹に吸収されていった。

このような情勢を背景としながらも、渤海は遣日使を派遣し続け、延喜8年(908)・19年には大使裴璆が来日しているが、その裴璆が、今度は東丹国からの使者として来日したことを、延長7年(929)正月3日に丹後国が伝えてきた。前述したように、既にこの時渤海は滅んでおり、契丹の作らせた傀儡政権の一つに東丹国があったのである。

この時、左大臣藤原忠平以下の公卿は、入京させるかどうかを検討するとともに、丹後国に使者を派遣して使節団の応対にあたらせた。ところが大使裴璆は、「もと渤海の人たりといえども、今は降りて東丹の臣となる。しかるに対答中に多く契丹王の罪惡を称す」(『扶桑略記』)ということで、日本朝廷の不信を買い、怠状を求められ帰国させられた。これが渤海との交渉の最後となった。

天慶5年(942)5月には、兼明親王が渤海大使に、成明親王(後の村上天皇)が首領に扮して、殿上で蕃客来朝を模した詩宴を催し、更に餞別儀まで挙行了たと伝える(『日本紀略』、『古今著聞集』三・公事)。安心して朝貢を受けられる渤海のような国家があった時代へのノスタルジーは、以後も平安貴族の間で共有されていたと言えようか。

2. 渤海使迎接儀礼と文人官僚

渤海使来着以降の日本における迎接儀礼のおおよその流れを理念的なまとめると次のようになる【森公章2003-167～172】。

- a到着地での安置(宝亀2～4年の間に、到着地の国司に国書開封権が与えられる)
- b存問使の派遣(存問)
- c領客使による京上(領客)
- d入京時の郊労(郊労)(奈良時代には飾馬・騎兵の迎接、遅くとも承和8年からは郊労使の派遣へ)
- e鴻臚館への安置、労問使・慰労使の派遣と掌客使の任命(奈良時代は朝見の場で慰問か(唐使の例による)、遅くとも承和8年からは労問使・慰労使)
- f朝廷での使旨奏上(国書または口頭)、貢献物奉呈(奈良時代は大極殿出御型、平安時代は朝堂院型^{*57)})
- g諸行事への参加(正月の行事、五月五日節会への参加)(天長2年以降、正月入京無し)
- h天皇出御のもとでの賜宴、授位・賜禄(奈良時代は閤門出御型、平安時代は豊楽院型)
- i交易
- j臣下による賜饗(奈良時代は執政大臣の私宅、延暦17年が朝集院での臣下の饗宴の初見)
- k鴻臚館での饗宴(詩宴)(当初無く、貞観13年を契機に挙行)
- l鴻臚館での慰労詔書賜与(天長2年以降は太政官牒も)
- m領帰郷客使に引率され、出京・帰国へ(弘仁元年までは送使を派遣、遅くとも承和8年からは領帰郷客使が出港地まで送る)

⁵⁷⁾ 朝堂院型・豊楽院型・太極殿出御・閤門出御などの型については、【橋本義則1984】参照。

これらの儀礼を担当する役職としては、延喜太政官式蕃客条に、存問使・掌客使・領帰郷客使各二名、隨客使・通事各一名、郊勞使・慰勞使・勞問使・賜衣服使各一名、宣命使・供食使各二名、賜勅書使・賜太政官使各二名を任命することが定められており、一方、治部省式蕃客条には、これ以外にも領客使二名、隨使一名、掌客二名（＋史生二名）、共食二名が定められる事になっているが、この両規定について【浜田久美子2002】は、前者の迎接使は承和8年（841）以後の正史の記事に散見するが、後者の方は領客使を除けば『日本書紀』以外に見えないことを根拠に両式は成立時期が異なるとし、また存問使と領客使の別を説く。

一方、mの送使から領帰郷客使への変化の背景については【森公章2003-173～4】の言及があり、弘仁2年（811）に往復した送使が、帰路において2隻のうちの1隻が漂没してしまうことに象徴される航海上の危険、及び実態として交易が主目的になっていること、逆に言えば日本と渤海との間に政治・外交上の特段の課題が無くなっていたこと等が考慮された結果ではないかとしている。ただ、このころの日本・渤海の相互認識の安定化を探る過程のなかで、弘仁2年の送使に託そうとした渤海国王の国書について、

正六位上林宿祢東人等、至自渤海。奏曰。国王之啓、不據常例。是以去而不取。其録事大初位下上毛野公嗣益等所乘第二船、発去之日、相失不見。未知何在。

とあるような違例問題が発生するなど（『日本後紀』弘仁2年10月2日条）、送使の派遣が紛糾を生じさせかねないという点が配慮された結果という可能性も、やはり顧慮されてよいだろう。渤海側は、必ずしも送使の派遣を歓迎せず、可能な限り人数を制限しようとしていたという背景もある（『日本後紀』延暦15年10月2日条には、「送使数不過廿、以茲為限、式作永規」という渤海国王の提案がみられる）。要するに、朝聘という名目で日本側が体面を保ちつつ年期制に基づく安定した交易関係を継続させるという大目的の前で、その阻害要因をできるだけ排除しようとしたものと見るべきではあるまいか。

さて、実際に渤海使を迎えた際の詩文のやりとりについては、弘仁5年（814）の渤海使王孝廉以下との交渉の際のものが『文華秀麗集』と『経国集』に収載されており、これについて漢文学^{*58}・歴史学^{*59}双方の分野からの読解・検討が加えられ、漢詩文の時系列に沿った排列について種々の提案がなされている【浜田久美子2006-13】。この時の使節については、その迎接のあり方について『日本後紀』と『類聚国史』にも記事が残し、山陰に漂着して出雲で供給を受けたのちに入京、帰途は敦賀【小島憲之1964、遠藤光正1995ab】ないし出雲【大日方克己2000、加藤順一2004、浜田久美子2006-3】から出航したが、渡海に失敗して翌弘仁7年5月に再出航している。

同様に弘仁12年（821）の渤海使についても、『経国集』に収められている漢詩文から迎接の手順を復元し、特に翌年正月16日に豊楽殿の前庭で開催され渤海使王文矩も参加した打毬の実態を窺おうとする試みがある【遠藤光正2001、浜田久美子2006】^{*60}。

⁵⁸ 【小島憲之1964、遠藤光正1995ab、後藤昭雄2003、河野貴美子2004、岡部明日香2004、2005、井実充史2004、山谷紀子2004、中村成里2004、加島吉春2005、蔣義喬2005】

⁵⁹ 【大日方克己2000、上田雄2002、加藤順一2004】

⁶⁰ この時の打毬を取り上げた早い時期の論文に、【瀧川政次郎1939】がある。

【古畑徹1995b】は、渤海使が日本でおこなった漢詩文の交歓は、渤海の中華意識を発露する場として機能したとしたとするが⁶¹、確かに裴頌と裴瑋の親子のように、文人として名高い人物が派遣されてきたことがある。元慶6年の裴頌来日の際には、日本側でも、

是日。以正六位上行少外記大藏伊美吉善行・式部少丞高階真人茂範、為存問渤海客使。前筑後少目従八位上伊勢朝臣興房為通事。（『日本三代実録』元慶7年正月1日条）

また、

以右衛門大尉正六以上坂上大宿祢茂樹・文章得業生従八位上紀朝臣長谷雄、為掌渤海客使。民部大丞正六以上清原真人常岑・文章生従八位下多治真人有友、為領帰郷渤海客使。（同4月2日条）

更に、

縁饗渤海客、所司官人雑色人等、客徒在京之間、聴帶禁物。以従五位上式部少輔兼文章博士加賀權守菅原朝臣道真、權行治部大輔事。従五位上行美濃介嶋田朝臣忠臣權行玄蕃頭事。為対渤海大使裴頌、故為之。（同4月21日条）

と、文章博士菅原道真・島田忠臣をそれぞれ權行治部大輔事・權行玄蕃頭事にしたうえで、掌客使には文章得業生紀長谷雄、領客使には大藏善行があたるなど、当時の日本の著名な文人総出で対応させており、この時の詩文の交換は、『菅家文草』巻2・7、『田氏家集』中に収録されている。また裴瑋が三度目に来日した延喜19年の渤海使の場合には、『本朝文粹』巻9に紀在昌の詩序が、『扶桑集』巻7・9に菅原淳茂・大江朝綱等の詩文が収録されている。

3. 日本・渤海の交易

第1節で触れたように、神亀4年(727)に初めての渤海使が来日した際、彼らは貂皮三〇〇張を齎している。特に760年代以降になると、渤海使は専ら経済的通交を目的としていたと考えて良く、【鈴木靖民1999b】は、中継貿易ないしは自国産品の輸出による利益を国家の維持・発展に振り向けようとする渤海の国策を見ている。

以後の渤海使の貢納品は、史料に見える限りでは大虫(=虎)皮・熊(皮?)・豹皮・人参・蜜(以上、信物)、貂裘(別貢物)の他に麝香・裘帯などで、渤海国内産の獣皮が中心となっており⁶²、日本では平安中期になっても、渤海の獣皮への憧憬は衰えなかった⁶³。ただし、以前は、渤海のもたらす品々は、殆どすべて渤海産であった点、中継ぎ貿易を行なった新羅とは異なるとされていたが【秋山謙蔵

⁶¹ 【河野貴美子2008】も参照。

⁶² 詳細は、【田島公1993】を参照。

⁶³ 『江家次第』巻5春日祭に記されている「黒貂の裘」の挿話参照。

1939-220、森克己1975-20、東野治之1974-35】、玳瑁でできた酒盃(『日本三代実録』元慶元年6月25日条)や契丹大狗(『日本後紀』逸文天長元年4月17日条(『類聚国史』卷194))のように、渤海産ではないものも齎されており、恐らくこれらは、唐や契丹から入手した物であろう【東野治之1984、酒寄雅志2003-10】。

なお貞観元年(859)正月に能登国に到着し、入京を認められないままに加賀国から放還された渤海使烏孝慎が齎した唐の宣明暦(貞観3年6月16日太政官符。『類聚三代格』卷17)については、【大日方克己2003】の専論があり、また【田島公1991】は、石山寺所蔵『仏頂尊勝陀羅尼記』本奥書に見える渤海大使李居正について論じている。

一方、渤海が日本との通交によって手に入れたものは、綵帛・綾・綿・絁・糸・布・錦・羅などの繊維製品や、袍・朝衣などの繊維加工品を中心としていたが、黄金・水銀などの鉱物、金漆・海石榴油などの植物製品、水精念珠・檳榔扇などの工芸品もあった【酒寄雅志2003-10】。

奈良時代の交易のシステムの具体的などころはよく分からないが、一応、養老の関市令8官司条に、

凡官司未交易之前、不得私共諸蕃交易。為人糺獲者、二分其物、一分賞糺人、一分没官。若官司於其所部捉獲者、皆没官。

と規定されているので、当初から官の先買権があったと推測して誤りあるまい。しかし、平安時代に入った段階では、民間の交易が過熱気味だったようで、天長5年(828)正月2日には、次のような官符が発せられ(『類聚三代格』卷18)、来日した渤海使との私的な交易が禁止されている。

一、応禁交関事

右、蕃客齎物、私交関者、法有恒科。而此間之人、^(心)必愛遠物、争以貿易。宜嚴加禁制、莫令更然。若違之者、百姓決杖一百、王臣家遣人買、禁使者言上。国司阿容及自買、殊处重科、不得違反。

このタイミングは、ちょうど前年の12月に渤海使王文矩が但馬国に来着しながらも年期違反の理由で入京を拒否されている際なので、それにも関わらずこのような官符が出されていることは、王臣家が到着の現地まで赴いて交易していた(しようとしていた)事を示す【森公章2004-194～5】。【酒寄雅志2003-11】は、この禁止令を私的取引の全面禁止のように理解するが、言及されている法条が前掲の関市令文であるとするならば、ここで禁止されているのは、官の先買権を無視した私的取引に限られるということになるだろう。

実際に京内での渤海使の取引の様子がわかる史料としては唯一の『日本三代実録』貞観14年(872)5月20日条には「内藏寮与渤海客、廻易貨物」、翌21日条には「聴京師人与渤海客交」、更に22日条では「聴諸市人与客徒私相市易。是日、官錢四十万賜渤海国使等、乃喚集市廛人、売与客徒此間土物」とあるように、官の先買権を確保したうえでの都の市人と渤海使の貨物を交易させていることが分かるが、これは先の禁令が弛められたわけではない。問題は渤海使が到着した地点での民間との取引の

おそれが無くならず、官の先買権の確保が至難だったことで、実際、『日本三代実録』元慶6年(882)11月28日条には、

是日。下符加賀国、安置渤海客於便処、依例供給、謹加優遇。又禁制私廻易客徒所賣貨物。

とあるように、現地での私交易を厳禁する命令を出し続けたのであった【石井正敏2001c】。

先に取り上げたような詩文の応酬を除く文化的な面での交流については、まず、渤海楽について【荻美津夫1995】が概観しており、【酒寄雅志1997a、1998a】も渤海楽の一つである「新韎鞞」の所作と装束について検討し、10世紀初頭には「新韎鞞」は雅楽ではなく散楽となっていたが、11世紀前半の刀伊の入寇を契機に、渤海使が天皇の前で拝舞した様を思い起こして再興され、今日に伝わるという経緯を明らかにしている。

更に考古学的には、渤海使に関係する文字資料として、秋田城跡からは①「客人」(9世紀第一四半期)、②「客厨」(9世紀第二四半期)とそれぞれ墨書された赤褐色土器杯^{*64}と、③「下狄饗料」と記された8世紀末の木簡が【鈴木拓也・熊田亮介1995】^{*65}、④秋田城の位置する寺内地区では第二次世界大戦以前に「高麗」と墨書された土器片(現在所在不明)が【上法香苗1957】、⑤石川県金沢市郊外の戸水大西遺跡からは、9世紀前半の大型建物群とともに、8世紀末～9世紀初頭に時期比定できる「宿家」と記された墨書土器が出土しており【出越茂和1994-152】、「宿家」について【酒寄雅志2001-29】は、貞観元年(859)に能登国に到着した渤海使烏孝慎らを安置した加賀国の「便処」を指している可能性を指摘している。⑥その付近の戸水C遺跡からはほぼ同時期の「津」と記された墨書土器が、⑦同じく金沢市の畝田・寺中遺跡の河跡からは「津」「津司」「天平二年」と書かれた8世紀半ばの墨書土器が出土しており【和田龍介2000】、これと天平2年(730)に第一次の遣渤海使引田虫麻呂が越前国加賀郡に帰着していることとを考え合わせ、天平三年の越前国正税帳の記述「送渤海使人使等食料五十石」を踏まえながら【藤井一二2004-319】は、「津司」は渤海にかかわる外交機能を持っており、まさに遺跡の存在する一帯が上陸・滞在地点で、ここに数十人規模の使節団を収容しうる宿泊・補給施設があったのではないかとしている。⑧平城京左京三条二坊八坪の東二坊坊間路西側溝から出土した「渤海使」「交易」という文字を含む習書木簡については、本章第1節で紹介した。

このほか、渤海を含む大陸北方系ではないかという土器・三彩壺・帯飾り金具・釜・挂甲の小札が平城宮・京をはじめ、北海道以南の日本海沿岸を中心に各地で出土しているが【酒寄雅志1997b-247、2001b-28、2003-12～3】、それらの中には日本海を横断して直接搬入された物があると強調する見解【木村英明1996、小嶋芳孝1996ab】と、それらの中にはオホーツク人が日本海側にも進出していた証左と見るべきものがあるという点を強調する見解【酒寄雅志1997b-247～8】とがある。

4. 渤海使・遣渤海使の航路と交通路

最後に、渤海使・遣渤海使の往来ルートに関する研究を取り上げる。【上田雄1986】は渤海と日本と

⁶⁴ 【秋田市教育委員会1987、1990】

⁶⁵ 【秋田城を語る友の会1992-60】では「下粮饗料」と読まれていた。

の交渉ルートとして東京龍原府→日本の北陸以東、南京南海府→日本の山陰・北陸という二つの日本海横断ルートを想定している。このほかに【新野直吉1994】は、沿海州からサハリン・北海道を経由する北回りルートの存在を想定、最近では【小嶋芳孝1994、1996a、1997】が北回りルート以外にも大陸と東北・北海道との直接的な交易ルートの存在を主張している。なお、【河上洋1989】は、五京と唐・新羅・日本・契丹とを結ぶ交通路を明らかにし、【酒寄雅志1997b-241】は、宝亀7年(776)の渤海使が南京南海府(府治は咸鏡南道北青郡青海土城か)の吐号浦から出航しているのは、その付近にいた穢以来の伝統的な航海術を持っていた白山靺鞨らの海洋民を利用したのではないかと推測している。渤海は785年から794年にかけて東京龍原府(中国琿春市八連城に比定されている)に遷都しており、ここは『新唐書』渤海伝によれば「日本道」とされ、ここからロシアのポシエト湾のクラスキノ土城を経て日本海を渡るコースの出発点となっていた。

渤海使の帰路については、【古畑徹1994、1995a、1999、上田雄2002】のように直接日本海を横断するという考え方と、【稲垣直1992、田島公1993】のように一旦対馬海流に乗って日本海沿岸を北上し、北海道ないしサハリン沖でリマン海流に乗り換えて沿海州沖を南下するとする考え方とがある。

渤海使が乗船してくる船舶について【上田雄1986】は、一隻あたり20人前後の時期(770年代以前)と60人前後の時期(780年代から)、および100人を超える時期の三時期に分けることができるとしている。確かに使節の総人数は、弘仁14年以降100人前後に一定するものの、その人数を一隻に収容していたという明証は無い。ただ、平安時代に入ってから頻繁かつ一定人数での来日は、渤海の造船能力の進歩を窺わせ、【酒寄雅志1997b-242・249】は、そこに日本からの技術提供を見ている。

渤海使に対しては、第八次渤海使烏須弗に対する太政官処分において、「自今以後、宜依旧例従筑紫道来朝」(『続日本紀』宝亀4年(773)6月24日条)と命じられ、この北路来朝を禁じる命令は、『続日本紀』宝亀8年正月20日条、同宝亀10年11月9日条でも繰り返されている。ところが、宝亀11年7月26日勅では、「今北陸之道、亦供蕃客」と、先の禁令が解かれたことが示され、更に『日本後紀』延暦23年(804)6月27日条では、能登国に渤海使のための客院が設けられたことが知られる。先の北路に対する禁令は、蝦夷との関係が緊迫していた宝亀2年6月に、325人という前例のない人数で来朝した第七次渤海使壹万福の時に出示されており、これについて【石井正敏1970-570～2】は、対蝦夷関係で問題が生じることを恐れた措置であるとともに、高句麗の継承国としての渤海という観点から高句麗時代同様に大宰府へと命じたのではないかとしている⁶⁶。

日本では『扶桑略記』延喜19年(919)12月24日条に渤海使を「越前国松原駅館」に安置するとの記事があり、『延喜式』雑式にも「凡越前国松原客館、令気比神宮檢校」とあるように、越前に客館が設けられていたことがわかるが、この松原客館の具体的な位置については、なお不明である【浅香年木1983、1994、田島公1993、館野和己2003】。

渤海使とは直接の関係が見いだせないが、9世紀後半になると、時に渤海人と称することもある貿易商人の動きも注意しておく必要がある。著名な者としては、850年代から870年代にかけて少なくとも8回は日本と唐の間を往来し、円珍の「台州公驗請状」に「渤海商主」と記されている李延孝や【黄約瑟1993、鈴木靖民1999a】、同「請状」に李延孝と列挙されている李英覚、『金液還丹百問訣』によって唐か

⁶⁶ 渤海使の大宰府回航をめぐることは、【バートン、ブルース1985、中西正和1990】も言及している。

ら日本に渡って活動したことが窺われる渤海人李光玄【王勇1999】などが挙げられる。かれらのアイデンティティに関しては、第3章で触れた「新羅商主」「唐商」などと同様の問題があることに留意しなければならない。

参考文献目録

- 相田二郎1923「金銭の融通から見た奈良朝の経師等の生活(上・下)」(『歴史地理』41-2・3)
- 明石一紀1975a「統一新羅の村制について」(『日本歴史』322)
- 明石一紀1975b「続・統一新羅の村制について」(『民衆史研究』13)
- 秋田市教育委員会1987『昭和61年度秋田城跡発掘調査概報』
- 秋田市教育委員会1990『平成元年度秋田城跡発掘調査概報』
- 秋田城を語る友の会1992『秋田城出土文字資料集Ⅱ』(『秋田城跡調査事務所研究紀要』Ⅱ)
- 秋山謙蔵1939『日支交渉史研究』(岩波書店)
- 浅香年木1983「能登客院考」(石川考古学研究会編『北陸の考古学』26)
- 浅香年木1994『松原客館の謎にせまる—古代敦賀と東アジア—』(気比史学会)
- 足立喜六1970・1985訳注・塩入良道補注『東洋文庫 入唐求法巡礼行記1・2』(平凡社)
- 安部井正1989「新羅村落文書に見える九等戸区分について」(『朝鮮学報』133)
- 荒川浩和1981「新羅琴」(『特別展正倉院宝物』東京国立博物館)
- 生田滋1991「新羅の海賊」(『海と列島文化2 日本海と出雲世界』所収、小学館)
- 池内宏1961「百済滅亡後の動乱及び唐・羅・日三国の関係」(『満鮮史研究』上世第2冊所収、吉川弘文館)
- 池田温1971「裴世清と高表仁」(のち『東アジアの文化交流史』所収、吉川弘文館、2002年)
- 池田温1995「天宝後期の唐・羅・日関係をめぐって」(『春史卞麟錫教授還暦紀年唐史論叢』所収)
- 石井正敏1970「大宰府の外交機能と外交文書」(のち『日本渤海関係史の研究』所収、吉川弘文館、2001年)
- 石井正敏1973「日本通交初期における渤海の情勢について」(『法政史学』25)
- 石井正敏1974「初期日本・渤海交渉における一問題」(のち『日本渤海関係史の研究』所収、吉川弘文館、2001年)
- 石井正敏1975a「第一回渤海国書について」(のち「神亀四年、渤海の日本通交開始とその事情」と改題して『日本渤海関係史の研究』所収、吉川弘文館、2001年)
- 石井正敏1975b「日渤交渉における渤海高句麗継承国意識について」(のち「日本・渤海交渉と渤海高句麗継承国意識」と改題して『日本渤海関係史の研究』所収、吉川弘文館、2001年)
- 石井正敏1976「日唐交通と渤海」(のち『日本渤海関係史の研究』所収、吉川弘文館、2001年)
- 石井正敏1979「円仁と張宝高一入唐日本人と新羅人」「関係人物小伝」(上原和他編『図説人物海の日本文史1 海上の道と古代人』、毎日新聞社)
- 石井正敏1981「唐の『將軍吳懷實』について」(『日本歴史』402号)

- 石井正敏1983「大伴古麻呂奏言について—虚構説の紹介とその問題点—」(『法政史学』33号)
- 石井正敏1985「日本・唐・新羅三国で活躍した政商張宝高」(『歴史読本』30-11)
- 石井正敏1986『古語拾遺』の識語について(『日本歴史』462号)
- 石井正敏1987「八・九世紀の日羅関係」(田中健夫編『日本前近代の国家と対外関係』所収、吉川弘文館)
- 石井正敏1988「九世紀の日本・唐・新羅三国間貿易について」(『歴史と地理』394号)
- 石井正敏1991「大宰府・縁海国司と外交文書」(のち『日本渤海関係史の研究』所収、吉川弘文館、2001年)
- 石井正敏1992「古代東アジアの外交と文書」(のち『日本渤海関係史の研究』所収、吉川弘文館、2001年)
- 石井正敏1994「コラム 入唐僧円仁の見た異国と異国人」(東野治之編『朝日百科日本の歴史別冊4 歴史を読みなおす4遣唐使船—東アジアのなかで』、朝日新聞社)
- 石井正敏1995「光仁・桓武朝の日本と渤海」(のち『日本渤海関係史の研究』所収、吉川弘文館、2001年)
- 石井正敏1998a「宝亀十年十月勅をめぐって」(のち『日本渤海関係史の研究』所収、吉川弘文館、2001年)
- 石井正敏1998b「天長5年正月官符をめぐって」(のち『日本渤海関係史の研究』所収、吉川弘文館、2001年)
- 石井正敏2001a「寛平六年の遣唐使計画と新羅の海賊」(『アジア遊学』26)
- 石井正敏2001b「天平勝宝四年の新羅王子金泰廉来日の事情をめぐって」(『日本渤海関係史の研究』所収、吉川弘文館)
- 石井正敏2001c「日本・渤海関係の概要と本書の構成」(『日本渤海関係史の研究』所収、吉川弘文館)
- 石井正敏2001d「藤原緒嗣の『実是商旅、不足隣客。』云々発言をめぐって」(『日本渤海関係史の研究』所収、吉川弘文館)
- 石井正敏2001e「年期制をめぐって」(『日本渤海関係史の研究』所収、吉川弘文館)
- 石井正敏2007『『日本書紀』金春秋来日記事について』(佐藤信他編『前近代の日本列島と朝鮮半島』所収、山川出版社)
- 石上英一1973「日本古代における調庸制の特質」(『歴史学研究別冊特集 歴史における民族と民主主義』、青木書店)
- 石上英一1974「古代における日本の税制と新羅の税制」(『朝鮮史研究会論文集』11、龍溪書舎)
- 石上英一1979「律令制時代への手引き7・8律令法と国家」(『歴史研究』222・223号)
- 石上英一1984「古代国家と対外関係」(歴史学研究会・日本史研究会編『講座日本歴史2 古代2』東京大学出版会)
- 石上英一1987「古代東アジア地域と日本」(『日本の社会史1列島内外の交通と国家』所収、岩波書店)
- 石田茂作1930『写経より見たる奈良朝仏教の研究』(東洋文庫)
- 石母田正1962「日本古代における国際意識について」(のち『石母田正著作集4 日本古代国家論』所

- 収、岩波書店、1989年)
- 石母田正1963「天皇と『諸蕃』」(のち『石母田正著作集4 日本古代国家論』所収、岩波書店、1989年)
- 石母田正1964「詩と蕃客」(のち『石母田正著作集10古代貴族の英雄時代』所収、岩波書店、1989年)
- 石母田正1971『日本の古代国家』(のち『石母田正著作集3日本の古代国家』所収、岩波書店、1989年)
- 石母田正1973「官僚制国家と人民」(のち『石母田正著作集3日本の古代国家』所収、岩波書店、1989年)
- 伊東史朗1996「同聚院不動明王像と園城寺新羅明神像一定朝様成立に至る図像と技法」(『国華』1203(101-6))
- 稲垣直1992「美保関から隠岐島まで(再考)」(『ぐんしょ(再刊)』18(5-4))
- 井上和人2005「渤海上京竜泉府形制新考」(田村晃一編『東アジアの都城と渤海』所収、東洋文庫)
- 井上辰雄1970「「民部省式」をめぐる諸問題」(『日本歴史』262)
- 井上秀雄1971「朝鮮・日本における国家の成立」(『岩波講座世界歴史6古代6東アジア世界の形成Ⅲ』、岩波書店)
- 井上秀雄1972『NHKブックス172 古代朝鮮』(日本放送協会)
- 井上光貞1963「冠位十二階の史的意義」(のち『井上光貞著作集第1巻日本古代国家の研究』所収、岩波書店、1985年)
- 井上光貞1965「日本における仏教統制機関の確立過程」(のち『井上光貞著作集1日本古代国家の研究』所収、岩波書店、1985年)
- 今西龍1933「慈覚大師入唐求法巡礼行記を読みて」(『新羅史研究』所収、近澤書店。のち国書刊行会、1970年復刊)
- 井実充史1994『於長王宅宴新羅客』詩の論(『上代文学』73)
- 井実充史2004「滋野貞主『春日奉使入渤海客館』」(『アジア遊学』64)
- 岩佐貫三1965「シナ司命思想の日本的受容 泰山府君と赤山明神を例として」(東洋大学東洋学研究所『東洋学研究』1)
- 石見清裕1999「唐朝発給の『国書』一覧」(『アジア遊学』3号)
- 尹善泰1995「正倉院所蔵新羅村落文書の作成年代—日本の華嚴経論流通状況を中心に—」(『震檀学報』80、ハンデル)、
- 尹善泰1996「新羅村落文書の作成年代と記載様式—中国日本の帳籍文書との比較検討を中心に—」(『歴史学会月例発表会発表文』332回、ハンデル)
- 尹善泰1997a「正倉院所蔵佐波理加盤付属文書の新考察」(『国史館論叢』74、ハンデル)
- 尹善泰1997b「752年新羅交易と『買新羅物解』—正倉院所蔵貼布記の解釈を中心に—」(『歴史と現実』24号、ハンデル)
- 尹善泰1998「新羅の力祿と職田—祿邑研究の進展のための提言—」(『韓国古代史研究』13、ハンデル)
- 尹善泰2000a『新羅統一期王室の村落支配—新羅古文書と木簡の分析を中心に—』(ソウル大学校博

士学位論文、ハングル)

尹善泰2000b「新羅村落文書の記載様式と用途」(『韓国古代中世古文書研究(下)』所収、ソウル大学校出版部、ハングル)

尹善泰2003「新羅村落文書研究の現状」(新川登亀男・早川万年編『美濃国戸籍の総合的研究』所収、東京堂出版)

上田雄1986「渤海使の海事史的研究」(『海事史研究』43)

上田雄2002『渤海使の研究』(明石書店)

請田正幸1978「七世紀末の兵政官—新羅官制と比較して—」(『ヒストリア』81号)

江浦洋1988「日本出土の統一新羅系土器とその背景」(『考古学雑誌』74-2)

江浦洋1992「古代日羅関係の考古学的検討Ⅰ」(考古学を学ぶ会『考古学論集』4)

江浦洋1994「海をわたった新羅の土器—土器からみた古代日羅交流の考古学的研究」(荒木敏夫編『古代王権と交流5 ヤマト王権と交流の諸相』所収、名著出版)

榎本淳一2003「渤海が伝えた『大唐淄青節度使康志暄交通之事』について」(のち『唐王朝と日本』所収、吉川弘文館、2008年)

榎本渉2001「明州市舶司と東シナ海域」(のち『東アジア海域と日中交流—九～一四世紀—』所収、吉川弘文館、2007年)

榎本渉2007「新羅海商と唐海商」(佐藤信他編『前近代の日本列島と朝鮮半島』所収、山川出版社)

遠藤光正1995a「渤海国使と勅撰漢詩集」(『東洋文化』復刊75)

遠藤光正1995b「渤海国使王孝廉と『文華秀麗集』」(『東洋研究』116)

遠藤光正2001「渤海大使王文矩と嵯峨天皇の打毬詩」(『東洋文化』復刊86号)

遠藤元男1966「貞観期の日羅関係について」(『駿台史学』19)

延敏洙2003『古代・韓日交流史』해안

王勇1999「渤海商人李光玄について—『金液還丹百問訣』の史料紹介を兼ねて—」(『アジア遊学』6)

大石良材1971「大刀契」(のち『日本王権の成立』所収、塙書房、1975年)

大隅清陽2008「律令制成立の諸問題」(大津透編『日唐律令比較研究の新段階』所収、山川出版社)

太田英比古1974「陽成帝朝前期に於ける新羅来寇への危機意識—「弩師」設置問題を中心として」(『政治経済史学』100)

大津透2004「『日本』の成立と律令国家」(『上代文学』92号)

大津透1987「近江と古代国家」(のち『律令国家支配構造の研究』所収、岩波書店、1993年)

大庭康時・松川博一2007「鴻臚館跡出土の木簡・年代・トイレ」(『木簡研究』29号)

大平聡2009「留学生・僧による典籍・仏書の日本将来—吉備真備・玄昉・審祥—」(専修大学社会知性開発研究センター『東アジア世界史研究センター年報』2号)

大町健1992「東アジアのなかの日本律令国家」(『新版 古代の日本2 アジアから見た古代日本』所収、角川書店)

大町健2004「東アジアのなかの日本律令国家」(歴史学研究会・日本史研究会編『日本史講座2律令国家の展開』、東京大学出版会)

- 大類伸1918「怡土築城考」(『歴史地理』31-4)
- 岡田精司1983「大王就任儀礼の原形とその展開—即位と大嘗祭—」(のち岩井忠熊他編『天皇代替り儀式の歴史的展開—即位儀と大嘗祭』所収、柏書房、1989年、更に『古代祭祀の史的研究』所収、塙書房、1992年)
- 岡部明日香2004「桑腹赤『和渤海入観副使公賜対龍顔之作一首』」(『アジア遊学』62)
- 岡部明日香2005「王孝廉『在辺亭賦得山花戲寄両箇領客使并滋三一首』」(『アジア遊学』72)
- 荻美津夫1995「古代芸能を通じてみた日本と渤海交流」(新潟大学環日本海研究会『環日本海論叢—渤海と環日本海交流—』8)
- 奥田尚1975「天平初期における日羅関係について」(時野谷勝教授退官記念会編『日本史論集』所収、清文堂出版)
- 奥田尚1991「『続日本紀』の渤海国王からの国際文書の周辺記事」(『追手門学院大学文学部紀要』25)
- 奥村佳紀1971「新羅人の来航について」(『駒沢史学』18)
- 尾崎喜左雄1964「上野における韓来文化」(金正柱編『韓来文化の後栄』下巻所収、韓国資料研究所)
- 小野勝年1964『入唐求法巡礼行記の研究』全4冊(鈴木学術財団)
- 鏡山猛1937「怡土城趾調査」(『日本古代文化研究所報告』6)
- 大日方克己2000「日本・渤海間の交通と山陰諸国」(島根大学法文学部『社会システム論集』5)
- 大日方克己2003「宣明暦と日本・渤海・唐をめぐる諸相」(佐藤信編『日本と渤海の古代史』所収、山川出版社)
- 笥敏生「百済王姓の成立と日本古代帝国」(『日本史研究』317)
- 笠井純一1994「大刀契と即位儀礼」(続日本紀研究会編『続日本紀の時代』、塙書房)
- 加藤順一2004「文士と外交」(三田古代史研究会編『政治と宗教の古代史』所収、慶應義塾大学出版会)
- 金子修一1998「唐朝より見た渤海の名分的位置付けについて」(のち『隋唐の国際秩序と東アジア』所収、名著刊行会、2001年)
- 金子修一2001「唐代国際関係における日本の位置」(『隋唐の国際秩序と東アジア』所収、名著刊行会)
- 金子修一2003「日本から渤海に与えた国書に関する覚書」(佐藤信編『日本と渤海の古代史』所収、山川出版社)
- 兼若逸之1976「新羅古文書をめぐる問題について—計烟計算の『基本数』およびその『分数化』を批判する—」(『韓国史研究』14、ハングル)
- 兼若逸之1979a「新羅『均田成冊』の研究—いわゆる民政(村落)文書の分析を中心に—」(『韓国史研究』23、ハングル)
- 兼若逸之1979b「新羅『均田成冊』での烟人動態の復原試図」(『韓国史研究』27、ハングル)
- 兼若逸之1980「新羅『均田成冊』より推定される平均寿命」(『韓国史研究』30、ハングル)
- 兼若逸之1984a「新羅『均田成冊』での烟人動態の実態」(『誠信研究論文集』17、ハングル)

- 兼若逸之1984b『新羅『均田成冊』の分析を通じてみた村落支配の実態』(延世大学校博士学位論文、ハングル)
- 加島吉春2005「王孝廉『春日対雨。探得情字。一首』」(『アジア遊学』71)
- 鎌田茂雄1965「武周革命における華嚴思想の形成」(『中国華嚴思想史の研究』所収、東京大学出版会)
- 鎌田元一2005「第一次遣渤海使の発遣年次」(のち『律令国家史の研究』所収、塙書房、2008年)
- 亀井明德1991「鴻臚館貿易」(平野博之他編『新版古代の日本③九州』所収、角川書店)
- 蒲生京子1979「新羅末期の張保皐の抬頭と反乱」(『朝鮮史研究会論文集』16)
- 川勝政太郎1962「平安京の鴻臚館について」(古代学協会編『桓武朝の諸問題』所収)
- 河上洋1989「渤海の交通路と五京」(『史林』72-6)
- 河上麻由子2008「遣隋使と仏教」(『日本歴史』717)
- 川尻秋生1997「国立歴史民俗博物館蔵『大刀節刀契等事 小右記中右記抜書』」(『日本歴史』586)
- 河田貞1981「正倉院宝物に関連する近年の新羅古蹟出土遺物」(『MUSEUM』369)
- 川本芳昭2004「隋書倭国伝と日本書紀推古紀の記述をめぐって」(『史淵』141)
- 韓昇2005「白村江開戦前夜における唐と新羅・日本との関係」(『東アジアと日本—交流と変容』2)
- 木内武男1981「作品解説(金薄押新羅琴)」(『太陽 正倉院シリーズIV』28号)
- 岸俊男1969「家・戸・保」(のち『日本古代籍帳の研究』所収、塙書房、1973年)
- 北啓太1984「天平四年の節度使」(土田直鎮先生還暦記念会編『奈良平安時代史論集』上巻所収、吉川弘文館)
- 北村秀人1982a「朝鮮における『律令制』の変質」(井上光貞他編『東アジア世界における日本古代史講座7東アジアの変貌と日本律令国家』所収、学生社)
- 北村秀人1982b「新羅の滅亡と高麗の建国」(井上光貞他編『東アジア世界における日本古代史講座7東アジアの変貌と日本律令国家』所収、学生社)
- 鬼頭清明1968「八、九世紀における出挙銭の存在形態」(のち『日本古代都市論序説』所収、法政大学出版局、1977年)
- 鬼頭清明1969「新羅と日本との貿易」(井上秀雄編『セミナー日朝関係史Ⅰ』所収、桜楓社)
- 鬼頭清明1970「七世紀後半の国際政治史試論」(のち『日本古代国家の形成と東アジア』所収、校倉書房、1976年)
- 鬼頭清明1978「日本の律令官制の成立と百済の官制」(彌永貞三先生還暦記念会編『日本古代の社会と経済』上巻所収、吉川弘文館)
- 鬼頭清明1981『白村江』(教育社歴史新書)
- 木村英明1996「文化のクロスロード」(第10回「大学と科学」公開シンポジウム組織委員会編『北方文化と日本列島』所収、クバプロ)
- 木村誠1976「新羅の祿邑制と村落構造」(のち『古代朝鮮の国家と社会』所収、吉川弘文館、2004年)
- 木村誠2004「新羅村落文書の作成年について」(『古代朝鮮の国家と社会』所収、吉川弘文館、2004年)

- 金義煥1982～1984「朝鮮文化史研究(上)～(下)」(『帝塚山短期大学紀要(人文・社会科学編)』19～21)
- 金鉉球1983「初期の日・唐関係に関する一考察—『日本書紀』“高表仁来日”記事を中心に—」(『日本歴史』423)
- 金鉉球1985「大化改新と日・羅・唐の三国連合体制の成立」(『大和政権の対外関係研究』所収、吉川弘文館)
- 金寿泰2001「新羅村落帳籍研究の争点」(『韓国古代史研究』21)
- 金東賢1976「雁鴨池発掘参観略記」(『仏教芸術』109)
- 金文経2001(高慶秀訳)「在唐新羅人社会と仏教—入唐求法巡礼行記を中心にして」(『アジア遊学』26)
- 熊谷公男1981「墨(新羅の墨)」(『特別展正倉院宝物』東京国立博物館)
- 倉田文作1963「園城寺新羅明神像」(『古美術3 日本の神・神像彫刻』、三彩社)
- 倉住靖彦1992「大宰府論—その対外的機能を中心に—」(荒野泰典他編『アジアのなかの日本史Ⅱ・外交と戦争』所収、東京大学出版会)
- 倉本一宏1993「律令制成立期の『皇親政治』」(のち『日本古代国家成立期の政権構造』所収、吉川弘文館、1997年)
- 栗原朋信1967「上代の日本へ対する三韓の外交形式」(のち『上代日本対外関係の研究』所収、吉川弘文館、1978年)
- 黒田智「史料紹介 新羅明神記」(『東京大学史料編纂所研究紀要』11、2001年)
- 黒田裕一1998「推古朝における『大国』意識」(『国史学』165号)
- 黄純艶2008「新羅人在中国南方地区的活動」(嚴耀中主編『唐代国家与地域社会研究』所収、上海古籍出版社)
- 河内春人1995「東アジアにおける安史の乱の影響と新羅征討計画」(『日本歴史』561号)
- 河内春人1996「大宝律令の成立と遣唐使派遣」(『続日本紀研究』305号)
- 河内春人2000「新羅使迎接の歴史的展開」(『ヒストリア』170号)
- 河野貴美子2004「釈仁貞『七日禁中陪宴詩』」(『アジア遊学』60)
- 河野貴美子2008「渤海使と平安時代の宮廷文学」(仁平道明編『王朝文学と東アジアの宮廷文学』所収、竹林舎)
- 高明士1977『日本古代学校教育の興衰與中国的關係』(学海出版社)
- 黄約瑟1993「“大唐商人”李延孝与九世紀中日關係」(『歴史研究』1993-4)
- 小島憲之1964校注『日本古典文学大系 懷風藻・文華秀麗集・本朝文粹』(岩波書店)
- 小嶋芳孝1994「日本と渤海を結ぶ海の架け橋—古代日本海域の航路」(『越の海、波濤の海—古代国際交流の拠点・北陸—』所収、北陸電力)
- 小嶋芳孝1996a「蝦夷とユーラシア大陸の交流」(鈴木靖民編『古代王権と交流Ⅰ 古代蝦夷の世界と交流』所収、名著出版)
- 小嶋芳孝1996b「古代日本と渤海」(『考古学ジャーナル』411)

- 小嶋芳孝1997「日本海の島々と靺鞨・渤海の交流」(村井章介他編『境界の日本史』所収、山川出版社)
- 後藤昭雄2003「王孝廉『奉勅陪内宴詩』」(『アジア遊学』57)
- 小林芳規2002a「新羅の角筆文献」(のち『角筆文献研究導論 上巻 東アジア篇』所収、汲古書院、2004年)
- 小林芳規2002b「朝鮮半島の角筆文献」(のち『角筆文献研究導論 上巻 東アジア篇』所収、汲古書院、2004年)
- 小林芳規2002c「大谷大学蔵新出角筆文献について」(大谷大学図書館報『書香』19)
- 小林芳規2005『角筆文献研究導論 別巻 資料編』(汲古書院)
- 小林芳規2008「角筆による新羅語加点の華嚴經」(『南都仏教』91号)
- 崔吉成1960「新羅における自然村落的均田制—旗田氏の『新羅の村落』に関する若干の問題—」(『歴史学研究』237号)
- 佐伯有清1964「九世紀の日本と朝鮮」(のち『日本古代の政治と社会』所収、吉川弘文館、1970年)
- 佐伯有清1978『講談社現代新書520 最後の遣唐使』(講談社)
- 佐伯有清1991「背奈氏の氏称とその一族」(『成城文芸』136)
- 坂上早魚1988「九世紀の日唐交通と新羅人」(『文明のクロスロード Museum Kyushu』28号)
- 坂上康俊1999「大宝律令制定前後における日唐間の情報伝播」(池田温・劉俊文編『日中文化交流史 叢書2 法律制度』大修館書店)
- 坂上康俊2001『律令国家の転換と「日本」』(講談社)
- 坂上康俊2004「勅命下達文書の比較研究」(『東アジアと日本』創刊号)
- 坂上康俊2008「古代の日韓関係のなかでの戦争と記憶」(韓日関係史学会・東北アジア歴史財団編『戦争と記憶の中の韓日関係』所収、景仁文化社)
- 阪田宗彦1974「法隆寺の佐波理遺品」(『ミュージアム』280号)
- 坂本太郎1932「正倉院文書出雲国計会帳に見えたる節度使と四度使」(のち『坂本太郎著作集7律令制度』所収、吉川弘文館、1989年)
- 坂本太郎1955「天智紀の史料批判」(のち『坂本太郎著作集2古事記と日本書紀』所収、吉川弘文館、1988年)
- 坂本義種1967-68「古代東アジアの国際社会」(のち『古代東アジアの日本と朝鮮』所収、吉川弘文館、1978年)
- 酒寄雅志1977a「八世紀における日本の外交と東アジアの情勢」(のち『渤海と古代の日本』所収、校倉書房、2001年)
- 酒寄雅志1977b「怡土城に関する一考察」(『続日本紀研究』194号)
- 酒寄雅志1979「渤海国家の史的展開と国際関係」(のち『渤海と古代の日本』所収、校倉書房、2001年)
- 酒寄雅志1985a「渤海国中台省牒の基礎的研究」(のち『渤海と古代の日本』所収、校倉書房、2001年)
- 酒寄雅志1985b「渤海国中台省牒の位署について」(のち『渤海と古代の日本』所収、校倉書房、2001年)

- 酒寄雅志1988「渤海通事の研究」(『栃木史学』2号)
- 酒寄雅志1997a「雅楽『新靺鞨』にみる古代日本と東北アジア」(のち『渤海と古代の日本』所収、校倉書房、2001年)
- 酒寄雅志1997b「日本と渤海・靺鞨の交流」(のち『渤海と古代の日本』所収、校倉書房、2001年)
- 酒寄雅志1998a「海を渡った渤海楽」(『しにか』9-9)
- 酒寄雅志1998b「平城京出土の渤海木簡」(『しにか』9-9)
- 酒寄雅志2001a「渤海国家の史的展開と国際関係」(『渤海と古代の日本』所収、校倉書房)
- 酒寄雅志2001b「渤海史研究の成果と課題」(『渤海と古代の日本』所収、校倉書房)
- 酒寄雅志2003「渤海の交易」(佐藤信編『日本と渤海の古代史』所収、山川出版社)
- 酒寄雅志2005「円仁の足跡を訪ねて—山東半島」(平成13年度～平成16年度科学研究費補助金(基盤研究C(2))研究成果報告書『入唐求法巡礼行記』に関する文献校定および基礎的研究』(研究代表者:田中史生)
- 定森秀夫1999「新羅土偶と楽器」(『九州歴史大学講座』9-6)
- 佐藤信1997「古代の『大臣外交』についての一考察」(村井章介他編『境界の日本史』所収、山川出版社)
- 佐藤全敏2007「古代日本の四等官制」(のち『平安時代の天皇と官僚制』所収、東京大学出版会、2008年)
- 重松敏彦1997「平安初期における日本の国際秩序構想の変遷—新羅と渤海の位置づけの相違から—」(『九州史学』118・119合併号)
- 下向井龍彦1995「軍縮と軍拡の奈良時代」(『歴博』71)
- 蔣義喬2005「王孝廉『和坂領客対月思郷見贈之作』」(『アジア遊学』73)
- 正倉院事務所1978『正倉院宝物 北倉』(朝日新聞社)
- 上法香苗1957「秋田市新城の古代窯址群について」(『秋田考古学』8)
- 新川登亀男1988「日羅間の調(物産)の意味」(のち「調(物産)の意味」と改題して『日本古代の対外交渉と仏教』所収、吉川弘文館、1999年)
- 新川登亀男1993「入唐求法の諸様相—義湘そして円仁・道昭」(のち「入唐求法の諸相」と改題して『日本古代の対外交渉と仏教』所収、吉川弘文館、1999年)
- 新蔵正道1995「大宝の遣唐使派遣の背景」(『続日本紀研究』293号)
- 新蔵正道1999「養老遣唐使の唐服着用のもつ意味」(藺田香融編『日本古代社会の史的展開』所収、塙書房)
- 任継愈1994『漢唐仏教思想論集』(人民出版社)
- 末木文美士1992『日本仏教史』(のち新潮文庫、1996年)
- 末松保和1933「日韓関係」(のち『古代の日本と朝鮮 末松保和朝鮮史著作集四』所収、吉川弘文館、1996年)
- 末松保和1974「郡県制完成期の問題点」(のち『末松保和朝鮮史著作集2 新羅の政治と社会』下所収、吉川弘文館、1995年)

- 末松保和1933「日韓関係」(のち『末松保和朝鮮史著作集4 古代の日本と朝鮮』所収、吉川弘文館、1996年)
- 菅澤庸子1990「古代日本における高麗の残像」(『史窓』47)
- 杉本一樹1990「鳥毛立女屏風に用いられた文書故紙について」(のち『日本古代文書の研究』所収、吉川弘文館、2001年)
- 鈴木拓也・熊田亮介1995「古代東北の海道・陸道」(『東北開発研究』97)
- 鈴木英夫1980「七世紀中葉における新羅の対倭外交」(のち『古代の倭国と朝鮮諸国』所収、青木書店、1996年)
- 鈴木靖民1967a「奈良初期の対新羅関係」(のち『古代対外関係史の研究』所収、吉川弘文館、1985年)
- 鈴木靖民1967b「養老期の対新羅関係」(のち『古代対外関係史の研究』所収、吉川弘文館、1985年)
- 鈴木靖民1968「天平初期の日羅関係」(のち「天平初期の対新羅関係」と改題して『古代対外関係史の研究』所収、吉川弘文館、1985年)
- 鈴木靖民1969「奈良時代における対外意識」(のち『古代対外関係史の研究』所収、吉川弘文館、1985年)
- 鈴木靖民1974「日本律令制の成立・展開と対外関係」(のち『古代対外関係史の研究』所収、吉川弘文館、1985年)
- 鈴木靖民1977「正倉院佐波里加盤付属文書の基礎的研究」(のち『古代対外関係史の研究』所収、吉川弘文館、1985年)
- 鈴木靖民1978「正倉院佐波理加盤付属文書の解説」(のち『古代対外関係史の研究』所収、吉川弘文館、1985年)
- 鈴木靖民1982a「正倉院の新羅文物」(のち『古代対外関係史の研究』所収、吉川弘文館、1985年)
- 鈴木靖民1982b「日本律令国家と新羅・渤海」(のち『古代対外関係史の研究』所収、吉川弘文館、1985年)
- 鈴木靖民1990「八世紀の新羅と日本の文化交流」(『古代の日本と韓国5 古代の新羅と日本』所収、学生社)
- 鈴木靖民1994「東アジアにおける国家形成」(『岩波講座日本通史3古代2』所収、岩波書店)
- 鈴木靖民1997「平城京の新羅人と新羅文化」(武田幸男編『朝鮮社会の史的展開と東アジア』所収、山川出版社)
- 鈴木靖民1999a「渤海の遠距離交易と荷担者」(『アジア遊学』6)
- 鈴木靖民1999b「渤海国家の構造と特質—首領・生産・交易—」(『朝鮮学報』170)
- 鈴木靖民2005「新羅の文字の伝播」(『日本歴史』685)
- 鈴木靖民2007「古代東アジアのなかの日本と新羅」(佐藤信他編『前近代の日本列島と朝鮮半島』所収、山川出版社)
- 鈴木靖民2008a「日本古代の神信仰の展開と仏教信仰」(鈴木靖民編『古代日本の異文化交流』所収、勉誠出版)

- 鈴木靖民2008b「日本律令の成立と新羅」(大津透編『日唐律令比較研究の新段階』所収、山川出版社)
- 関晃1954「新羅沙門行心」(のち『関晃著作集3古代の帰化人』所収、吉川弘文館、1996年)
- 関晃1955「遣新羅使の文化史的意義」(のち『関晃著作集3古代の帰化人』所収、吉川弘文館、1996年)
- 関根真隆1969「奈良時代の厨房用具」『奈良朝食生活の研究』(吉川弘文館)
- 関根真隆1975「大陸と日本との文物の交流はどのようなであったか」(森克己他編『海外交渉史の視点1 原始・古代・中世』所収、日本書籍)
- 関根真隆1982『万葉流転—寧楽史私考—』(教育社)
- 関幸彦1989「平安期、二つの海防問題—寛平期新羅戦と寛仁期刀伊戦の検討」(『古代文化』41-10)
- 千田剛道1996「出土品からみた国際交流」(田中琢編『岩波新書468 古都発掘—藤原京と平城京—』、岩波書店)
- 千田剛道2006「平城京出土の新羅土器」(『奈良文化財研究所紀要』2006)
- 千田稔2003「中国の国際交易活動—張宝高の海上王国について」(千田稔他編『東アジアと『半島空間』—山東半島と遼東半島—』所収、思文閣出版)
- 宋浣範2003「正倉院所蔵『華嚴經論帙内貼文書』(いわゆる新羅村落文書)について」(『東京大学日本史学研究室紀要』7)
- 宋浣範2005「七世紀の倭国と百済—百済王子豊璋の動向を中心に」(『日本歴史』686)
- 曾根正人2007『聖徳太子と飛鳥仏教』(吉川弘文館)
- 藺田香融1964「護り刀考」(のち『日本古代の帰属と地方豪族』所収、塙書房、1992年)
- 高島正人1971「日唐両学令の一考察」(『社会文化史学』7号)
- 高梨純次1998「園城寺新羅善神堂」(『週刊朝日百科1183 日本の国宝77』、朝日新聞社)
- 瀧川政次郎1939「日渤打毬の競技」(『満支史説史話』所収、日光書院)
- 瀧川政次郎1954「紫微中台考」(のち『法制史論集第四冊 律令諸制及び令外官の研究』所収、名著普及会、1986年)。
- 瀧川政次郎1961「怡土城大宰府主船司」(『史跡と美術』315・317)
- 瀧川政次郎1963「江都集礼と日本の儀式」(岩井博士古稀記念事業会編『岩井博士古稀記念典籍論集』所収)
- 瀧川政次郎1977「山陰道節度使—日本海沿岸の国防—」(『國學院大學紀要』15)
- 武田幸男1967「高麗朝における功蔭田柴科法の意義」(仁井田陞博士追悼記念論文集『前近代アジアの法と社会』所収、劉草書房)
- 武田幸男1971「律令国家群の形成(朝鮮の律令制)」(『岩波講座世界歴史6古代6東アジア世界の形成Ⅲ』所収、岩波書店)
- 武田幸男1974「新羅・法興王代の律令と衣冠制」(朝鮮史研究会編・旗田巍監修『古代朝鮮と日本』、龍溪書舎)
- 武田幸男1976「新羅の村落支配—正倉院所蔵文書の追記をめぐって—」(『朝鮮学報』81)

- 武田幸男1985「新羅“毗曇の乱”の一視角」(『三上次男博士喜寿記念論文集 歴史編』所収、平凡社)
- 武田幸男2000「高麗王朝の興亡と国際情勢」(武田幸男編『世界各国史2朝鮮史』山川出版社)
- 田島公1985「日本の律令国家の『賓礼』」(『史林』68-3)
- 田島公1986「外交と儀礼」(『古代の日本』7巻、中央公論社)
- 田島公1988「『氏爵』の成立—儀式・奉仕・叙位—」(『史林』71-1)
- 田島公1991「海外との交渉」(橋本義彦編『古文書の語る日本史 平安』所収、筑摩書房)
- 田島公1993a「奈良・平安初期の対外交渉」(『福井県史 通史編一』所収、福井県)
- 田島公1993b「日本、中国・朝鮮対外交渉史年表」(樞原考古学研究所附属博物館編『貿易陶磁—奈良・平安の中国陶磁』所収、臨川書店)
- 田島公1995「大宰府鴻臚館の終焉」(『日本史研究』389号)
- 立花大輔2009「古代日本・朝鮮半島における戸の編成」(九州大学大学院人文科学府修士論文)
- 辰巳正明1990「長屋王と作宝楼の文学(新羅使人を送る、作宝楼に置酒す)」(のち『万葉集と中国文学 第二』所収、笠間書院、1993年)
- 館野和己2003「松原客館と渤海使」(藤井讓治編『街道の日本史31 近江・若狭と湖の道』所収、吉川弘文館)
- 田中史生1994「『王』姓賜与と日本古代国家」(のち『日本古代国家の民族支配と渡来人』所収、校倉書房、1997年)
- 田中史生1997「筑前国における銀の交通と国際交易」(のち大幅に増補、「『帰化』と『流来』と『商賈の輩』」と改題、『日本古代国家の民族支配と渡来人』所収、校倉書房、1997年)
- 田中史生2005「承和期前後の国際交易—張宝高・文室宮田麻呂・円仁とその周辺」(平成13年度～平成16年度科学研究費補助金(基盤研究C(2))研究成果報告書『『入唐求法巡礼行記』に関する文献校定および基礎的研究』(研究代表者:田中史生))
- 田中史生2007「江南の新羅人交易者と日本」(佐藤信・藤田覚編『前近代の日本列島と朝鮮半島』所収、山川出版社)
- 田中正日子1989「古代の海外交流とその意義」(『文明のクロスロード Museum Kyushu』32)
- 田村圓澄1979「新羅送使考」(『朝鮮学報』90)
- 田村圓澄1999『古代日本の国家と仏教—東大寺創建の研究—』(吉川弘文館)
- 辻善之助1915「新羅明神考 附 三井寺の起り」(のち『日本仏教史之研究』所収、金港堂書籍、1919年)
- 角田文衛1963『人物叢書 佐伯今蝦夷』(吉川弘文館)
- 鄭孝雲1990「天智朝と“百済の役”」(『韓』116)
- 出越茂和1994「石川・戸水大西遺跡」(『木簡研究』16)
- 天一閣博物館・中国社会科学院歴史研究所天聖令整理課題組2006『天一閣蔵明抄本天聖令考証』(中華書局)
- 田鳳徳1971「新羅の律令攷」(渡部学・李丙洙訳『李朝法制史』所収、北望社。原版は「新羅律令攷」『韓国法制史研究(暗行御史研究其他)』所収、ソウル大学出版部、1968年、初発表1956)。

- 東野治之1971「四等官制成立以前における我国の職官制度」(のち『長屋王家木簡の研究』所収、塙書房、1996年)
- 東野治之1974「鳥毛立女図屏風下貼文書の研究」(『正倉院文書と木簡の研究』所収、塙書房、1977年)
- 東野治之1977「正倉院氈の墨書と新羅の対外交易」(『正倉院文書と木簡の研究』所収、塙書房)
- 東野治之1980「護身剣銘文考」(のち『日本古代木簡の研究』所収、塙書房、1983年)
- 東野治之1984「日唐間における渤海の中継貿易」(のち『遣唐使と正倉院』所収、岩波書店、1992年)
- 東野治之1992「日出処・日本・ワークワーク」(『遣唐使と正倉院』所収、岩波書店)
- 戸田芳実1967「領主的土地所有の先駆形態」(『日本領主制成立史の研究』所収、岩波書店)
- 友寄隆史1979「節度使設置について」(『立正史学』45号)
- 虎尾俊哉1974a「ミヤケの土地制度に関する一試論—新羅国民政文書の検討を通じて—」(のち『日本古代土地法史論』所収、吉川弘文館、1981年)
- 虎尾俊哉1974b「新羅文書の『計畑』算法」(のち『古代典籍文書論考』所収、吉川弘文館1982年)
- 鳥山喜一1915『渤海史考』(東京奉公会。のち原書房、1977年復刊)
- 鳥山喜一1968『渤海史上の諸問題』(風間書房)
- 内藤雋輔1961「新羅人の海上活動に就いて」(『朝鮮史研究』所収、東洋史研究会)
- 長瀬一平「白村江敗戦後における『百済王権』について」(『千葉史学』6、1986)
- 中西正和1990「新羅使・渤海使の来朝と大宰府—大宰府の外交的機能について—」(『古代史の研究』8)
- 中西正和1997「大宰府と存問」(横田健一編『日本書紀研究』21冊、塙書房)
- 中西正和1998「渤海使の来朝と天長五年正月二日官符」(『ヒストリア』159号)
- 中西正和1999「大宰府の国書開封について」(藺田香融編『日本古代社会の史的展開』所収、塙書房)
- 中野高行1984「慰勞詔書に関する基礎的考察」(のち『日本古代の外交制度史』所収、岩田書院、2008年)
- 中野高行1987「慰勞詔書と『対蕃使詔』の関係」(のち『日本古代の外交制度史』所収、岩田書院、2008年)
- 中野高行1997「日本古代における外国使節処遇の決定主体」(『日本歴史』593号)
- 中野政樹1976「正倉院の金工 総説」(『正倉院の金工』所収、日本経済新聞社)
- 中野政樹編1978『日本の美術141正倉院の金工』(至文堂)
- 中野政樹1981「正倉院宝物の佐波理加盤鉢」(『ミュージアム』368)
- 中野政樹・李蘭暎1978「対談 正倉院の中の新羅文物」(中野政樹編『日本の美術141正倉院の金工』所収、至文堂)
- 中村成里2004「巨勢識人『春日餞野柱史奉使存問渤海客』」(『アジア遊学』69)
- 中村栄孝1927「後百済および高麗太祖の日本通使」(のち『日鮮関係史の研究』所収、吉川弘文館、1965年)
- 中村裕一1979「咸和一一年渤海国中台省牒について—古代東アジア国際文書の一形式」(のち「渤海

- 国威和一一一年(八四一)中台省牒—古代東亜国際文書の一形式」と改題して『唐代官文書研究』所収、中文出版社、1991年)
- 中村順昭1992「奉写一切経所の月借錢について」(のち『律令官人制と地域社会』所収、吉川弘文館、2008年)
- 那波利貞1954～6「唐代の敦煌地方に於ける朝鮮人の流寓に就きて」(『文化史学』8～10)
- 奈良国立文化財研究所編1991『平城京長屋王邸宅と木簡』(吉川弘文館)
- 成沢光1975「蕃国と小国」(のち『政治のことば』所収、平凡社、1984年)
- 成瀬正和1991「図版解説(楽器) 金薄押新羅琴 柱」(松本包夫編『正倉院宝物にみる楽舞・遊戯具』所収、紫紅社)
- 新妻利久1969『渤海国史及び日本との国交史の研究』(東京電機大学出版局)
- 新野直吉1994「肅慎から靺鞨へ」(『古代日本と北の海みち』所収、高科書店)
- 西嶋定生1962「六～八世紀の東アジア」(のち「東アジア世界と冊封体制—六～八世紀の東アジア」と改題して『中国古代国家と東アジア世界』所収、東京大学出版会、1983年)
- 西嶋定生1981「七世紀の東アジアと日本」(『東アジア世界における日本古代史講座5隋唐帝国の出現と東アジア』所収、学生社)
- 西別府元日2000「九世紀前半の日羅交易と紀三津の『失使旨』事件」(のち岸田裕之編『中国地域と対外関係』所収、山川出版社、2003年)
- 西本昌弘1985「豊璋と翹岐」(『ヒストリア』107)
- 西本昌弘1987「東アジアの動乱と大化改新」(『日本歴史』468)
- 野村忠夫1953「正倉院より発見された新羅の民政文書について」(『史学雑誌』62-4)
- 野村忠夫1970「戦後の律令官人制研究」(『律令官人制の研究 増訂版』所収、吉川弘文館)
- バートン、ブルース1985「律令制下における新羅使・渤海使の接待法—大宰府外交機能の解明へ—」(『九州史学』83号)
- 白化文・李鼎霞・許徳楠2007『日唐求法巡礼行記校注』(花山文芸出版社)
- 橋川正1920「日本世記の著者高麗沙門道顓」(『歴史と地理』6-5)
- 橋本義則1984「平安宮草創期の豊楽院」(のち『平安宮成立史の研究』所収、塙書房、1994年)
- 旗田巍1958・59「新羅の村落—正倉院にある新羅村落文書の研究—」(『朝鮮中世社会史の研究』所収、法政大学出版局、1972年)
- 旗田巍1962「十～十二世紀の東アジアと日本」(『岩波講座日本歴史』古代4、岩波書店)
- 浜田久美子2002「延喜式に見える外国使節迎接使—太政官式蕃客条と治部式蕃客条の検討—」(『延喜式研究』18)
- 浜田久美子2003「古代日本における賓礼の受容」(佐藤信編『日本と渤海の古代史』所収、山川出版社)
- 浜田久美子2005「渤海国書にみる八世紀日本の対外認識—啓と表の考察を通して—」(『国史学』185号)
- 浜田久美子2006「漢詩文にみる弘仁六年の渤海使」(『法政史学』66号)
- 浜田久美子2006「弘仁十二年の渤海使—『経国集』の漢詩を手がかりに—」(『法政大学大学院紀要』57

号)

浜田久美子2008「九世紀の日本と渤海」(『ヒストリア』210号)

濱田耕策1979「聖徳王代の政治と外交」(のち『新羅国史の研究』所収、吉川弘文館、2002年)

濱田耕策1980「国学と遣唐留学生」(のち『新羅国史の研究』所収、吉川弘文館、2002年)

濱田耕策1983「中代・下代の内政と対日本外交」(のち『新羅国史の研究』所収、吉川弘文館、2002年)

濱田耕策1984「祀典と名山大川の祭祀」(のち『新羅国史の研究』所収、吉川弘文館、2002年)

濱田耕策1986『新羅村落文書』研究の成果と課題—その作成年および内省の禄邑説を中心に—
(唐代史研究会編『律令制—中国朝鮮の法と国家』所収、汲古書院)

濱田耕策1990「迎賓機構」(のち『新羅国史の研究』所収、吉川弘文館、2002年)

濱田耕策1997「対日外交の終幕」(のち『新羅国史の研究』所収、吉川弘文館)

濱田耕策1982「新羅の神宮と百座講会と宗廟」(のち「神宮と百座講会と宗廟」と改題、『新羅国史の研究』所収、吉川弘文館、2002年)

濱田耕策1999「王権と海上勢力—特に張保皐の清海鎮と海賊に関連して」(『新羅国史の研究』所収、吉川弘文館、2002年)

濱田耕策2000a「渤海国の遣日本使」(『慶北史学』23)

濱田耕策2000b『渤海国興亡史』(吉川弘文館)

濱田耕策2000c「下代初期における王権の確立過程とその性格」(のち『新羅国史の研究』所収、吉川弘文館、2002年)

濱中昇1982「統一新羅における均田制の存否」(のち『朝鮮古代の経済と社会』所収、法政大学出版社、1986年)

濱中昇1983「新羅村落文書にみえる計畑について」(のち『朝鮮古代の経済と社会』所収、法政大学出版社、1986年)

濱中昇1985「統一新羅の村落と村主」(『歴史学研究』547)

濱中昇1986「高麗の公田と私田」(田名網宏編『古代国家の支配と構造』所収、東京堂出版)

濱中昇1993「新羅村落文書を通してみた土地開発と分村」(『神田外語大学紀要』5)

早川庄八1962「天平六年出雲国計会帳の研究」(のち『日本古代の文書と典籍』所収、吉川弘文館、1997年)

早川庄八1981「八世紀の任官関係文書と任官儀について」(のち『日本古代官僚制の研究』所収、岩波書店、1986年)

林紀昭1968「新羅律令に関する二、三の問題」(『法制史研究』17号)

林紀昭1970「飛鳥浄御原律令に関する諸問題」(のち『論集日本歴史2律令国家』所収、有精堂、1973年)

原田諭1999「天平の節度使について」(『続日本紀研究』321号)

春山武松1931「海風鈔(三)—園城寺蔵『新羅明神像』」(飛鳥園『東洋美術』10)

久木幸男1968「大学寮と朝鮮・中国の学制」(『大学寮と古代儒教』所収、サイマル出版会)

日野開三郎1960~61「羅末三国の鼎立と対大陸海上交通貿易」(のち『日野開三郎東洋史学論集』第9

- 卷所収、三一書房、1984年)
- 平川南1999「屋代遺跡群木簡のひろがり」(のち『古代地方木簡の研究』所収、吉川弘文館、2003年)
- 平野邦雄1970「新羅来寇の幻影」(鏡山猛他編『古代の日本3 九州』、角川書店)
- 平野邦雄1980「国際関係における“帰化”と“外蕃”」(『大化前代政治過程の研究』所収、吉川弘文館、1985年)
- 平野邦雄1990「鴻臚館の成立」(『古代文化』42-12)
- 平野邦雄1993「大宰府と東アジア—大宰府外交の権限と実務」(『歴史と地理』454<日本史の研究161>号)
- 平野卓治1985「律令位階制と『外蕃』」(林陸郎先生還暦記念会編『日本古代の政治と制度』所収、続群書類従完成会)
- 平野卓治1988a「日本古代の客館に関する一考察」(『国学院雑誌』89-3)
- 平野卓治1988b「山陽道と蕃客」(『国史学』135)
- 平野卓治1996「九世紀における日本律令国家と対新羅『交通』」(林陸朗他編『日本古代の国家と祭儀』所収、雄山閣出版)
- 廣瀬憲雄2008『東天皇』外交文書と書状」(『日本歴史』724)
- 深谷憲一1990『入唐求法巡礼行記』(中公文庫)
- 藤井一二2004「天平期における加賀郡『津』と遣渤海使—『天平二年』『津司』墨書銘を中心に」(続日本紀研究会編『続日本紀の諸相』所収、塙書房)。
- 藤田亮策1954「青丘遺文」(藤田先生記念事業会『朝鮮学論考』所収)
- 卞麟錫1967「唐代外国使争長の研究—『続日本紀』所載の所謂大伴古麻呂に対して—」(高麗大学校亜細亜問題研究所『亜細亜研究』28、ハングル)、
- 卞麟錫1987「唐代外国使の争長事例から見た古麻呂抗議の再論—『続日本紀』関係史料の批判を中心として—」(ソウル大学校『東洋史研究』26、ハングル)
- 古畑徹1983「七世紀末から八世紀初にかけての新羅・唐関係」(『朝鮮学報』107)
- 古畑徹1984「大文芸の亡命年次について」(『集刊東洋学』51)
- 古畑徹1986a「唐渤海紛争の展開と国際情勢」(『集刊東洋学』55)
- 古畑徹1986b「日渤海交渉開始期の東アジア情勢—渤海対日交渉開始要因の再検討—」(『朝鮮史研究会論文集』23)
- 古畑徹1994「渤海・日本間航路の諸問題—渤海から日本への航路を中心に」(『古代文化』46-8)
- 古畑徹1995a「渤海・日本間の航路について」(『古代交通研究』4)
- 古畑徹1995b「渤海使の文化使節的側面の再検討—渤海後期の中華意識・対日意識と関連させて—」(東北大学『東洋史論集』6)
- 古畑徹1999「環日本海諸『地域』間交流史の中の渤海国—七～一〇世紀における航路の変遷を中心に」(唐代史研究会編『東アジア史における国家と地域 唐代史研究会報告Ⅷ』所収、刀水書房)
- 朴昔順2001「日本古代国家の対『蕃』認識」(『日本歴史』637)
- 保科富士男1989「古代日本の対外関係における贈進物の名称」(『白山史学』25)

- 保科富士男1995「古代日本の対外意識—相互関係をしめす用語から—」(田中健夫編『前近代の日本と東アジア』所収、吉川弘文館)
- 堀池春峰1973「華嚴経講説より見た良弁と審祥」(のち『南都仏教史の研究』上所収、法蔵館、1980年)
- 堀敏一1993『中国と古代東アジア世界』(岩波書店)
- 堀敏一1994「律令制伝播の特質」(『律令制と東アジア世界』所収、汲古書院)
- 堀敏一1998a「唐代新羅人居留地と日本僧円仁入唐の由来」(『古代文化』50-9)
- 堀敏一1998b『東アジアのなかの古代日本』(研文出版)
- 前原市教育委員会編2006『怡土城』
- 増村宏1988「栗田真人と藤原清河」(『遣唐使の研究』所収、同朋舎出版)
- 松島順正1978『正倉院寶物銘文集成』(吉川弘文館)
- 松原弘宣1994「文室朝臣宮田麻呂について」(続日本紀研究会編『続日本紀の時代』、塙書房)
- 松原弘宣1998「海賊と応天門の変」(のち『古代国家と瀬戸内海交通』所収、吉川弘文館、2004年)
- 松原弘宣1999『人物叢書 藤原純友』(吉川弘文館)
- 松原弘宣1999「九世紀代における対外交易とその流通」(のち『古代国家と瀬戸内海交通』所収、吉川弘文館、2004年)
- 黛弘道1959「冠位十二階考」(のち『律令国家成立史の研究』所収、吉川弘文館、1982年)
- 黛弘道1979「冠位十二階の実態と源流」(のち『律令国家成立史の研究』所収、吉川弘文館、1982年)
- 三池賢一1971～72「新羅内廷官制考(上下)」(『朝鮮学報』61・62)
- 三池賢一1973「日本と朝鮮の位階」(井上秀雄編『セミナー日本と朝鮮の歴史』所収、東出版)
- 三上喜孝2006「文書様式『牒』の受容をめぐる一考察」(『山形大学歴史・地理・人類学論集』7)
- 三上喜孝2007「韓国出土木簡と日本古代木簡」(朝鮮文化研究所編『韓国出土木簡の世界』所収、雄山閣出版)
- 三上喜孝2009「古代東アジア出挙制度試論」(工藤元男他編『東アジア古代出土文字資料の研究』所収、雄山閣)
- 水口幹記2005『日本古代漢籍受容の史的研究』(汲古書院)
- 皆川完一1994「買新羅物解 拾遺」(『正倉院文書研究』2)
- 皆川雅樹2002「9～10世紀における日本の金と対外関係」(『古代交通研究』11)
- 宮家準2002「新羅明神信仰と役行者像」(『神道宗教』188)
- 宮井義雄1992「素戔鳴尊と新羅明神」(横田健一編『日本書紀研究』18、塙書房)
- 宮崎市定1959a「日本の官位令と唐の官品令」(のち『宮崎市定全集22日中交渉』所収、岩波書店、1992年)
- 宮崎市定1959b「三韓時代の位階制について」(のち『宮崎市定全集22日中交渉』所収、岩波書店、1992年)
- 宮崎健司1998「東大寺の『華嚴経』講説—テキストと経疏をめぐる—」(『仏教大学総合研究所紀要』別冊「宗教と政治」)
- 宮崎健司2006「大谷大学図書館蔵『判比量論』断簡の性格」(『日本古代の写経と社会』所収、塙書房)

- 村井章介1995「王土王民思想と九世紀の転換」(『思想』847)
- 村上史郎1998「9世紀における日本律令国家の対外交通の諸様相—大唐通事・漂流民送還・「入唐交易使」をめぐる—」(『千葉史学』33)
- 村上史郎1999「9世紀における日本律令国家の対外意識と対外交通」(『史学』69-1)
- 村田正博1984「上代の詩苑—長王宅における新羅使饗応の宴」(『人文研究』26-8)
- 村尾次郎1953「出雲国風土記の勘造と節度使」(のち『律令財政史の研究』所収、吉川弘文館、1961年)
- 森克己1949「末期日唐貿易と中世的貿易の萌芽」(のち『続日宋貿易の研究』所収、国書刊行会、1975年)
- 森克己1951「遣唐使と新羅・渤海との関係」(のち『続日宋貿易の研究』所収、国書刊行会、1975年)
- 森克己1962『遣唐使』(至文堂)
- 森克己1964「慈覚大師と新羅人」(のち『続日宋貿易の研究』所収、国書刊行会、1975年)
- 森克己1975『日宋貿易の研究』(国書刊行会)
- 森公章1988「古代日本における対唐観の研究」(のち『古代日本の対外認識と通交』所収、吉川弘文館、1998年)
- 森公章1992「朝鮮半島をめぐる唐と倭」(のち『古代日本の対外認識と通交』所収、吉川弘文館、1998年)
- 森公章1995「古代難波における外交儀礼とその変遷」(のち『古代日本の対外認識と通交』所収、吉川弘文館、1998年)
- 森公章1998a「大宰府および到着地の外交機能」(のち『古代日本の対外認識と通交』所収、吉川弘文館)
- 森公章1998b『「白村江」以後』(講談社)
- 森公章2002a「加耶滅亡後の倭国と百済の『任那復興』策について」(のち『遣唐使と古代日本の対外政策』所収、吉川弘文館、2008年a)
- 森公章2002b「倭国から日本へ」(森公章編『日本の時代史3倭国から日本へ』所収、吉川弘文館)
- 森公章2003「賓礼の変遷から見た日渤関係をめぐる一考察」(のち『遣唐使と古代日本の対外政策』所収、吉川弘文館、2008年)
- 森公章2004「日渤関係における年期制の成立とその意義」(のち『遣唐使と日本古代の対外政策』所収、吉川弘文館、2008年)
- 森公章2005a「白村江戦闘と高句麗」(韓日関係史学会国際学術大会「東アジアのなかの高句麗と倭」報告集)
- 森公章2005b「中大兄の軌跡」(『海南史学』43)
- 森公章2008a「七世紀の国際関係と律令体制の導入」(『遣唐使と古代日本の対外政策』所収、吉川弘文館)
- 森公章2008b「承和度の遣唐使と九世紀の対外政策」(『遣唐使と古代日本の対外政策』所収、吉川弘文館)

- 森公章2008c「古代日麗関係の形成と展開」(『海南史学』46)
- 森田悌1999「蕃国国書の開見」(のち『日本古代の駅伝と交通』所収、岩田書院、2000年)
- 森本公誠2003「東大寺と華嚴經—聖武天皇による華嚴經止揚への過程を追って—」(『南都仏教』83号)
- 八木充1970「百済の役と民衆」(小葉田淳教授退官記念『国史論集』所収)
- 八木充1986「難波遷都と海外情勢」(『日本古代政治組織の研究』所収、塙書房)
- 柳雄太郎1976「正倉院金工の銘文」(『正倉院の金工』所収、日本経済新聞社)
- 矢吹慶輝1927「大雲經と武周革命」(『三階經の研究』所収、岩波書店)
- 山内晋次1986「唐朝の国際秩序と日本」(のち『奈良平安期の日本とアジア』所収、吉川弘文館、2003年)
- 山内晋次1990「朝鮮半島漂流民の送還をめぐる」(のち『奈良平安期の日本とアジア』所収、吉川弘文館、2003年)
- 山尾幸久1967「大化前後の東アジア情勢と日本の政局」(『日本歴史』229)
- 山崎雅稔1999「貞観五年神泉苑御霊会の政治史的意義—文室宮田麻呂の慰撫を中心に」(十世紀研究会編『中世成立期の政治文化』、東京堂出版)
- 山崎雅稔2000「貞観八年応天門失火事件と新羅賊兵」(『人民の歴史学』146)
- 山崎雅稔2001a「承和の変と大宰大貳藤原衛四條起請」(『歴史学研究』751号)
- 山崎雅稔2001b「貞観十一年新羅海賊来寇事件の諸相」(『国学院大学大学院紀要(文学研究科)』32)
- 山崎雅稔2004「甄萱政権と日本の交渉」(『韓国古代史研究』35号)
- 山崎雅稔2007「新羅国執事省牒からみた紀三津『失使旨』事件」(木村茂光編『日本中世の権力と地域社会』所収、吉川弘文館)
- 山田英雄1974「日・唐・羅・渤海間の国書について」(のち『日本古代史攷』所収、岩波書店、1987年)
- 山谷紀子2004「滋野貞主『春夜宿鴻臚館渤海入朝王大使』」(『アジア遊学』66)
- 山本勉1998「新羅明神坐像」(『週刊朝日百科』1183 日本国宝77所収、朝日新聞社)
- 山本幸男2004「天平十二年の『華嚴經』講説」(続日本紀研究会編『続日本紀の諸相』所収、塙書房)
- 山本信吉2006「聖語藏『大方広仏華嚴經(自卷第七十二至卷第八十)』の書誌的考察」(『正倉院紀要』28号)
- 山本幸男2008「東大寺華嚴宗の教学と実践」(『南都仏教』91号)
- 吉川真司1988「奈良時代の宣」(のち『律令官僚制の研究』所収、塙書房、1998年)
- 吉川真司2004「律令体制の形成」(歴史学研究会・日本史研究会編『日本史講座 1 東アジアにおける国家の形成』所収、東京大学出版会)
- 吉津宜英1991『華嚴一乗思想の研究』(大東出版社)
- 吉津宜英1997「全一のアイデア—南都における『華嚴宗』成立の思想史的意義—」(鎌田茂雄博士古稀記念会編『華嚴学論集』所収、大蔵出版)
- ライシャワー、エドウィン O. 1955『*Enin's Diary—The Record of a Pilgrimage to China in Search of the Law*—』The Ronald Press Company, New York

- ライシャワー、エドウィン O. 1963『世界史上の円仁』(田村完誓訳、実業之日本社。のち改題して『円仁 唐代中国への旅』原書房1984年、また『講談社学術文庫 円仁 唐代中国への旅』1999年)
- 羅幸柱1996「古代朝・日関係における『質』の意味」(『史観』134)
- 李宇泰1983「新羅『村落文書』と村域に対する一考察」(『金哲俊博士華甲紀年史学論叢』所収、知識産業社、ハングル)
- 李宇泰1993「新羅西原京研究の現状と課題—村落文書を中心として—」(『湖西文化研究』11、ハングル)
- 李喜寛1994「新羅村落帳籍に見える村の性格」(のち『統一新羅土地制度史研究』所収、一潮閣、1999年、ハングル)
- 李基東2001(近藤浩一訳)「張保皋とその海上王国(上)(下)」(『アジア遊学』26・27号)
- 李弘植1954「日本正倉院発見の新羅民政文書」(のち『韓国古代史の研究』所収、新丘文化社、1971年、ハングル)
- 利光三津夫1962「百済亡命政権考」(『律令制とその周辺』所収、慶応通信、1967年)
- 利光三津夫1966「奈良時代における大学寮明法科」(のち『律令制とその周辺』所収、慶応通信、1967年)
- 李仁哲1993「新羅帳籍に見える村の形態と性格」(のち『新羅村落社会史』所収、一志社、1996年、ハングル)
- 李仁哲2001「新羅帳籍に対する幾つかの論議」(『韓国古代史研究』21、ハングル)
- 李成市1982「正倉院宝物氈貼布記を通して見た八世紀の日羅関係」(『朝鮮史研究会会報』67号)
- 李成市1989「蔚珍鳳坪新羅碑の基礎的研究」(のち『古代東アジアの民族と国家』所収、岩波書店、1998年)
- 李成市1990「高句麗と日隋外交—いわゆる国書問題に関する一試論」(のち『古代東アジアの民族と国家』所収、岩波書店、1998年)
- 李成市1994「渤海の対日本外交への理路」(のち『古代東アジアの民族と国家』所収、岩波書店、1998年)
- 李成市1997『東アジアの王権と交易—正倉院の宝物が来たもう一つの道—』(青木書店)
- 李成市1998「正倉院所蔵新羅氈貼布記の研究—新羅・日本間交易の性格をめぐって」(のち『古代東アジアの民族と国家』所収、岩波書店、1998年)
- 李成市2000「三国の統一と新羅・渤海」(武田幸男編『世界各国史2朝鮮史』所収、山川出版社)
- 李成市2004「新羅文武・神文王代の集権政策と骨品制」(『日本史研究』500)
- 李成市2005「古代朝鮮の文字文化」(平川南編『古代日本 文字の来た道』所収、大修館書店)
- 李成市2009「韓国木簡研究の現在」(工藤元男他編『東アジア古代出土文字資料の研究』所収、雄山閣)
- 李泰鎮1990「新羅村落文書の牛馬」(碧史李佑成教授定年退職紀年論叢『民族史の展開とその文化』上所収、創作と批評社、ハングル)
- 李文基2002「最近の韓国学界における韓国古代史研究の動向—新羅史関係資料問題を中心に—」

(『東洋文化研究』4)

李炳魯1993「九世紀初期における『環シナ海貿易圏』の考察—張保臯と対日交易を中心として」(『神戸大学史学年報』8)

李侑珍2004「九世紀、唐・新羅・日本の交易と商人」(『國學院大學大学院文学研究科紀要』35)

李鎔賢2008「佐官貸食記と百済貸食制」(国立扶余博物館『百済木簡』、ハングル)

李蘭映1983「統一新羅の銅製器皿について」(『大宰府古文化論叢』下巻所収、吉川弘文館)

梁正錫1999「新羅公式令の王命文書様式」(『韓国古代史研究』15、ハングル)

和田軍一1924a「淳仁朝に於ける新羅征討計画について(第一回)」(『史学雑誌』35-10)

和田軍一1924b「淳仁朝に於ける新羅征討計画について(第二回・完)」(『史学雑誌』35-11)

和田龍介2000「畝田・寺中遺跡」(『木簡研究』22)

渡邊誠2003「承和・貞観期の貿易政策と大宰府」(『ヒストリア』184号)

渡邊誠2005「文室宮田麻呂の『謀反』」(『日本歴史』687)

渡邊誠2007「藤原元利万侶と新羅の『通謀』」(『史学研究』258)

渡邊誠2009「日本古代の朝鮮観と三韓征伐伝説」(『文化交流史比較プロジェクト研究センター報告書』VI)